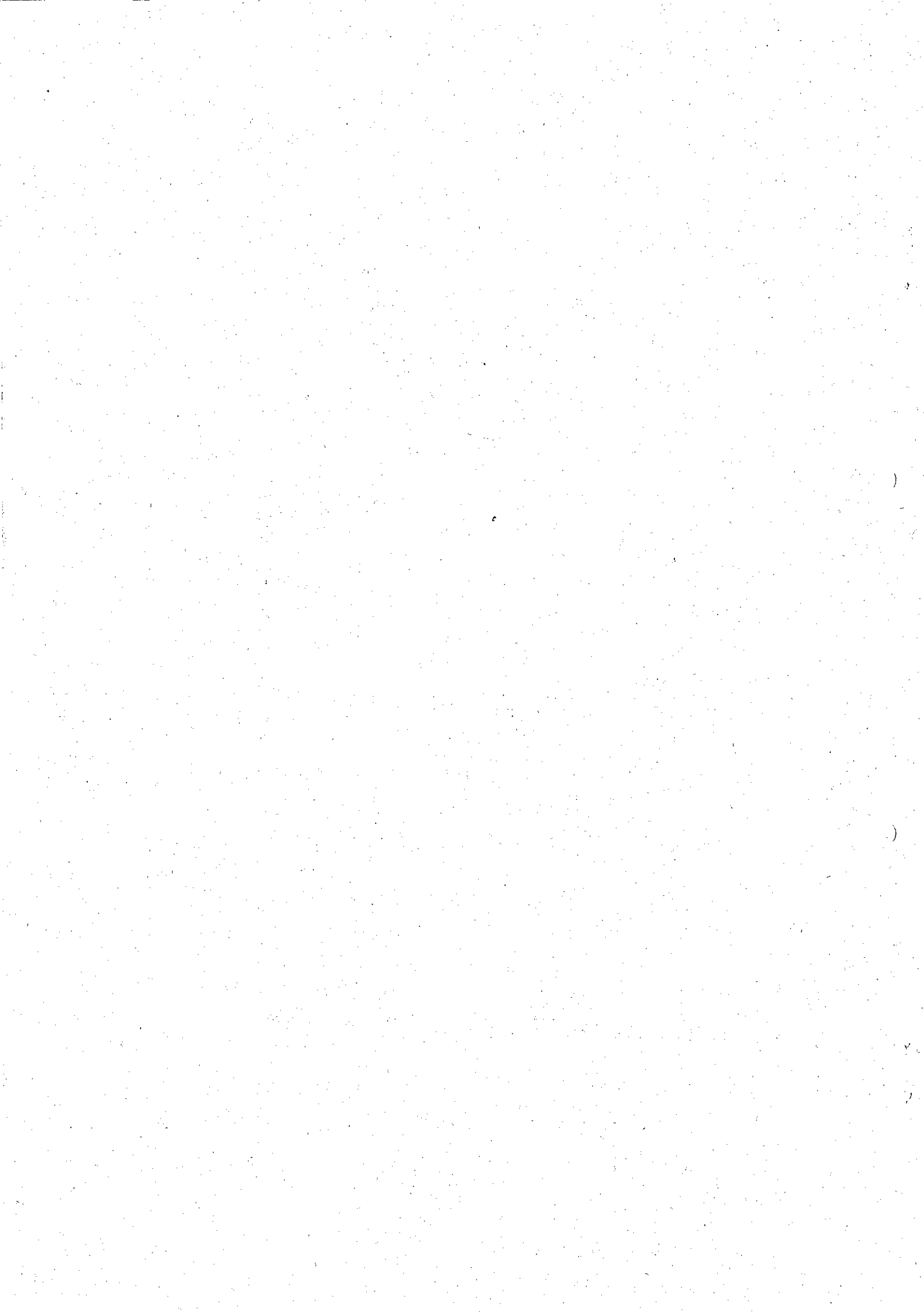


財政再建プログラム (案)

関 連 資 料

平成10年9月

大 阪 府



この資料は、財政再建プログラム（案）の構成に即して編集したものであり、
 < >内のページは、同（案）の参照ページを示す。

〔Ⅰ 大阪府財政の危機 <案3～15ページ関連>〕

（本資料ページ）

○主要財政指標の他府県比較	1
・経常収支比率の推移（昭和63年度～平成9年度）	2
・公債費比率の推移（昭和63年度～平成9年度）	3
・地方税及び法人二税（平成8年度）	4
・地方交付税（平成8年度）	5
・地方債残高（平成8年度、含む住民一人当たり）	6
○中・長期的な名目GDP成長率の想定と経済規模の推移（比較）	7

〔Ⅱ これからの社会と府政のあり方 <案22ページ関連>〕

○行政評価システム	8
○自己評価システムを導入している地方公共団体	9

〔Ⅲ 財政再建への具体的取組 <案23～64ページ関連>〕

□ 当面の施策再構築の具体的取組 <案35～39ページ関連>

▷ 【健康・福祉】 <案35～36ページ関連>

○府民が安心して介護保険サービスを受けることのできる基盤の整備	11
○高齢者・障害者・母子家庭等の自立支援につながる施策の充実	13
○医療体制の再編強化	14
○健康づくりの推進	15

▷ 【環境】 <案36ページ関連>

○ダイオキシン等有害化学物質対策の推進	16
○農空間などの持つ自然学習等の多面的機能の活用	17
○循環型モデル都市創造に向けた取組	18

▷ 【教育・文化】 <案36～37ページ関連>

○府立高校における特色づくり	19
----------------------	----

○多様な人材を活用した学校教育の充実	21
○私立幼稚園における子育て支援事業の充実	22
○育英会奨学金対象層の拡大	23
○府庁新別館における府民の文化・学習サービスの提供	24

▷【産業・労働】 <案37～38ページ関連>

○新産業創造環境の整備に向けた検討	25
○「静暇提供などを通じた企業活動活性化の支援	26
○深刻な雇用失業情勢の打開に向けた再就職支援	27
○立地プロモーション活動の重点化	28

▷【都市整備】 <案38～39ページ関連>

○災害に強い住まいとまちづくりの推進	29
○ふれあいハウジング（大阪版コレクティブハウジング）の推進	32
○公園の福祉化	33
○TDM（総合交通需要マネジメント）施策の具体化・試行	34

□ 経常収支の改善に向けて<案40～48ページ関連>

▷組織・機構 <案40ページ関連>

○組織・機構の検討課題	35
-------------	----

▷職員定数 <案41～42ページ関連>

○職員数の推移	37
○年齢別人員表（一般行政、教育、警察部門）	38
○公立学校の児童・生徒数の推移	39
○主要府県における職員数の状況（平成10年度）	40

▷給与 <案42～43ページ関連>

○主要府県における平均年齢、給料月額状況（平成9年度）	41
○都道府県ラスパイルズ指数（平成9年度）	42

▷施策経費の抑制 <案43～48ページ関連>

○個別見直し項目の概要（一般施策経費）	43
○個別見直し項目の概要（建設単独事業）	72
○個別見直し項目の概要（その他）	79

▷公の施設の改革 <案49～51ページ関連>

○公の施設の管理運営に係る予算・人員の概要	80
-----------------------	----

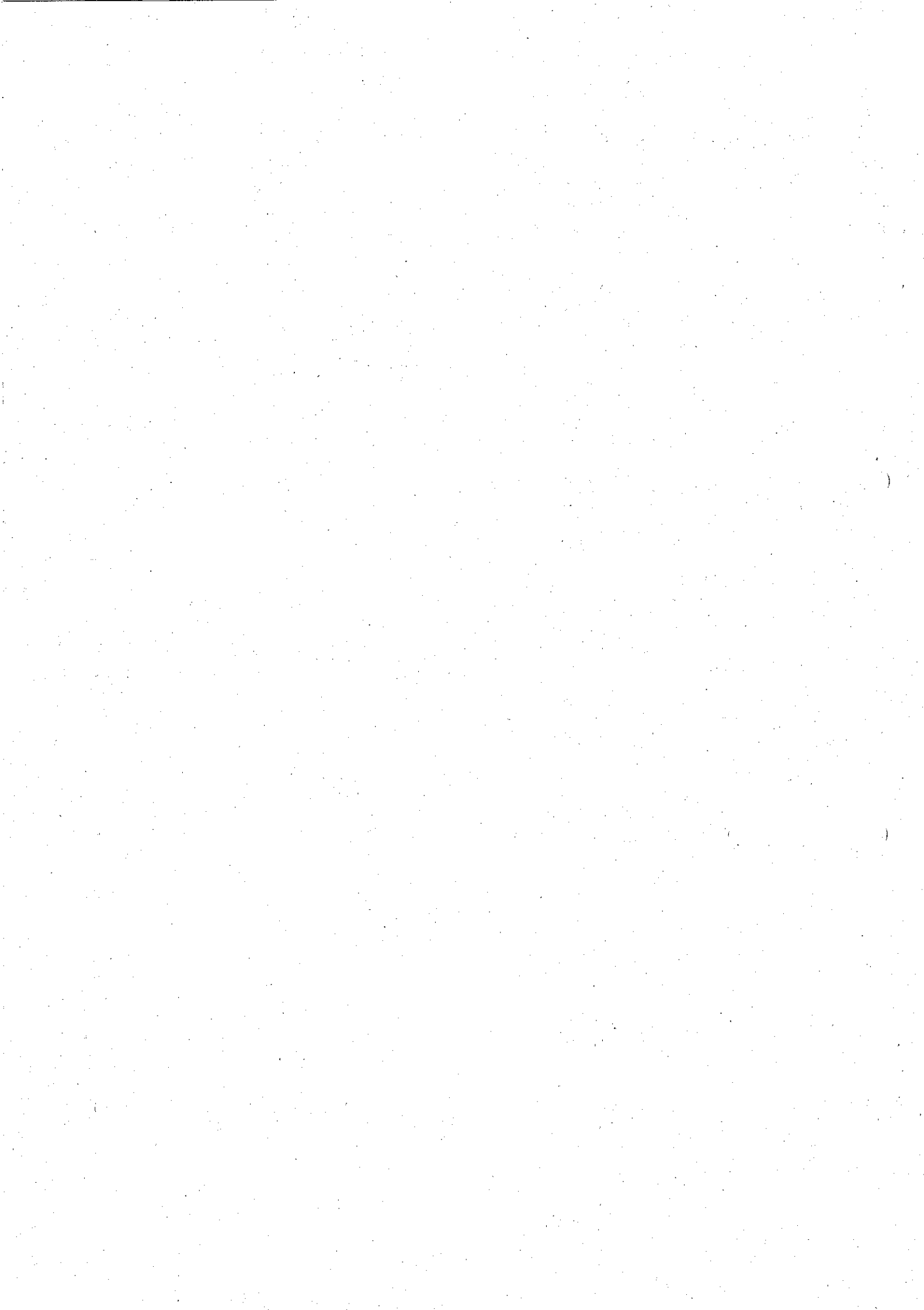
▷指定出資法人の改革 <案52～55ページ関連>	
○指定出資法人の概要	83
▷主要プロジェクトの取扱い <案57～59ページ関連>	
○面的開発プロジェクトと鉄軌道整備の概要	90
▷市町村との新たな関係 <案60～61ページ関連>	
○市町村補助金の平成11年度削減見込額一覧	96
○市町村振興補助金の他府県実施状況(平成10年度)	97
○農林市町村補助金の他府県実施状況(平成10年度)	98
○土木市町村補助金の他府県実施状況(平成10年度)	99
▷自主財源の確保 <案63ページ関連>	
○学校種毎の入学料(金)・授業料(納付金)の状況	100
○授業料・入学金の公私比較	101
○「今後の高校教育における公私にわたる受益と負担のあり方検討会」 報告(平成10年7月24日)抜粋	102

〔IV 国への要請 <案65～71ページ関連>〕

▷地方税制 <案65～68ページ関連>	
○国と地方の税収及び歳出の割合(平成8年度決算額、全国ベース)	103
○地方税源の充実強化及び安定的な地方税源の確保(法人事業税に係る 外形標準課税の導入)に関する国等の動きや位置づけ	104
・「衆議院地方行政・警察委員会附帯決議(平成10年3月20日)」抜粋	104
・「参議院地方行政・警察委員会附帯決議(平成10年3月31日)」抜粋	104
・「地方分権推進計画(平成10年5月)」抜粋	105
・全国知事会「平成11年度国の施策並びに予算に関する要望 (平成10年7月16日)」抜粋	105

〔V 府財政の再建に向けて <案72～73ページ関連>〕

○減収補てん債、退職手当債及び財政健全化債の制度概要	107
----------------------------	-----



主要財政指標の他府県比較

主要財政指標の他府県比較に関する資料については、下記の前提により作成した。

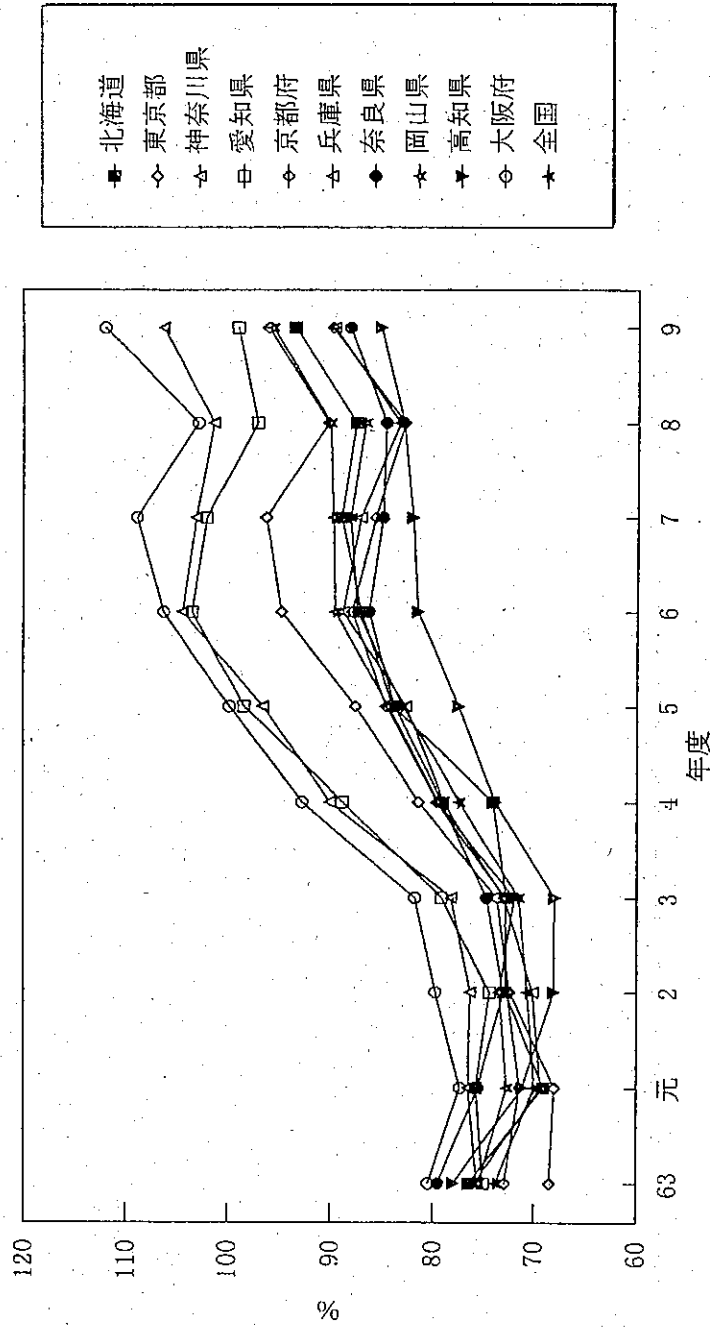
- (1) 普通会計の決算ベースとした。
- (2) 比較対象の都道府県については、大都市圏域の府県（神奈川県、愛知県）、近隣府県（京都府、兵庫県、奈良県）及び自治省の財政力指数によるグループ設定におけるC・D・Eグループから各1道県（C：岡山県、D：北海道、E：高知県）を、それぞれ選定した。

グループ	財政力指数 平成6～8年度	所 属 団 体	団体数
B1	0.800～1.000	愛知県、大阪府、神奈川県	3
B2	0.500～0.800	静岡県、埼玉県、千葉県、京都府、兵庫県、福岡県、茨城県、群馬県、栃木県、広島県、宮城県、岐阜県、滋賀県、三重県	14
C	0.400～0.500	石川県、岡山県、長野県、福島県、新潟県、福井県、香川県、富山県、山口県、奈良県	10
D	0.300～0.400	北海道、山梨県、愛媛県、熊本県、佐賀県、大分県、和歌山県、山形県	8
E	0.300未満	岩手県、長崎県、鹿児島県、青森県、秋田県、徳島県、宮崎県、鳥取県、沖縄県、島根県、高知県	11
F	1.06876	東京都	1

(注) 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

- (3) 各道府県人口は、平成9年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用した。
- (4) 各データは、各年度の「都道府県決算の概況」、「都道府県決算状況調」及び平成8年度「都道府県財政指数表」（いずれも自治省財政局指導課）を参照した。ただし、平成9年度の数値については、各団体からの聞き取りによった。

経常収支比率の推移



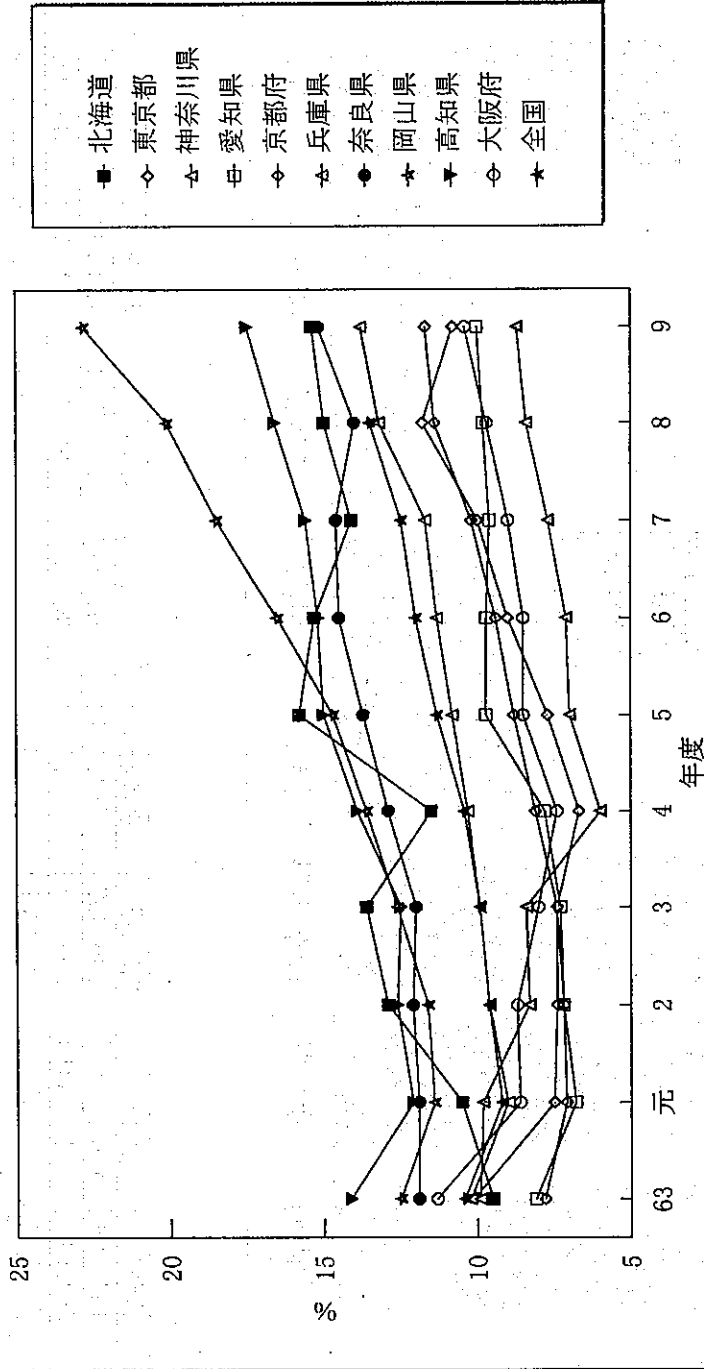
経常収支比率の推移

	63	2	3	4	5	6	7	8	9
北海道	76.4	69.1	72.9	72.8	74.1	84.0	89.0	87.6	93.5
東京都	68.5	68.0	72.5	73.7	81.5	87.6	96.3	90.3	96.1
神奈川県	75.6	76.5	76.3	78.2	90.1	96.6	103.0	101.3	106.2
愛知県	75.0	75.7	74.4	79.2	88.8	98.4	102.0	97.1	99.0
京都府	72.9	71.5	72.7	72.9	79.7	84.6	85.7	82.9	89.9
兵庫県	75.8	69.4	70.2	73.0	79.0	82.7	87.1	83.4	89.7
奈良県	79.5	75.5	73.1	74.7	79.2	83.8	85.0	84.7	88.2
岡山県	75.4	72.7	73.5	72.0	79.6	84.4	89.8	90.1	95.7
高知県	77.9	71.2	68.1	68.0	73.9	77.5	82.1	83.0	85.2
大阪府	80.5	77.3	79.8	81.8	92.8	99.8	108.9	102.8	112.0
全国	73.8	70.0	70.7	71.6	77.4	83.0	88.1	86.7	-

(単位:%)

*全国の数値は加重平均である。

公債費比率の推移



公債費比率の推移

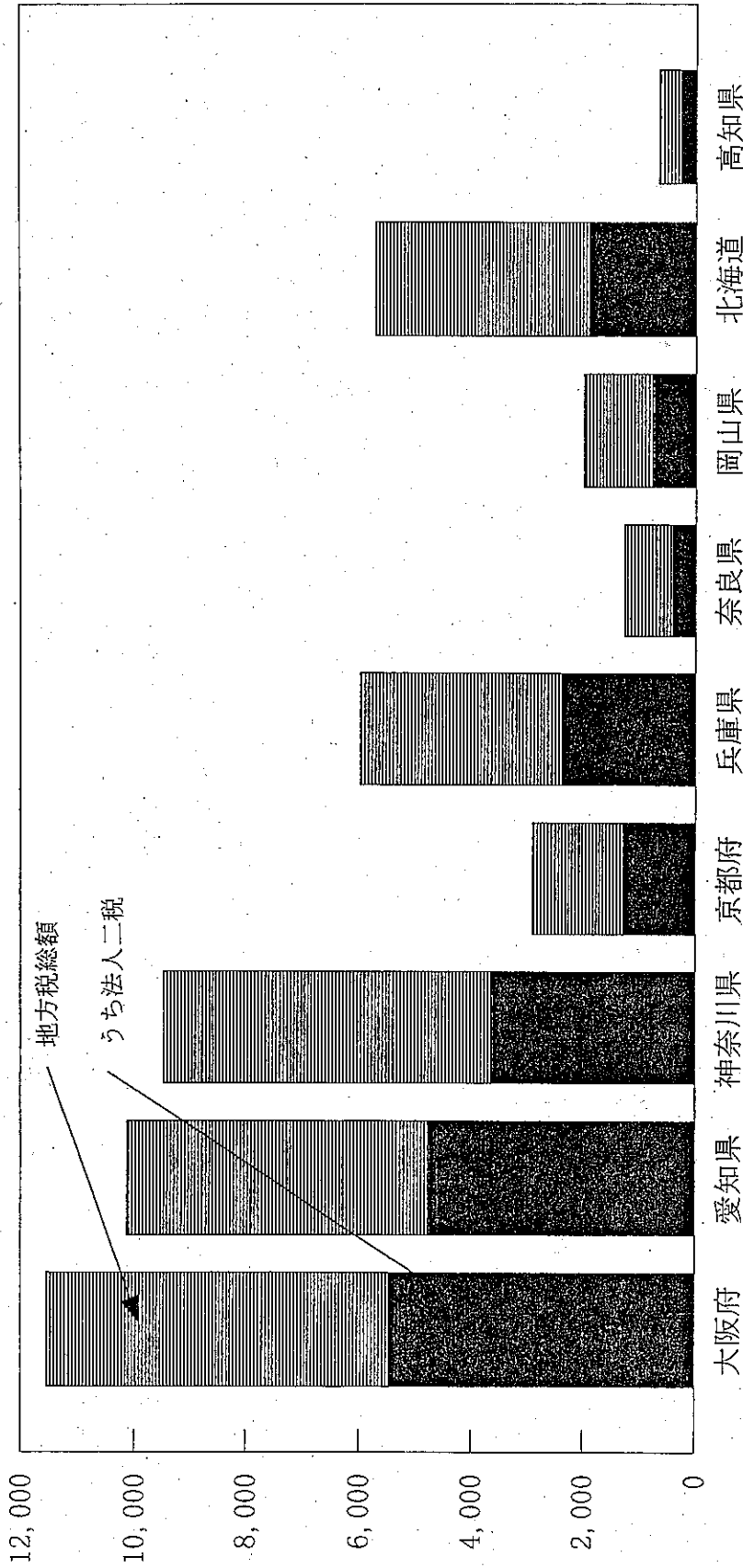
	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
北海道	9.5	10.5	12.9	13.6	11.5	15.8	15.3	14.1	15.0	15.4
東京都	10.1	7.5	7.4	7.4	6.7	7.7	9.0	10.0	11.8	10.8
神奈川県	9.9	9.8	8.3	8.4	6.0	7.0	7.1	7.7	8.4	8.7
愛知県	8.1	6.8	7.2	7.3	7.8	9.7	9.7	9.6	9.8	10.0
京都府	7.8	7.1	7.2	7.4	8.1	8.8	9.4	10.2	11.4	11.7
兵庫県	10.2	9.0	9.6	9.9	10.3	10.8	11.3	11.7	13.2	13.8
奈良県	11.9	11.9	12.1	12.0	12.9	13.7	14.5	14.6	14.0	15.2
岡山県	12.5	11.4	11.6	12.6	13.6	14.7	16.5	18.5	20.1	22.8
高知県	14.1	12.1	12.6	12.5	13.9	15.0	15.2	15.6	16.6	17.5
大阪府	11.3	8.6	8.7	8.0	7.4	8.5	8.5	9.0	9.7	10.4
全国	10.4	9.2	9.6	9.9	10.4	11.3	12.0	12.5	13.5	-

(単位:%)

*全国の数値は単純平均である。

地方税及び法人二税(平成8年度)

単位：億円



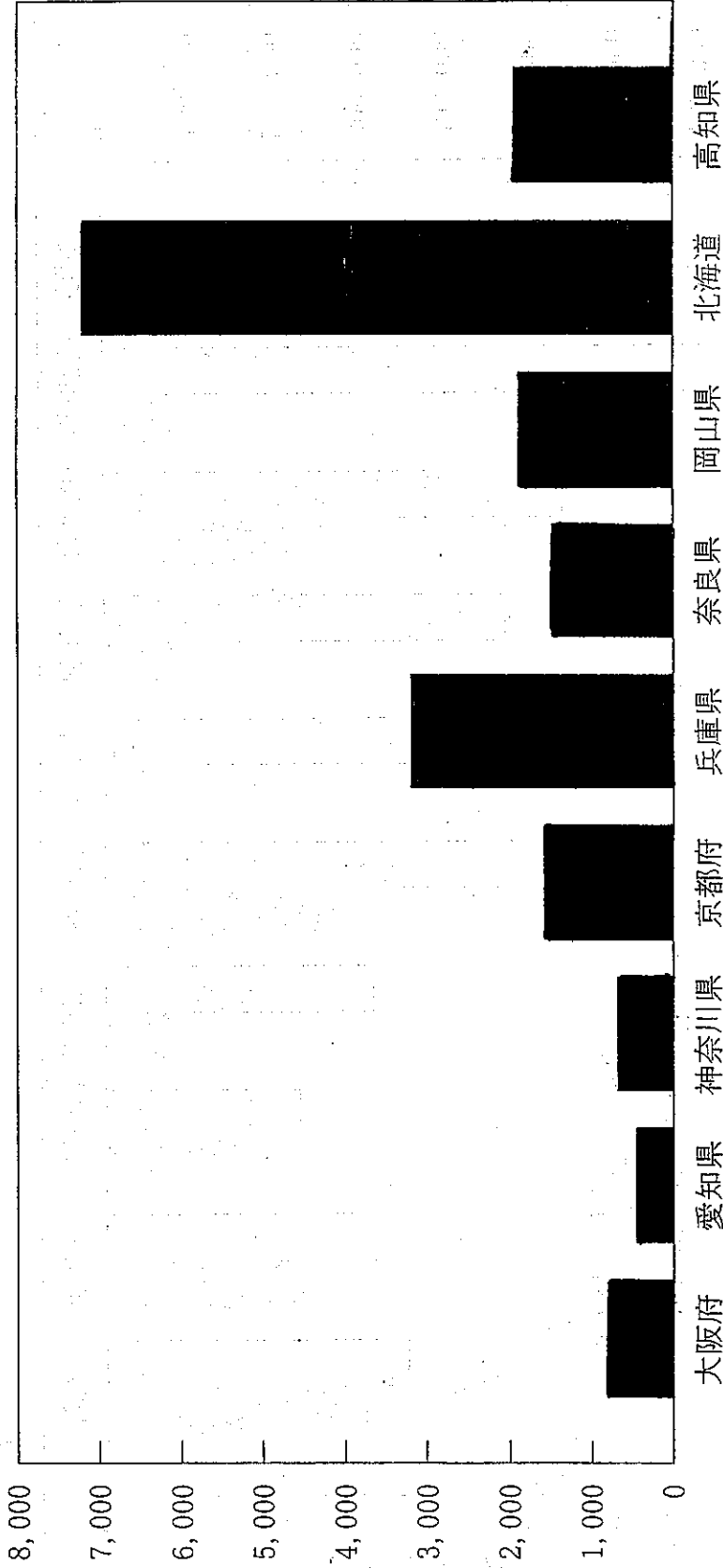
地方税及び法人二税(平成8年度)

	大阪府	愛知県	神奈川県	京都府	兵庫県	奈良県	岡山県	北海道	高知県	全国
地方税総額 (百万円) a	1,154,866	1,012,211	946,497	291,124	597,948	123,779	198,511	571,715	65,236	12,226,546
うち法人二税 (百万円) b	554,912	473,331	360,393	125,557	238,463	40,665	72,672	189,349	23,362	4,791,669
割合 b/a (%)	48.0	46.8	38.1	43.1	39.9	32.9	36.6	33.1	35.8	39.1

* 全国の数値は、東京都を除いたものである。
 * 法人二税 = 法人事業税 + 法人府(県、道)民税

地方交付税 (平成8年度)

単位：億円



地方交付税 (平成8年度)

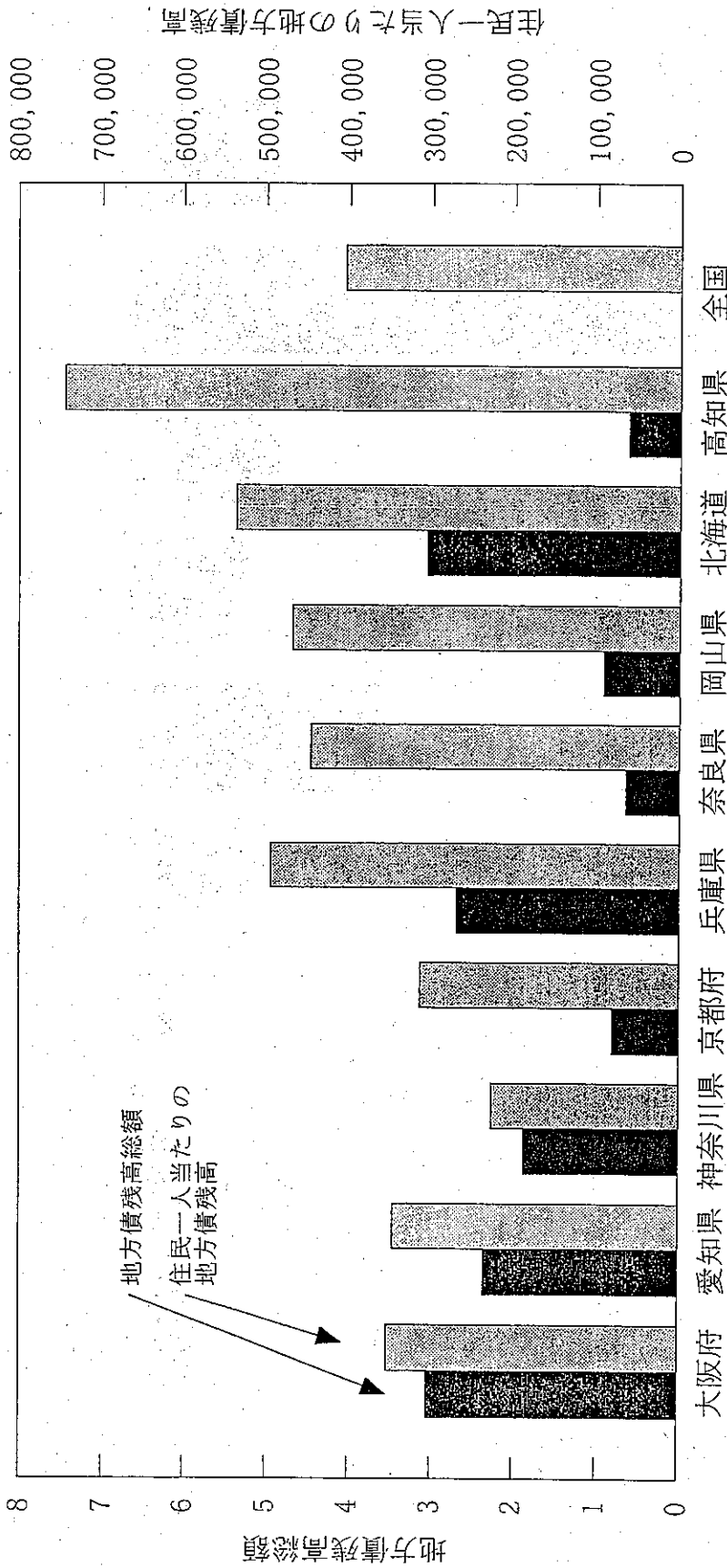
地域	交付税総額 (百万円)	大阪府	愛知県	神奈川県	京都府	兵庫県	奈良県	岡山県	北海道	高知県	全国
地方交付税総額 (百万円)	8,862,807	80,898	44,977	68,217	157,102	318,746	147,396	188,028	720,708	193,371	8,862,807

*全国の数値は、東京都を除いたものである。

地方債残高 (平成8年度)

単位：兆円

単位：円



地方債残高 (平成8年度)

地方債残高総額 (百万円)	大阪府	愛知県	神奈川県	京都府	兵庫県	奈良県	北海道	高知県	全国
地方債残高総額 (百万円)	3,039,713	2,354,174	1,867,328	800,825	2,692,110	641,709	3,057,891	614,082	45,984,457
一人当たりの額 (円)	353,148	346,132	227,240	313,413	494,272	445,364	537,220	744,874	404,500

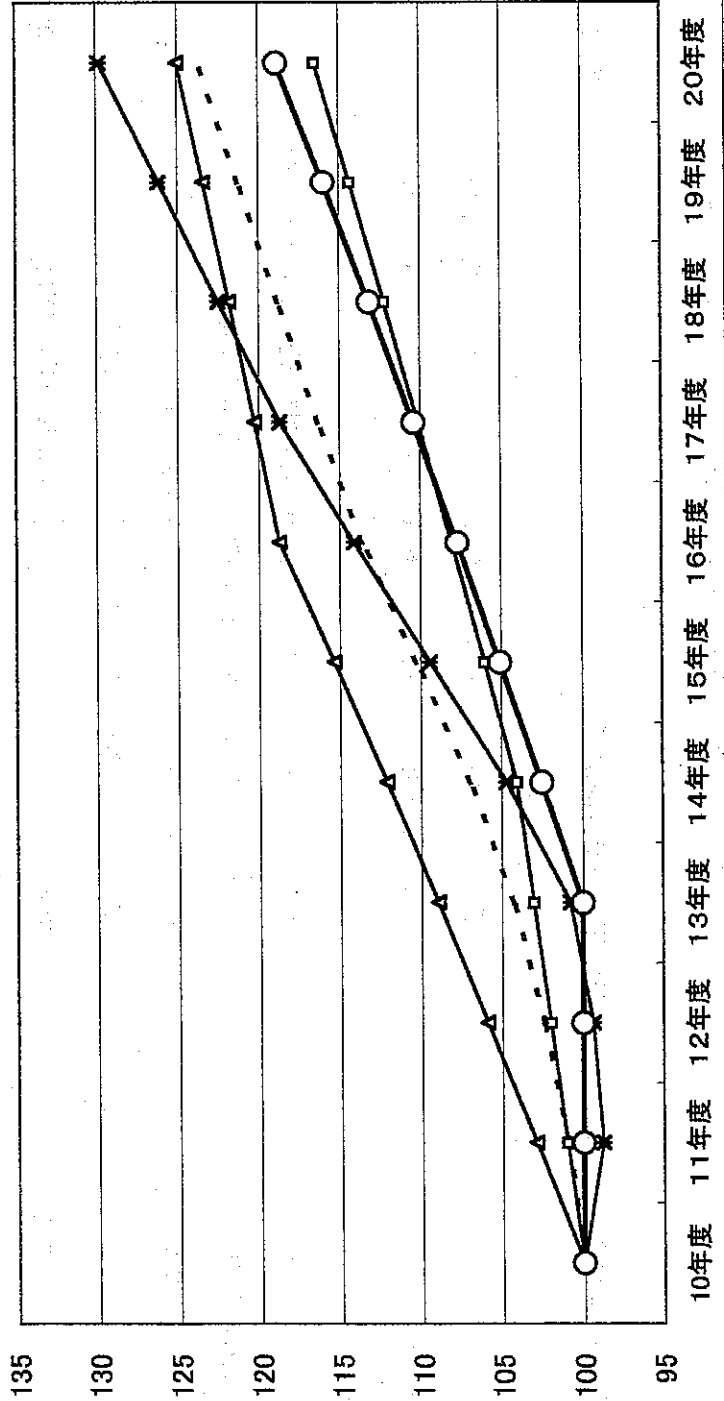
*全国の数値は、東京都を除いたものである。

中・長期的な名目GDP成長率の想定と経済規模の推移(比較)

予測機関	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
民間	第一生命 (10.8.28)		-1.2	0.6	1.4	3.9	4.5	4.3	4.0	3.2	3.0	2.9
	H10=100	100	98.8	99.4	100.8	104.7	109.4	114.1	118.7	122.5	126.2	129.8
	日本経済研究センター(10.2.26)		2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	1.3	1.3	1.3	1.3
	H10=100	100	102.9	105.9	109.0	112.1	115.4	118.7	120.3	121.8	123.4	125.0
	日興リサーチセンター (10.2.4)		1.0	1.0	1.0	1.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
H10=100	100	101.0	102.0	103.0	104.1	106.0	108.1	110.1	112.2	114.3	116.5	
民間3調査機関平均		0.9	1.5	1.8	2.6	3.1	3.0	2.4	2.1	2.1	2.0	
H10=100	100	100.9	102.4	104.2	106.9	110.2	113.6	116.3	118.8	121.3	123.7	
府	財政再建プログラム案		0.0	0.0	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	H10=100	100	100.0	100.0	100.0	102.5	105.1	107.7	110.4	113.1	116.0	118.9

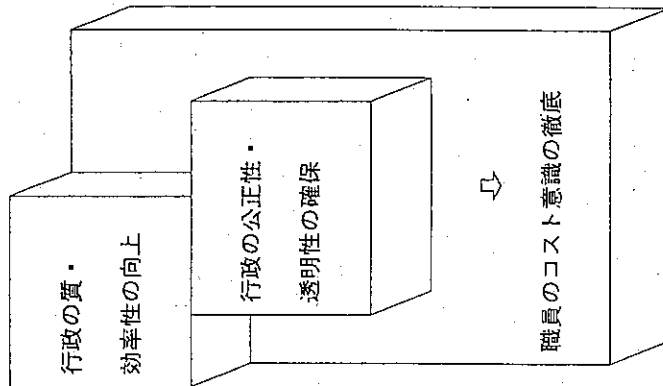
※1 ()内は公表年月日 ※2 GDPは、国内総生産の略

経済規模 H10=100



〔行政評価システムの目指すもの〕 ⇒

〔行政評価システムの基本構造〕



(1) 事務事業の効率や効果をできるだけ数値による指標によって把握し評価する。

・ 公民役割分担、市町村との役割分担等、事務事業見直しの視点も検討

(2) 更に公共事業等については、事業着手後一定期間を経過したのについて事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて再評価も実施する。

対象事業	評価の視点
事業採択後一定期間を要した公共事業 ・ 事業採択後、5年間経過した時点で未着工 ・ 事業採択後、10年間経過した時点で継続中 ・ 社会経済情勢等の急激な変化が生じた場合	・ 事業の進捗状況 ・ 社会経済情勢等の変化 ・ 事業採択時の費用効果分析の要因の変化 ・ コスト縮減や代替案立案の可能性

(3) 専門家等第三者による外部評価の仕組みを導入する。併せて、評価結果等を公表する。

(4) 評価結果は予算や組織・定数に反映する。

行政評価システムの実施例

◆ 事務事業評価

- ・ 事務事業ごとに効率性や効果を数値で示す指標を設定して評価、結果を施策に反映させる。
- ・ 同時に事務事業の目的妥当性や公民、市町村との役割分担からの評価も実施。

◆ 業務棚卸し

- ・ 係単位の行政目的を基本に、施策の効果を数値化し、施策の妥当性を評価。
- ・ 同時に行政目的達成の観点から各事業の必要性、有効性を判断。

◆ 時のアセスメント

- ・ 長期間停滞している施策などを客観的な基準で再評価し、必要に応じて見直しを行う。

自己評価システムを導入している地方公共団体(その1)

名称	北海道	岩手県	山形県	群馬県	埼玉県	福井県
導入時期	平成9年度	平成9年度	平成9年度	平成9年度	平成10年度	平成9年度
根拠	要綱	要綱	通知	行革大綱、通知	行革大綱、通知	行革大綱、通知
背景・目的	時の経過によって社会状況や住民要望が変化しており、多角的、多面的な視点から施策を検討	厳しい財政環境の中、機動的、効率的な行政運営の確保するためシステムを確立	厳しい財政状況の中、職員へのコスト意識の啓発と限られた財源の効率的配分、効果的な執行の実現を図る	財政状況の悪化、地方分権の推進等の状況下、経費の見直し等による公費支出改革を図る	県民に対する行政の説明責任を高め、財政状況への対応	厳しい財政状況を踏まえ既存の事業の徹底した見直しを行う
評価の主体	各部署→検討チーム	各部署→財政課	各課室	各部署	各部署	各部署、事務事業評価専門部会
第三者の関与	なし	なし	なし	なし	なし	なし
システム策定過程	なし	なし	なし	なし	なし	なし
具体的評価段階	なし	なし	なし	なし	なし	なし
評価対象	長期停滞した施策 ・ 価値、効果が低下している施策 ・ 長期停滞するおそれのある施策	事務事業全般	人件費等を除くすべての経費	事業実施後3年以上経過の事業 単独事業	事務事業全般 (公債費、扶助費を除く)	長期継続事業を中心とした既存事業
評価時期	事中	事前、事中	事前、事中	事中	事中	事中
評価の反映	個別に対処	予算編成	予算編成	予算編成	予算編成	予算編成
評価の観点	必要性、妥当性、優先性、効果、住民意識、代替性	時代の要請に応えていないか、コストに見合った効果を挙げているか等	必要性、官民の役割分担、県・市町村の役割分担、効率性、経済性	社会経済情勢の変化、効果、コスト・業務量削減策の有無等	・ 県民生活の維持に必要不可欠か ・ 新5か年計画の実現に必要なか ・ 目的・手法・コストは適正か	県民ニーズ、コスト見合い、類似事業の重複ないか、経費の節減等
評価方法	部局長の評価→検討チームの評価→政策会議に報告	A～Dの4ランク付け	評価指標の数値化、数値目標の設定による再評価	効果、執行方法を評価	数値指標化 自己採点評価(担当者) 総合評価(所属長)	調査を作成し評価
公開	インターネット等	求めに応じて公開	本格実施の際に公開を検討(現在はマスコミの閲覧に当たっている)	なし	記者発表 公開予定	なし
問題点等	特になし	予算編成時期と重なり作業が大変。指標の設定が困難	評価の仕方にばらつき	事務量の増大、評価の一元化	今後検討	対象事業範囲の拡大、体制整備

自己評価システムを導入している地方公共団体(その2)

名称	静岡県	三重県	佐賀県	札幌市	川崎市
導入時期	平成9年度	平成8年度	平成10年度予算重要施策基本方向ヒアリング 平成9年度	事業再評価プログラム 平成9年度	川崎市事業再評価実施要綱 平成10年度
根拠	行政大綱	さわやか運動推進大綱 行政システム改革	行政基本方針、通知	行政大綱、通知	要綱
背景・目的	「県民本位」「ゼロベース」からの再設計」を基本理念に行政改革に取組んで、それぞれの一環として業務の成果、効果を評価	行政改革推進運動(さわやか運動)を展開し、「生活者起点の行政運営」の実現を基本目標として評価システムを導入	財政基盤が脆弱な本県財政にとり、抜本的な事務事業の見直しを行う必要があり、新たな予算要求方式を導入	財政環境が厳しさを増しており、新たな時代に対応した安定した行政運営を進めるため総点検を行う	時代状況や市民要望の変化を踏まえ、これまでの諸施策の大胆な見直しを図る
評価の主体	知事、部局	各課→各部局	部局→財政部局→知事	各部局	市長
第三者の関与 ・システム 策定過程 ・具体的評価 段階	県民のこえ委員会の意見聴取 インターネット等からのアンケートの意見聴取	なし なし	なし なし	なし なし	市議会の意見、要望等 市民からの意見、要望等
評価対象	本庁の係・スタッフの業務全般	公債賞等を除く事務事業	新規施策・重要施策(産業基盤整備、生活基盤整備、国土保全等)	5年計画(H8~12)事業及び既往事業	中期計画事業のうち投資的経費事業
評価時期	事前、事中	事前、事中	事前、事中	事前、事中	事前、事中
評価の反映	総合計画策定、予算編成等	予算編成、総合計画	予算編成	予算編成、個別事業の計画・管理	中期計画の策定
評価の観点	実施内容(アウトプット)と実施効果(アウトカム)で評価 必要性、効率性等から見直し	目的と成果、環境変化、妥当性等	必要性、優先性、代替性、妥当性、効果	目的、効果、緊急性、効率性、公民の役割分担、受益者負担の原則等	社会的関心、社会的影響、前提条件の変容、特性等
評価方法	業務指図表の作成	目標を指標化し、自己評価	A~Eの5段階総合評価	評価基準に基づき再評価	財務分析、経済波及効果、採算性、市民ニーズ等から評価
公開システム ・具体的評価	インターネット、閲覧 記者発表	公表 窓口での閲覧	なし なし	広報誌、インターネット "、" "	記者発表等 記者発表、広報紙、インターネット等
問題点等	業務指図表の記載内容の1層の充実等	評価表のレベルアップ、システムの見直し	システムの改善	目標の数値化、市民との情報共有化	評価手法の確立、費用負担

当面の施策再構築の具体的取組

項目名 府民が安心して介護保険サービスを受けることができる基盤の整備

【背景・考え方】

介護保険制度導入後の介護サービスの提供は、高齢者等介護保険の給付対象となった要介護者本人や家族の希望に沿って、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき介護サービスの給付を受けることになる。

このような中で、都道府県の基本的な役割の一つとして、介護サービスの提供を行う事業者の指定とその情報を府内各市町村に伝達することが求められる。

本府においては、府民自らの選択による適切なサービスを受けられる環境の整備を積極的に推進するため、府域全域をカバーする介護情報提供システムの整備を行う。

【施策の具体的内容】

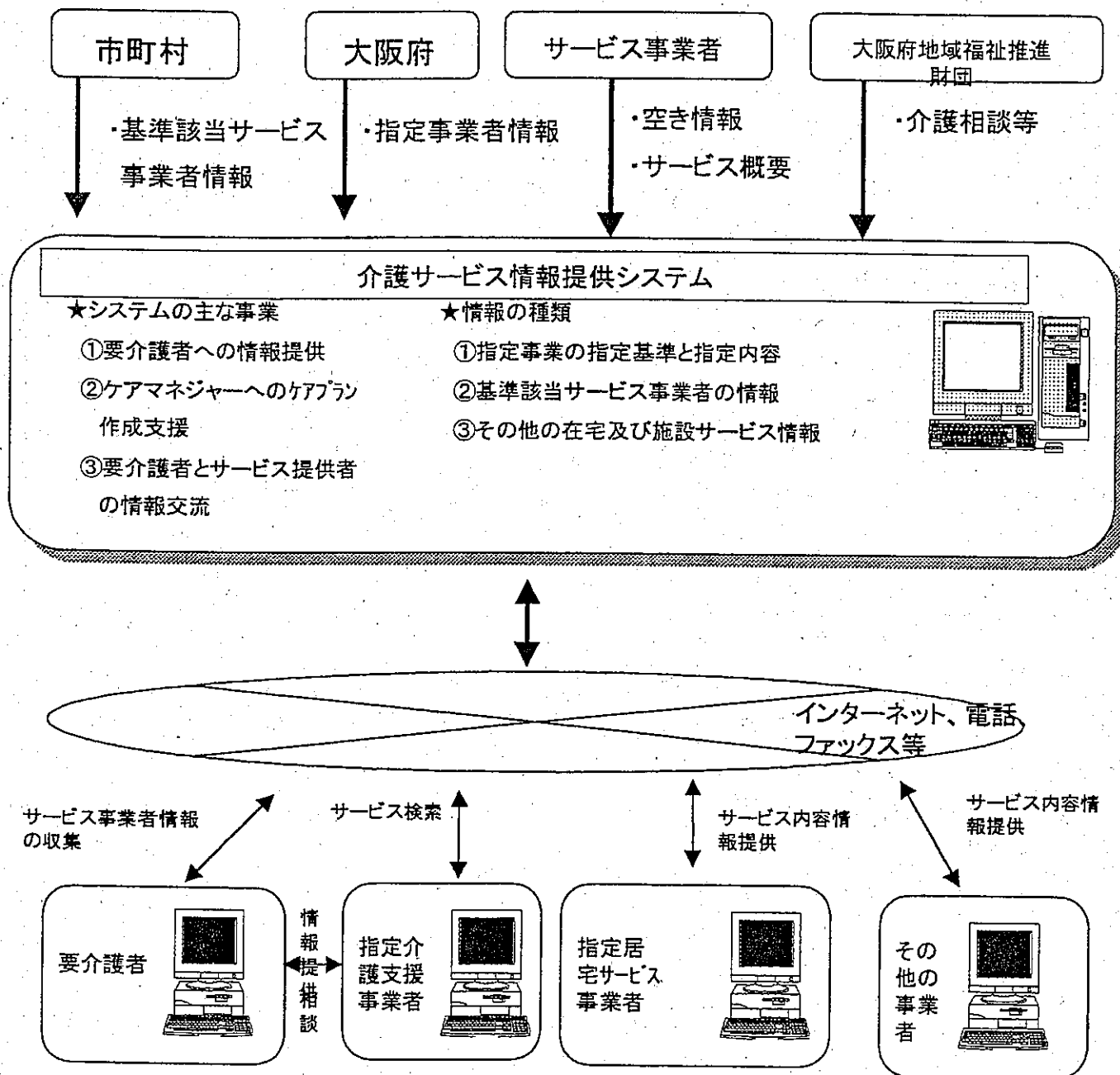
<現時点での案>

- ・情報提供主体：府、市町村、大阪府地域福祉推進財団、介護サービス提供事業者
- ・開発運営主体：検討中
- ・情報提供内容：指定事業者情報、基準該当サービス事業者情報、事業者関連情報（空き情報、施設・サービス概要等）、介護相談等
- ・システム内容：インターネット、電話、ファックス等を活用
- ・実施時期：平成11年度試行稼働、平成12年4月本格稼働
- ・スケジュール
 - H10. 9～ システム内容、費用負担のあり方の検討
 - H11. 7頃 事業者指定情報、基準該当サービス情報等の入力
 - H11. 10頃 情報提供の試行（要介護認定の開始時期とあわせる）
 - H12. 4 本格稼働

【その他参考事項】

システム概要（次頁参照）

介護情報提供システムの概要(案)



項目名	高齢者・障害者・母子家庭等の自立支援につながる施策の充実
<p>【背景・考え方】</p> <p>これからの福祉社会においては、高齢者や障害者、母子家庭等をはじめ、すべての人が、自己の持てる力を最大限に活かしながら、自己の判断と自由な選択のもとに社会の一員として人間としての誇りをもって、自己実現を図っていくことができる条件整備を、より一層進めていくことが必要である。</p> <p>そのため、個人の尊厳に立脚した自立支援への施策展開を図ることを基本に据え、就労機会の拡大、介護基盤の充実、生きがいにつながる社会参加機会の拡大などの施策の多様化・総合化を進める。</p> <p>【施策の具体的内容】</p> <p>厳しい社会経済情勢にあっても、高齢者や障害者などが自立して安心して暮らせる福祉社会を構築することが重要である。</p> <p>このため、自立支援の強化や受益と負担のあり方を見直しの柱として、平成10年中に福祉施策全般の再構築について、府社会福祉審議会へ諮問し、その議論等を踏まえ具体的な自立支援策の内容を検討していく。</p>	

項目名

医療体制の再編強化

【背景・考え方】

地域での身近な医療から高度な医療までを、迅速かつ容易に受けることができるよう、医療体制を整備するとともに、利用者に対して基本的な情報を提供し、府民の医療アクセスを確保する。

【施策の具体的内容】

- ・ かかりつけ医・歯科医・薬局に関する広報活動や紹介システムの整備などによりかかりつけ医等の普及をすすめるとともに、在宅の寝たきり高齢者等に対して、専門の医師等による往診がスムーズに行われるよう、かかりつけ医等との連携体制を整備していく。
- ・ 特定科目（眼科、耳鼻咽喉科）救急や小児救急について、救急医療対策審議会の答申も踏まえながら、きめ細かい救急医療サービスが提供できる体制の整備をすすめる。
精神科救急については、府立中宮病院と民間病院の連携強化と受入体制の充実を図り、救急医療体制の整備をすすめる。
- ・ どのような機能を持つ医療機関がどこにあるのかを分かりやすく示したマップを作成し、府民の身近な医療から高度医療まで幅広い医療サービス情報の提供を推進する。

項目名	健康づくりの推進
-----	----------

【背景・考え方】

こころとからだの健康づくりにかかる主体的な取組を支援するため、指導者や専門ボランティアを養成するとともに、府立こころの健康総合センターや健康科学センター（仮称）と保健所、市町村等とのネットワークを整備していく。

【施策の具体的内容】

- ・ 健康科学センター（仮称）では、科学的・実践的な健康づくりのノウハウを開発し、保健所や市町村等とのネットワークを活用して普及していくこととしている。そのような活動の一環として「健康ふれ愛推進員（仮称）」を育成し、スポーツやレクリエーションなど地域における府民の主体的な健康づくり活動や健康学習の支援、健康情報の普及などを行う。
- ・ こころの健康総合センターと保健所との連携のもと、痴呆症専門のボランティアを養成し、痴呆性高齢者やその家族を病院や在宅で支援するとともに、精神保健専門ボランティアを養成し、身近な地域で関係施設とも協力しながら、精神障害者の自立と社会参加を支援する。

項目名	ダイオキシン等有害化学物質対策の推進
-----	--------------------

【背景・考え方】

社会経済活動の様々な局面で発生する可能性のある有害化学物質は、環境汚染や人への悪影響を招く恐れがあり、大きな社会問題になっている。

特に、ダイオキシン問題については、能勢町の豊能郡美化センター周辺の土壌から高濃度のダイオキシン類が検出されたことにより、府民の不安が高まっている。

有害化学物質については、その発生過程や環境中での挙動といったメカニズム等、まだ十分解明されていないのが現状であり、国との連携を図りながら、早急に環境汚染の実態把握に努めるとともに、効率的な検査・分析体制を構築する必要がある。

【施策の具体的内容】

1. 環境汚染の実態把握等

「大阪府ダイオキシン対策会議」に環境調査部会を設置し、一般環境中のダイオキシン類の状況調査を行うこととしており、今年度は大気質、水質等の環境モニタリング調査を実施している。

環境庁が行う「ダイオキシン類緊急全国一斉調査」の一環として、府域においても7市（堺市、和泉市、泉大津市、高石市、八尾市、茨木市、枚方市）で調査されることとなっており、府としても本調査に全面的に協力するなど、実態把握及び対策の推進に努めていく。

2. 検査・分析体制の構築

ダイオキシン等有害化学物質には、低濃度であっても極めて強い毒性を有するものがあることから、従来の分析と異なり、新たな視点での対応が求められている。このため、本年4月に学識経験者を交えて設置した「有害大気汚染物質検査分析体制検討会」での検討をすすめ、本年度の検討結果を踏まえて対応を図る。

項目名	農空間などの持つ自然学習等の多面的機能の活用
-----	------------------------

【背景・考え方】

農林業における持続的・継続的な生産活動によって保全されてきた農地、森林、水域などは、それ自体貴重な自然資源であるとともに、環境保全機能や学習機能などの多面的機能を有している。また、農林業の生産活動は、本来、自然循環的な機能を持っており、家畜ふん尿や食品残渣等の有機性廃棄物を資源として再利用することにより、さらに農業の自然循環機能を高めることができると言われている。

このため、農業基本法の改正の動きなどを踏まえつつ、農林業や農空間、周辺山系などが持つ多面的な機能を活用して、府民が自然に親しみ、自然を大切にするライフスタイルの普及促進に努める。

【施策の具体的内容】

1. 資源循環への取組

現在、農林技術センターにおいて、食品残渣等有機性廃棄物を対象とした再生肥飼料化や畜産経営により発生するふん尿を分離した堆肥化に係る技術開発を行っているところである。今後、これらとあわせて民間における植木剪定枝の堆肥化施設の整備を促進するなど、実践のための条件整備に努める。

2. 都市住民の農体験の促進

農空間の持つ自然や景観、伝統文化などの資源や、農のもつ教育的機能、レクリエーション機能などの多面的機能を活かした農とのふれあい、体験の場の整備等をすすめることにより、都市住民の農体験の促進に努める。

3. 自然学習の促進等

国定公園拡大地域における紀泉ふれあい自然塾等の利用拠点の整備に取り組んでいるところであるが、今後は、これらの拠点を活用し、府民の森の「パークレンジャー」や(財)大阪みどりのトラスト協会の「みどりすと」等の自然解説・体験ボランティアリーダーの育成や自然学習の促進を図っていく。

また、棚田を含む農空間においては、環境保全や防災などの多面的機能を活かす基盤整備をすすめており、今後は「棚田地域水と土保全基金」を活用し、持続的な保全活動を促進するためのボランティアとその受皿となる地域コミュニティの育成に努め、府民が自然に親しみ、自然を大切にするライフスタイルの普及促進を図っていく。

項目名	循環型モデル都市創造に向けた取組
-----	------------------

【背景・考え方】

持続的発展が可能な循環型都市づくりをすすめるためには、府民・事業者の省エネやリサイクルなどへの取組が必要であり、その普及促進を図るためには、本府自らが環境保全のための取組をすすめ、その姿勢を対外的にアピールするとともに、事業者等の取組に対する支援を行う必要がある。

このため、環境ISO（ISO14001）の認証取得、低NO_x車の普及促進、府有施設への環境にやさしい高効率化エネルギーシステムの導入促進を図る。

【施策の具体的内容】

1. 環境ISOの取得

現在、環境行政推進会議において「環境ISOの認証取得に向けた基本的な考え方」を取りまとめたところであるが、今後、認証取得要件である「大阪府庁環境管理マニュアル」（仮称）を作成し、内部監査を実施して、登録機関の審査を受け、本年度内を目途に認証を取得し、電気や紙の使用量の大幅削減などをすすめる環境マネジメントシステムを導入する。

2. 低NO_x車の普及促進

「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」の目標達成のため、適切な計画の進行管理と一層の事業推進により自動車排出窒素酸化物の削減を図る必要があり、このため、府内の中小事業者の購入資金についての融資制度などを通じ、低NO_x車の普及促進に努める。

3. 高効率化エネルギーシステムのモデル的導入

現在、省資源、省エネルギー型の社会経済システムへの転換をめざした「エコエネルギー都市・大阪計画」の平成11年度策定に向けて、国と連携して調査をすすめているが、今後、同計画の具体化の一環として、府有施設に対して、コジェネレーションなど環境にやさしいエネルギーシステムのモデル的な導入をすすめる。

項目名	府立高校における特色づくり
<p>【背景・考え方】</p> <p>これからの子どもたちには、社会の変化に対応して主体的に判断し、行動する力や創造的能力を身につけながら、個性をより一層伸ばさせ、自己実現を図っていくことが求められている。府立高校に入学してくる生徒の状況も、その興味・関心や進路希望、学力実態等はますます多様化しており、時代のニーズと生徒一人ひとりの個性に応じた多様な学習と幅広い進路の選択が可能となるような学校づくりをすすめる必要がある。</p> <p>このような観点から、国の教育改革の動向や府学校教育審議会答申の趣旨等も踏まえ、先般「大阪府における教育改革の基本方向（案）〔次頁参照〕」を取りまとめ、公表したところである。その中の重要な取組項目の一つとして、一人ひとりの個性や創造的能力を育み、多様な学習と幅広い進路の選択が可能となるよう、府立高校の特色づくりと合わせて再編統合を図ることを掲げている。</p> <p>【施策の具体的内容】</p> <p>府立高校の特色づくりと合わせて再編統合を図ることに伴い、以下の諸点等について検討をすすめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全日制単位制高校の設置 学年による教育課程の区分を設けず、3年以上の期間中に所定の単位を修得すれば卒業できるシステムを持ち、生徒自らが主体的に選択した学習計画に基づいて学ぶことができる全日制単位制高校を設置する（現在、定時制と通信制の課程を併置した学校を1校設置）。 2. 専門高校の設置 生徒の特性に応じ、高校段階から専門分野の基礎・基本を重視した教育をすすめる専門学科に特化した高校（専門高校）を設置する（現在、7つの専門学科を普通科15校に併置）。 3. 総合学科の拡充 生徒が自らの興味、関心等に応じ、個性を伸ばし、自らが進路選択できるよう、多様な科目を設置する特色ある総合学科を拡充する（現在、福祉や国際理解等の科目を持つ、それぞれが特色のある総合学科3校を設置）。 <p>【その他参考事項】</p> <p>今後、大阪府における教育改革の基本方向（案）をもとに、広く府民の意見を聴取するとともに、関係部局や市町村教育委員会等との協議を行い、平成10年度中に教育改革プログラム（仮称）を策定し、施策の具体化に取り組む。</p>	

大阪府における教育改革の基本方向（案）【概要】

— 大阪の伝統の良さを活かした、元気で独創的な学校と教育の創造 —

はじめに

- ・ 国の教育改革の動向や府学校教育審議会答申等の趣旨を踏まえ、今後の10年間程度を見通した学校教育を中心とする教育改革
- ・ 今後、府民への意見聴取や関係部局、市町村等との協議を行い、本年度中に教育改革プログラム（仮称）を策定

教育改革の基本方向（案）

1 教育改革の目標

- ・ 「子どもが元気に明るく通うことができる、笑顔に満ちた学校」づくりをすすめるとともに、学歴にとらわれない多様な生き方と進路が選択できる学校改革を推進する
- ・ 完全学校週5日制が実施される状況のもとで、子ども一人一人が夢と希望を持って自己実現を図ることができるよう、教育内容の充実やいじめ・不登校をはじめとする教育諸課題への対応を図る
- ・ 総合的な教育力で子どもを育てることができるよう、開かれた学校づくりを進める中で学校と家庭、地域社会の連携を図る

2 教育改革の主な項目

(1) 社会の変化に対応した学校改革

- ① 府立高校の特色づくりと再編統合
 - ・ 総合学科の拡充、全日制普通科単位制高校や専門高校の設置、工業高校等の再編充実等
- ② 公立小・中学校の活性化
 - ・ 教育効果から見た望ましい学校規模を含む学校活性化方策を検討する場の設置等について市町村教育委員会への働きかけ
- ③ 多様な人材の活用などの指導體制の工夫
 - ・ 優れた知識や技術を有する多様な人材の学校教育活動への活用促進 — 学校支援人材バンク（仮称）の設置
 - ・ 小学校における「学級崩壊」等への対応 — 学級担任制の弾力化の促進
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校間の円滑な接続の推進
 - ・ 中高一貫教育の研究会議の設置等

(2) 教育内容の充実と教育諸課題への対応

- ① 完全学校週5日制に対応した特色ある教育課程の創意工夫
 - ・ 学校における特色ある教育活動の支援 — 府教育センターのカリキュラムセンター機能の整備
- ② いじめ・不登校等教育諸課題への対応
 - ・ 学校が子どもにとって魅力あるものとなるための教育活動の工夫・改善
 - ・ スクールカウンセラーや「心の教室相談員」の充実
 - ・ 道徳教育の推進等
- ③ 人権教育の推進
 - ・ 人権教育基本方針（仮称）及び人権教育推進プラン（仮称）の策定

(3) 学校・家庭・地域社会の連携による子どもに係る総合的な教育力の向上

- ① 児童生徒や保護者・地域住民の意見が反映される学校運営の推進
 - ・ 児童生徒や保護者を含めた学校教育自己診断活動
 - ・ 学校運営に児童生徒や保護者・地域住民の意見を反映させる仕組みの在り方の検討
- ② 地域社会における教育活動の活性化
 - ・ 地域が主体となって子どもの活動等を企画運営するための学校・地域諸団体等を構成員とする組織の検討
 - ・ 幼児期からの家庭教育に対する支援の在り方の検討

(4) ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育の推進

- ・ 本年末に予定されている府学校教育審議会答申を踏まえて具体策を検討し、行動計画に反映

改革の推進に向けて

- ・ 学校運営の透明性と機動性の確保及び自主性・自律性の確立
- ・ 管理職をはじめとする教職員の不断の意識改革
- ・ 教育委員会の学校における自主的な取組に対する支援の在り方についての検討

項目名	多様な人材を活用した学校教育の充実～学校支援人材バンク（仮称）の設置
-----	------------------------------------

【背景・考え方】

個性や創造的能力、豊かな心を育む教育を推進するために、学校・家庭・地域社会が連携し、学校外の専門的な技術、知識を持った人材を活用することにより、子どもたちが新鮮な驚きや感動を体験し、憧れと将来への夢を抱き、学校において学習への意欲と動機づけの機会を確保することが課題となっている。

これまで各学校においては、教員免許を持たない社会人が非常勤講師として授業を担当する特別非常勤講師制度を活用するとともに（高校では平成2年度、小・中学校では平成10年度から）、授業や部活動などに地域の様々な人材をボランティア等として活用しており（府内公立小・中学校の約半数で実施）、府としても引き続きこれを支援することが求められている。

学校支援人材バンク（仮称）の設置については、大阪府における教育改革の基本方向（案）において重要な取組事項の一つとして位置づけたところであるが、今後、個々の学校では探すことが困難な、高度な技能や能力を持ち様々な分野でめざましい活躍をしている人材に協力を求めることにより、各地域における社会人活用とは別に、府独自の人材バンクを設置し、学校教育への人材活用の一層の促進を図る。

【施策の具体的内容】

1. 対象者、求める分野

社会の各分野（スポーツ、文化・芸術・芸能、科学・学術、産業、社会活動、専門技術・職業等）において高度な技能や知識を持ちめざましい活動をしている人材

2. 活動場面

学校支援ボランティア、特別非常勤講師として、授業などにおいて子どもたちを直接指導（教科学習、選択履修、道徳、特別活動、部活動等）

3. 募集方法

公募及び個別の依頼による

4. バンクの整備

人材バンクとしてインターネット等情報の一元化を図り、いつでも要請に応じて学校に紹介できるシステムとして整備

【その他参考事項】

中央教育審議会中間報告（平成10年3月）、大阪府学校教育審議会第2分科会答申（平成10年5月）において、社会人講師の活用を促進する方策について検討する必要がある旨の指摘がある。

項目名	私立幼稚園における子育て支援事業の充実
-----	---------------------

【背景・考え方】

少子化、核家族化、都市化が進展する中で、府民が安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりをめざし、女性の社会進出の拡大などに伴う保護者や地域の保育ニーズに弾力的に対応する観点から、「預かり保育推進事業」と「私立幼稚園と家庭との連携事業」への助成充実を図り、地域における子育て支援事業の向上を図る。

【施策の具体的内容】

1. 預かり保育推進事業

- ・ 平成12年度を目処に国の補助基準に達することができるよう、補助単価の増額を図る。

2. 私立幼稚園と家庭との連携事業

- ・ 平成10年度において、幼稚園のカウンセリング機能の向上を図るなど、子育て支援に重点を置いたモデル事業として制度を見直したところであるが、今後、対象となるモデル園を拡大し、子育て支援事業を充実させるとともに、将来的には保育所等を含め、子育て支援ネットワークを形成し、保護者と子育て支援施設双方が有機的に情報交換できるシステムづくりを図る。

【その他参考事項】

(現行制度)

1. 預かり保育推進事業

- ・ 幼稚園が保育時間終了後も引き続き園児を幼稚園内で過ごさせる事業に助成

2. 私立幼稚園と家庭との連携事業

- ・ 保護者の子育て不安の解消に向け、幼稚園が実施するカウンセリング事業等に対して助成

項目名

育英会奨学金対象層の拡大

【背景・考え方】

私立高校授業料軽減助成の平均所得を超える層への助成見直しを行うに当たり、育英会奨学金の貸付対象層を拡大することにより、府民の高校進学を保障する。

【施策の具体的内容】

平成11年度から私立高校授業料軽減助成の見直し対象層の上限（1,100万円）まで私立学校特別奨学金（貸与単価年額：312千円）の貸付条件である所得基準を緩和する。

（標準4人世帯）

総所得基準

現行

見直し後

550万円～790万円 ⇒ 550万円～1,100万円

項目名	府庁新別館における府民の文化・学習サービスの提供
-----	--------------------------

【背景・考え方】

現在、中之島の民間ビルに入っている文化情報センターと現代美術センターを新別館に移転することにより、研修所等の既存施設の有効活用などを図り、府庁新別館を府民の文化・学習サービスの拠点とする。併せて、ビル賃貸料の削減を図る。

【施策の具体的内容】

- ・ 府民に気軽に芸術・文化に親しんでもらえるよう新別館及び周辺の公共的空間に美術作品を展示するなど、新別館全体を芸術・文化の香り高い空間とする。
- ・ 府立をはじめとする府内の大学等の高等教育機関と連携し、バラエティに富んだ魅力ある公開講座を実施するなど、生涯学習施策の充実を図る。

【その他参考事項】

- ・ 新別館への移転により、土曜日や祝日等には600名収容可能な大研修室や10名程度の小研修室が使用可能となるなど、多様なニーズにあった部屋が確保でき、府民の利便性も確保できる。
- ・ 限られた財源のもと、創意工夫をこらし、新たな文化情報センター、現代美術センターとなるよう努力する。
- ・ 移転時期は未定であるが、府民に迷惑がかからないよう移転時期を決定する。
- ・ 新別館は、地下鉄「谷町四丁目」駅下車すぐの場所であり、現在の場所と比較して交通の便が悪くなることはない。

項目名	新産業創造環境の整備に向けた検討
-----	------------------

【背景・考え方】

近年の大阪経済は、経済のグローバル化や国内市場の成熟化など社会経済環境の急激な変化の中、産業構造の転換が遅れ、その地位を徐々に低下させている。また、耐久消費財の普及などにより既存消費需要が成熟化し、大阪経済のみならず日本経済全体が行き詰まっていることから、真の豊かさの達成に向けた潜在需要が満たされる新産業の創出と、それに伴う新たな産業構造の構築が求められている。

このため、大阪経済の現状についての検証と大阪が有する産業ポテンシャルについて評価・分析を行い、これを踏まえて、大阪産業の高度化・活性化につながる新たな産業分野の創出・育成や既存産業の新規事業展開を促進する取組をすすめる必要がある。

【施策の具体的内容】

1. 平成11年版大阪経済白書の作成

平成10年版で明らかにした4つの新たな有望産業分野（「生活・住宅」「環境・エネルギー」「福祉・医療」「情報・通信」）を育成するための具体的方策について検討をすすめる。

〔検討内容〕・新産業分野の市場・社会条件の検討・提示
・大阪の産業ポテンシャルの把握・形成

2. 真の豊かさのための経済の役割についての検討

既成の概念にとらわれず、真の豊かさのための経済の役割について、若手学識経験者のフリーなディスカッションによる検討を行う。

〔検討内容〕・府民生活の質的向上に向けての経済の役割
・これを踏まえた今後あるべき大阪の産業構造

【その他参考事項】

大阪の産業ポテンシャルの把握・活用の一環として、以下の取組を実施。

- ・新産業創造環境整備調査（大学・試験研究機関の研究開発ポテンシャルに関する調査等）事業の実施〔次頁参照〕
- ・新規事業展開のための産業支援施策説明会の開催〔次頁参照〕

項目名	情報提供などを通じた企業活動活性化の支援
-----	----------------------

【背景・考え方】

大阪産業を高度化し、国内外における競争力を向上させるためには、大阪の産業ポテンシャルを最大限に活用し、また、政策的に創造していく必要がある。このため、近畿圏内の大学・試験研究機関が有する研究開発ポテンシャルが産業界で十分活かされていない実情と大学等技術移転促進法（H10.8.1施行）を踏まえ、研究開発ポテンシャルの把握・向上に向けた広範なネットワークづくりと多様な組合せをコーディネートできる機能を確立するとともに、既存産業への波及効果が高く、また新産業の創出につながる先導的な研究について、産学官の共同研究を積極的に推進する。

また、府をはじめ国・公的機関（経済団体、金融機関等）が行う産業支援策が充実する中、産業支援サイドのサポート体制が不十分であることから、新規事業展開を行う企業に対し、これらを総合的に情報提供する機会を確保する。

【施策の具体的内容】

1. 新産業創造環境整備調査の実施（H10.9 補正予算化）
大学や試験研究機関の産業支援ポテンシャルの把握と大阪経済白書（新産業創出のための具体的方策検討）への反映
〔検討内容〕・近畿圏内の大学・試験研究機関におけるナンバーワン又はオンリーワン性など、セールスポイント（能力）の把握
・産学官連携を図る上での各サイドの課題
・大阪の新産業分野の市場、立地環境の整備に向けての経済界、新分野展開企業の意識、今後の意向
2. 府立産業技術総合研究所を中核とした産学官の研究開発の促進
国、公的機関の事業制度を活用するなどにより、産学官の連携による研究開発を推進し、中小企業の技術の高度化、新規産業創出をめざす。
・大阪府地域結集型共同研究事業
・地域コンソーシアム共同研究開発事業
・国の総合経済対策による提案公募型受託事業制度の活用（H10.9 補正予算化）
・ものづくり試作開発支援センター事業（H10～）
3. 新規事業展開のための産業支援施策総合説明会の実施（H10.9 補正予算化）
〔実施時期〕 平成11年3月
〔実施内容〕・公的機関、民間支援機関の行う産業支援策の体系的整理（「産業支援施策一覧」の作成・配布）
・支援機関が一体となったの施策説明会、個別相談受付
・「ベンチャーサポート」など既存施策説明会の充実
4. 府立大学における産学官連携の推進
・府立大学の研究成果の企業へのPR、共同研究のコーディネート機能の充実、特許化の促進などを図る総合企画機能の強化
・産学官連携推進のための条件整備
－研究成果の特許化促進に向けた教員意識啓発や学内規定の整備
－企業等による学内での共同研究施設整備に向けた検討
－TLO（技術移転機関）の活用検討

項目名	深刻な雇用失業情勢の打開に向けた再就職支援
-----	-----------------------

【背景・考え方】

長引く景気低迷の影響を受け、完全失業率や有効求人倍率等の雇用関係指標が過去最悪となるとともに、景気回復の確かな見通しも立たないことなどから、雇用失業情勢は中長期的に見ても非常に厳しい状況が続くものと予想される。

こうしたことから、中高年齢者を中心とした離職者に対する雇用支援の一環として、大阪府域の全ハローワークに集められた求人情報をコンピュータ入力し、年齢、性別、希望職種等の各種条件によって、求職者自身が自由に、また、簡単・迅速に検索できるシステムを利用して効率的に情報提供するとともに、その場で即時に求人企業への職業紹介も併せて行う、大規模な「求人情報フェア」を開催する。

また、府立高等職業技術専門学校における離職者向け訓練に係る定員増や、テクノ講座の定員増等、職業能力開発の支援を行う。

【施策の具体的内容】

1. 大規模な「求人情報フェア」の実施

- (1)開催規模 府立体育会館第一競技場相当の会場（5日間程度開催）
- (2)参加対象者 再就職希望者（性別、年齢、希望職種等を問わず）
- (3)内 容
 - ・パソコンによる求人情報の提供、職業相談・紹介
（求職者自らがパソコンにより求人情報を検索）
 - ・各種ガイダンスコーナー、セミナー等

2. 離職者に対する職業能力開発の推進

- (1)事業主団体等への委託訓練の実施

離職者を対象とする機動的・弾力的な能力開発をするため、事業主団体等に委託して、効果的な訓練を実施する。
- (2)府立高等職業技術専門学校での離職者向け訓練科目定員の増員

中高年齢者を中心とした離職者の職業能力開発支援を行うため、訓練科目定員を増員する。
- (3)府立高等職業技術専門学校でのテクノ講座の定員の増員

中高年齢離職者を対象とした再就職に役立つ比較的短期間の講座であるテクノ講座の定員を増員する。

項目名	立地プロモーション活動の重点化
-----	-----------------

【背景・考え方】

他府県への転出企業数が府域への転入企業数を大きく上回る現状を踏まえ、大阪産業の高度化と競争力強化を図るため、地元市との共同のもと、新たな事業展開への投資意欲を持つ内外企業の大阪への誘致施策の確立を図り、立地適地への企業立地を一層促進する必要がある。

このため、当面、府内新規産業拠点であり、かつ、地元市の優遇策が整っている和泉コスモポリス、津田サイエンスヒルズについて、事業展開意欲のある有力・有望企業に対し、重点的なプロモーション活動を実施する。

【施策の具体的内容】

1. 情報提供等

- ・パンフレットの配布、インターネットの活用
- ・産業立地サポートネット活動
- ・商工関連イベントの活用など、あらゆる機会をとらえての紹介及び相談受付
- ・大阪の経済、産業拠点など、外国企業への誘致関連情報の一元的窓口として、大阪外国企業誘致促進センターの運営（H10.4 開設）

2. 産業立地セミナーの開催

大阪をはじめ、東京など府域外での産業立地セミナーの開催や海外事務所において大阪プロモーションセミナーを開催し、企業訪問、フォローアップを継続的に実施する。

3. 拠点立地企業事業展開補助事業

地元市の誘導施策とも共同して、府内立地適地への立地企業が新規事業展開を行う場合に必要となる経費の一部を補助する。

項目名	災害に強い住まいとまちづくりの推進
-----	-------------------

【背景・考え方】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、建物倒壊や大火災の可能性のある木造密集市街地において、建築物の不燃化・耐震化の促進と、住宅・住環境や都市基盤施設の整備を総合的にすすめる必要がある。

【施策の具体的内容】

- ・木造密集市街地において、防災性の向上を図る必要のある区域を市町村と協議の上「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」(※1)として指定する。
- ・促進区域においては、市町村が、建築物の不燃化・耐震化の促進、消防活動困難区域の解消、避難地・避難ルート確保などについて検討を行い、地域の特性に応じた「整備計画」を策定する。
- ・市町村は、「整備計画」に基づき、府独自の防災性向上支援事業等を活用して、生活道路や公園の整備を推進するほか、都市計画上の諸制度や各種助成制度等による規制・誘導方策により、民間による老朽建築物の更新の促進を図る。
- ・また、促進区域のうち、特に計画的な再開発により、防災機能の確保と土地の合理的、健全な利用を図る必要のある地区については、密集法(※2)による「防災再開発促進地区」を指定し、建築物の建替計画の認定等、法制度を活用した整備の促進を図る。
- ・さらに、整備計画で定める重点整備地区においては、密集住宅市街地整備促進事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業など、様々な事業の重層的な実施を図る。

【その他参考事項】

(※1) 「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」

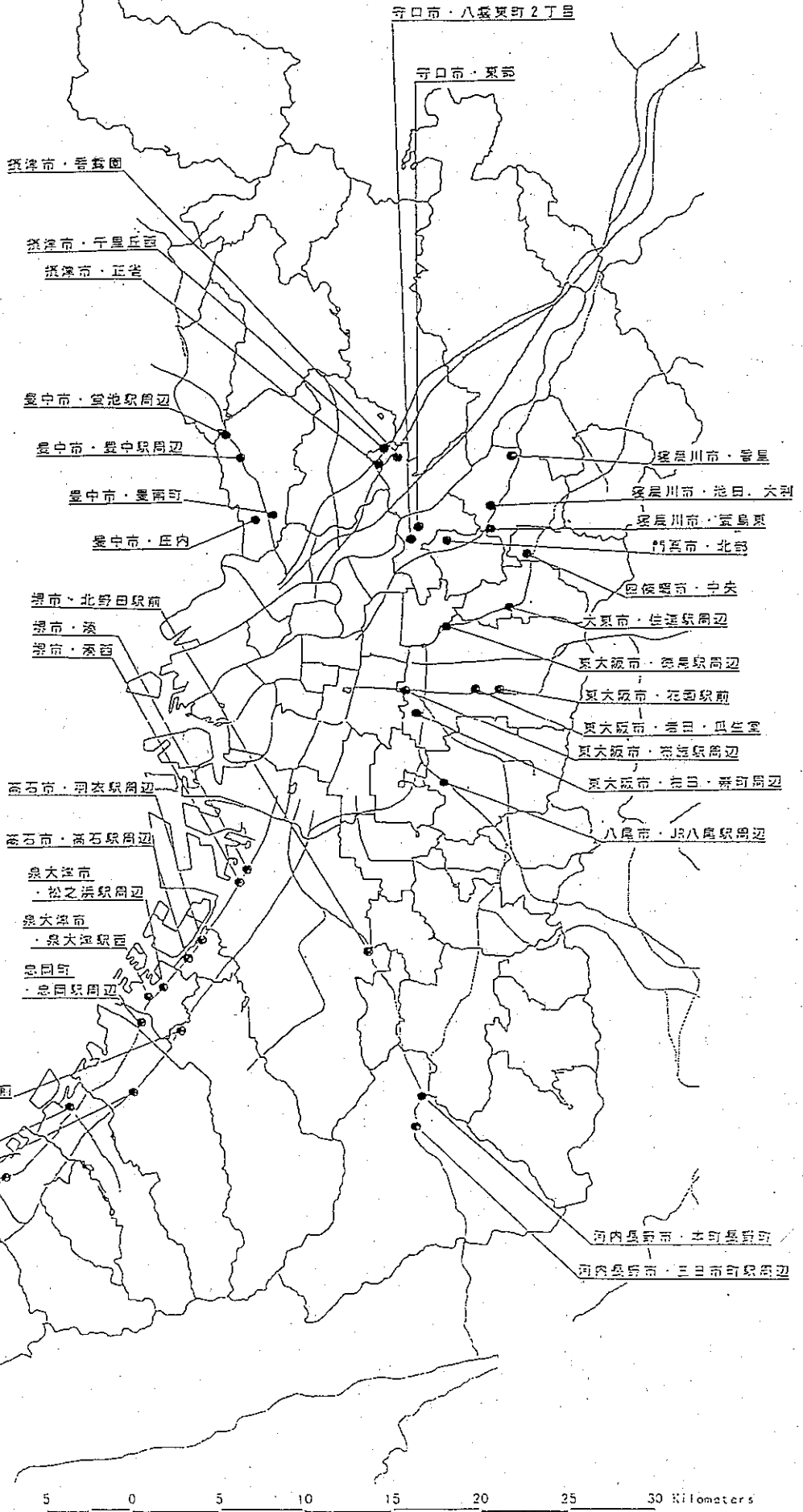
- ・平成9年3月、19市町36地区、約2,356haを指定

(※2) 密集法(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、平成9年11月施行)に基づく「防災再開発促進地区」の指定

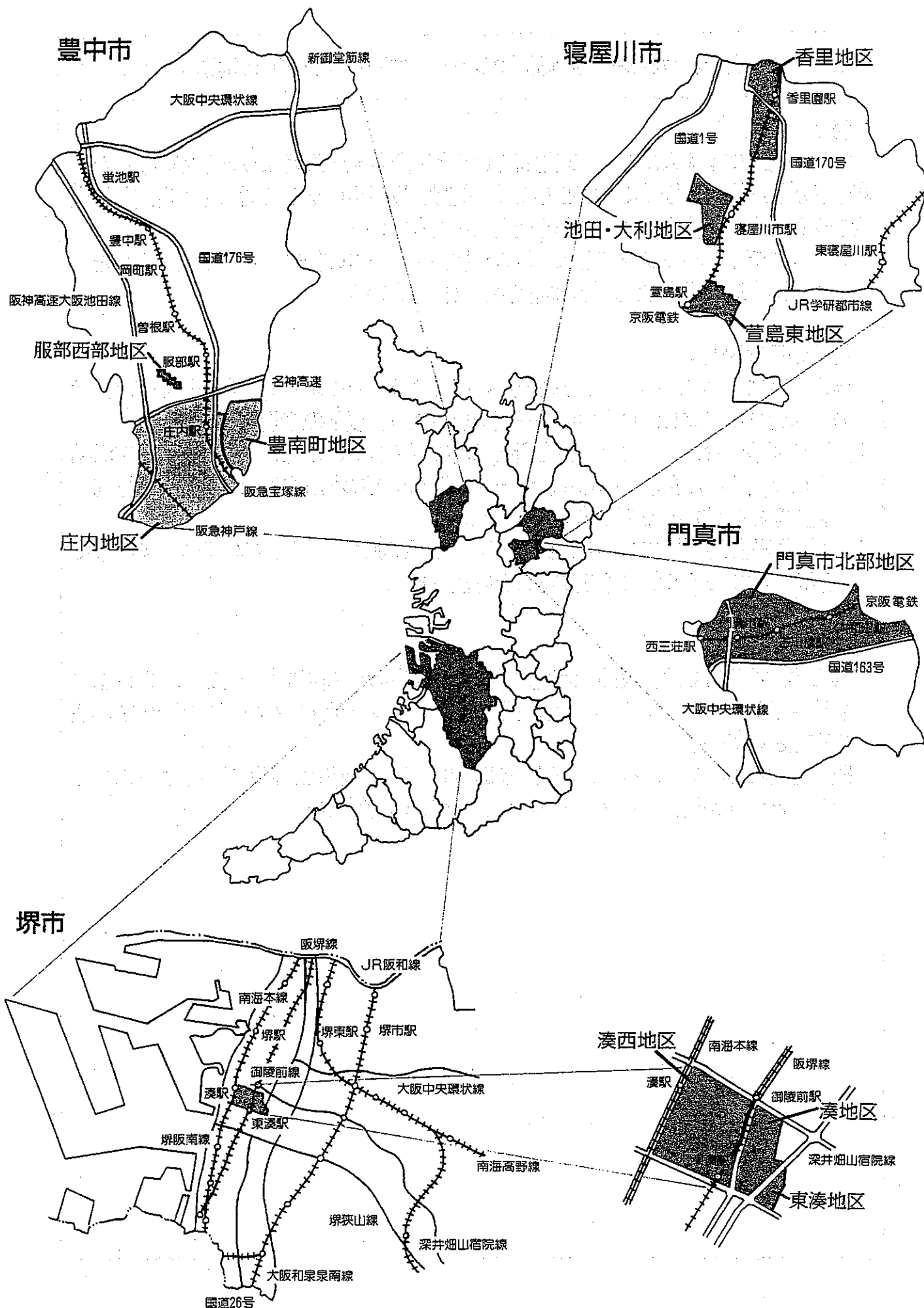
- ・堺、豊中、寝屋川、門真の4市10地区、約1,289haを指定(平成10年9月9日告示)

「災害に臨む特殊と特殊づくり促進区域」一覧表及び位置図

市町村名	区域名	面積の面積 (ha)
堺市	区内	425
	東区	80
	西池駅周辺	6
	堺中駅周辺	14
堺市	千里丘部	5
	香取部	5
	正峯	12
守口市	東部	397
	八幡東町2丁目	17
門真市	北部	461
寝屋川市	高島区	49
	都島区	133
	池田・大和	66
大東市	住道駅周辺	46
田原市	中央	34
東大阪市	徳福駅周辺	19
	菅田・瓜生堂	38
	花園駅周辺	9
	新田駅周辺	39
	新田・新町周辺	22
八尾市	JR八尾駅周辺	65
河内長野市	三田町駅周辺	10
	本町長野町	5
堺市	森	18
	森西	35
	北野田駅前	5
高石市	高石駅周辺	45
	羽衣駅周辺	53
和泉市	和泉府中駅前	5
泉大津市	泉大津駅前	50
	松之浜駅周辺	5
総町	総町駅周辺	9
新和町	東新和町	5
貝塚市	寺内町周辺	105
泉佐野市	泉佐野駅周辺	31
阪南市	阪南駅周辺	31
合計	19市町36地区	2,355ha



防災再開発促進地区 位置図



項目名	ふれあいウジング（大阪版コレクティブハウジング）の推進
-----	-----------------------------

【背景・考え方】

21世紀初頭には4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えようとしているなか、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続け、助け合いながら活力ある自立した生活を送れるような住まいづくりが必要となってきた。

※コレクティブハウジングとは、個人の居住スペースの他に、食事や団らんなどの協同生活の場を備えた協同居住型集合住宅をいう。

【施策の具体的内容】

府営住宅において、高齢者等がお互いに助け合うことによって、安心して住み続けられ、活力ある自立した日常生活が実現できるよう、以下の施設整備を行う。

1. 既存団地において、既設の集会所とは別に「ふれあいの場」（ボランティア活動等に支えられた食事や団らん、サークル活動などに利用するための共同の居間・食堂等の施設）をモデル的に整備する。
2. 新規建設住宅団地において、複数の専用住戸に加え、「ふれあいの場」を設けた府営住宅をモデル的に建設することを検討する。

【その他参考事項】

- ・兵庫県、神戸市では、阪神・淡路大震災の被災者のうち高齢者を対象に、孤独感の解消や新たなコミュニティの形成を目的としてコレクティブハウジングが公営住宅で実施されている。
- ・既存団地において「ふれあいの場」を新設し、広く居住者が利用できるようにしていることが「大阪版コレクティブハウジング」の特徴である。

項目名	公園の福祉化
-----	--------

【背景・考え方】

障害者や高齢者等にとっての自立には、あらゆる人々との交流から生まれる相互理解が必要である。公園は、花・緑・水等の自然を媒体として、あらゆる人々が集い、出会い、お互いを理解する事のできる公共空間である。

府営公園では、平成5年に施行された福祉のまちづくり条例に基づき、上記の考えを基調に、府営公園を自立支援の場とするため、以下の施策を展開している。

【施策の具体的内容】

1. ハード面での対応

府営公園においては、あらゆる人たちが、気軽に利用しやすい公園をめざして、公園、施設の整備改修を行っている。

- ・新ハートフル事業の実施（平成6年度～）

- 「らくらく1ルート」の整備

- 段差の解消、入口改修（ハートフルゲートの設置等）、触知図等

- 「ほっとコーナー」の整備（平成10年度～）

- 平成10年度 — 服部緑地、浜寺公園

- 「ゆったりトイレ」の整備（平成7年度～）

- ・ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備

- 大泉緑地「ふれあいの庭」の整備（平成9年5月）

- 箕面公園「昆虫館」の改修（平成9年4月）

- りんくう公園の整備（平成8年10月開園）

- 久宝寺緑地「風の広場」の整備（平成11年度～）

2. ソフト面での対応

障害者や高齢者はもちろん、誰もが利用しやすい公園をめざして、点字パンフレットをはじめとする公園利用リーフレットの作成、インターネットのホームページの開設等の広報を実施する。

さらに、一人では利用しにくいと感じている障害者や高齢者が、府営公園を気軽に利用できるよう、公園利用をサポートするための公園ボランティア「ヒーリングガーデナー」を養成し、結成された組織「ヒーリングガーデナークラブ」の活動を支援している。

- ・ヒーリングガーデナー養成事業 養成講座実施（平成8年度～）

【その他参考事項】

- ・「ハートフル事業」（平成3～5年度）

項目名 TDM（総合交通需要マネジメント）施策の具体化・試行

【背景・考え方】

交通渋滞の解消や経済の活性化を図るため、道路や鉄道を整備することは重要であるが、その要請に十分対応できない現在の財政状況下において、今後は既存ストックを有効に活用し、公共交通と自動車交通の共存による環境にやさしい交通社会を実現する必要がある。

そのため、

- ・交通需要の適切な管理を図るとともに、
 - ・交通機関（マイカー、鉄道、バス等）相互の効率的な分担や
 - ・複数ルート間の適正な配分を誘導する等の
- 総合的な交通需要マネジメント施策を展開する。

【施策の具体的内容】

・パークアンドライドシステムの試行・実施

マイカーを最寄り駅周辺に駐車（パーク）し、電車に乗って（ライド）通勤するシステム。郊外の鉄道駅周辺の未利用地や大規模店舗駐車場の平日空きスペースを活用

・公共車両優先システムの導入

バスが停止することなく優先的に走行できる優先信号、バスの接近を知らせるバス接近表示、目的のバス停までの所要時間を示す所要時間表示などを組み合わせたシステム。

・その他

交通需用の平準化を目的とし、企業へのフレックスタイム導入を働きかけたり、交通機関の路線別・時間別・方向別の変動料金制を検討するなど、他のTDM施策についても、試行や具体化に努める。

【その他参考事項】

〈国内での取組事例〉

・鎌倉市（鎌倉市、鎌倉地域交通計画研究会）

鎌倉地域地区交通計画案をまとめるとともに、平成8年度からパークアンドライド、公共交通乗継システム（バスのフリー乗降と買い物唐引などを組み合わせたシステム）等の社会実験を実施。

・東京都（東京都交通需要マネジメント検討会議）

地域の特性に応じ、パークアンド（バス）ライド、ビジネス環境切符、都心未利用地を活用した荷捌き場の確保などのモデル試行に取り組む予定。

組織・機構の検討課題

〔行政改革推進計画（平成10年度版）に基づいて具体化を行うもの〕

- 府税事務所の統廃合及び税本庁組織の再編（平成12年度）

税収確保を図るとともに、より効果的・効率的な税務行政を推進するため、平成11年度末の特別地方消費税の廃止に合わせ、賦課徴収体制の整備や事務所規模の均衡を図るなどの観点から、府税事務所の統廃合、本庁組織の再編等を行う。（「行政改革推進計画（平成10年度版）」より抜粋。以下同様。）

（現状）本庁組織 — 2課（税政課、課税課）

府税事務所 — 21所（北、福島、東、西、天王寺、南、淀川、東成、生野、城東、阿倍野、西成、堺、東大阪、三島、豊能、泉北、泉南、南河内、中河内、北河内）

- 府立百舌鳥学園の市移管の推進

府立知的障害児通園施設の百舌鳥学園について、市町村との役割分担を踏まえ、市へ移管する方向で検討する。

- 府立菊水学園、府立いずみ学園の再編による子どもライフサポートセンター（仮称）の整備（平成13年度事業開始）

児童数の減少や児童問題の複雑多様化等、児童を取り巻く状況を踏まえ、民間施設との機能分担を明確化するとともに、新たなニーズに対応するため、府立養護施設のいずみ学園、菊水学園を再編し、「子どもライフサポートセンター（仮称）」として整備する。

- 保健所の再編（平成12年度）

現行22保健所7支所を15保健所14支所に再編し、市町村との適切な役割分担と連携の下に府域全体の保健サービスの向上を図る。

（現状）保健所 — 保健所22所（池田、豊中、吹田、茨木、高槻、枚方、寝屋川、守口、門真、四條畷、大東、八尾、松原、藤井寺、狭山、富田林、和泉、泉大津、岸和田、貝塚、泉佐野、尾崎）
支所7所（能勢、箕面、千里、摂津、柏原、河内長野、高石）

- 病院管理機能の一元化

府立の病院の経営改善に向け、昨年度末に策定した「府立5病院経営改善計画」を着実に実施するため、平成10年度以降各病院の経営管理機能を順次一元化し、事務執行の効率化を図る。
また、企業体としての独立性を発揮しうる組織運営体制の整備を進める。

（現状）府立5病院 — 府立病院、羽曳野病院、中宮病院、成人病センター、母子保健総合医療センター

- 府立農林技術センター能勢種畜場の見直し（平成11年度）

農林技術センター能勢種畜場については、その機能を見直し、府民の新たなニーズに対応できるよう、試験研究機関としては組織を廃止し、新たに公の施設として設置する。

- 水道部の再編整備（本庁組織の再編、建設事務所・村野高度浄水施設建設事務所の廃止、小規模出先機関の統合）（平成11年度）

高度浄水施設の整備事業の概成に併せて、企業経営機能の強化、建設部門と維持管理部門の機能分担の見直し、建設事務所及び村野高度浄水施設の縮小・廃止や小規模出先機関の統合について検討を進め、本格的な維持管理時代にふさわしい効率的な業務運営体制を確立する。

- （現状）本庁組織 — 4課（総務課、経営監理課、浄水課、工務課）
- 出先機関 — 水道事業所3所（北部、東部、南部）、浄水場4所（村野、庭窪、大庭、三島）、水質管理センター、建設事務所、村野高度浄水施設建設事務所

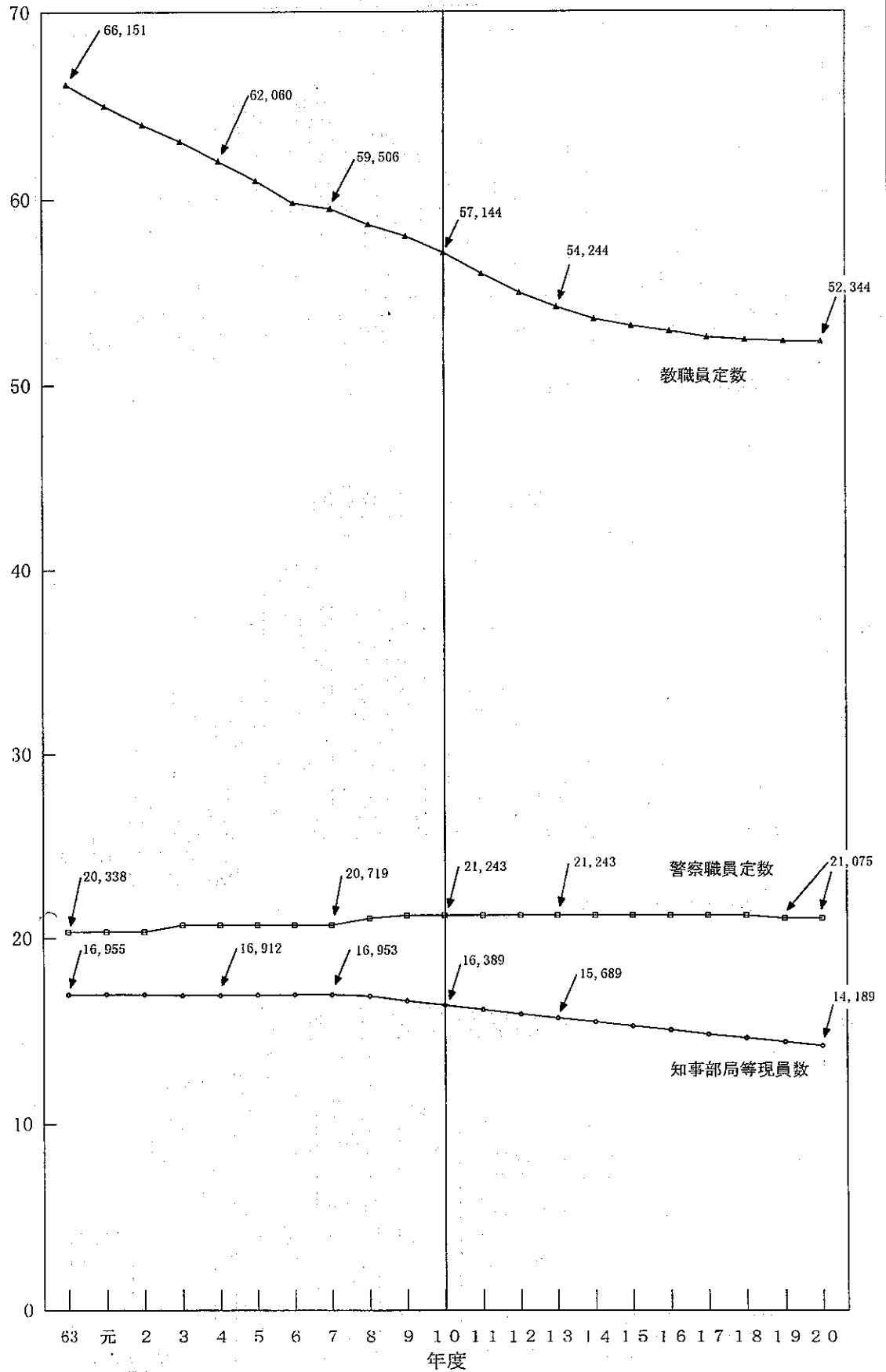
[今後組織体制のあり方について検討を行うもの]

- 自動車税事務所
（現状）自動車税事務所 — 自動車税事務所3所（大阪、寝屋川、和泉）
支所1所（なにわ）
- 地域担当副理事室
（現状）地域担当副理事室 — 7所（三島、豊能、泉北、泉南、南河内、中河内、北河内）
- 保健所（支所のあり方及び政令市化の促進）
（現状）保健所支所 — 7所（能勢、箕面、千里、摂津、柏原、河内長野、高石）
※但し、平成12年度に、15保健所、14支所に再編予定
- 府立高等職業技術専門校
（現状）高等職業技術専門校 — 7所（松原、堺、守口、東淀川、芦原、東大阪、夕陽丘女子）
- 土木部出先機関
（現状）土木部出先機関 — 土木事務所7所（池田、茨木、枚方、八尾、富田林、鳳、岸和田）、流域下水道事務所4所（北部、東部、南部、南大阪湾岸）、公園事務所5所（北部、東部、中部、南部、臨海）、港湾局、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、土木技術事務所、安威川ダム建設事務所
- 出納室並びに監査委員、人事委員会及び地方労働委員会の各事務局
（現状）出納室 — 2課（審査課、決算課）
監査委員事務局 — 2課（監査第一課、監査第二課）
人事委員会事務局 — 2課（任用審査課、給与厚生課）
地方労働委員会事務局 — 2課（調整課、審査課）
- 教育振興センター
（現状）教育振興センター — 7所（三島、豊能、泉北、泉南、南河内、中河内、北河内）
- 府立久美浜臨海学校及び府立千早山の家

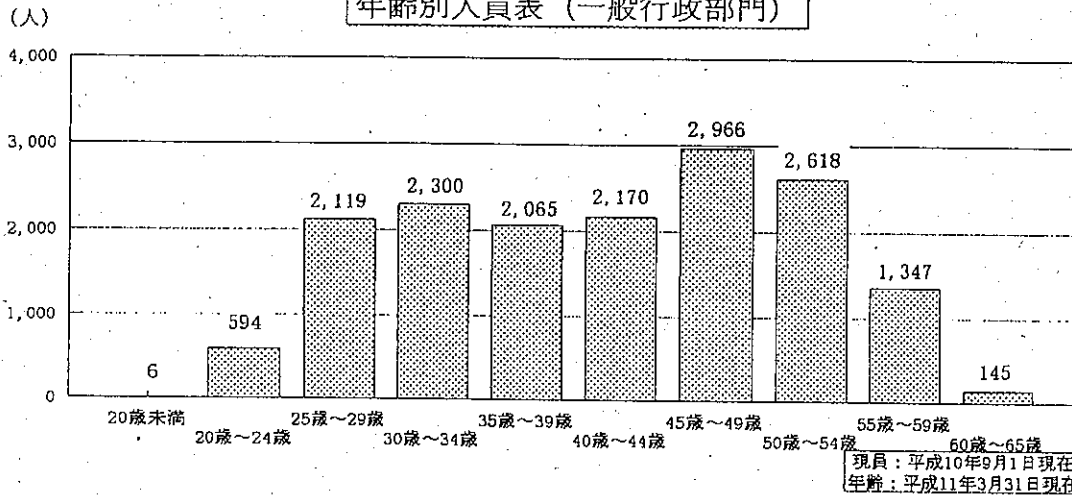
定数等

単位：千人

職員数の推移

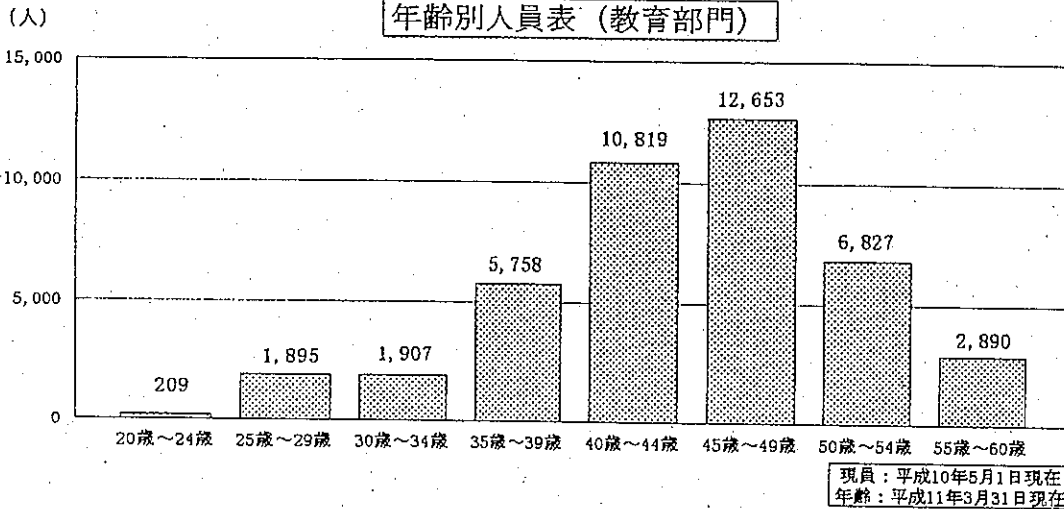


年齢別人員表 (一般行政部門)



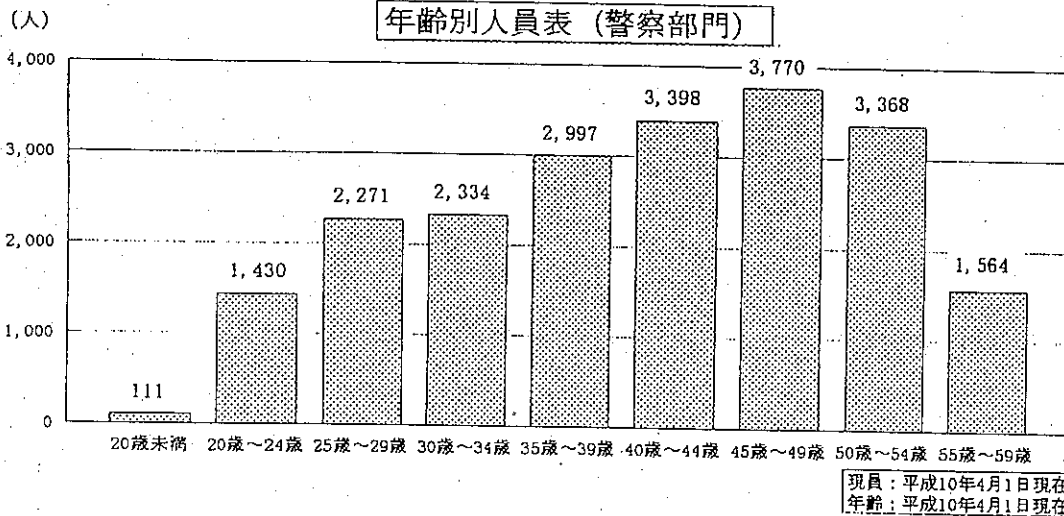
* 高校・市町村派遣・分限団体派遣を除く

年齢別人員表 (教育部門)

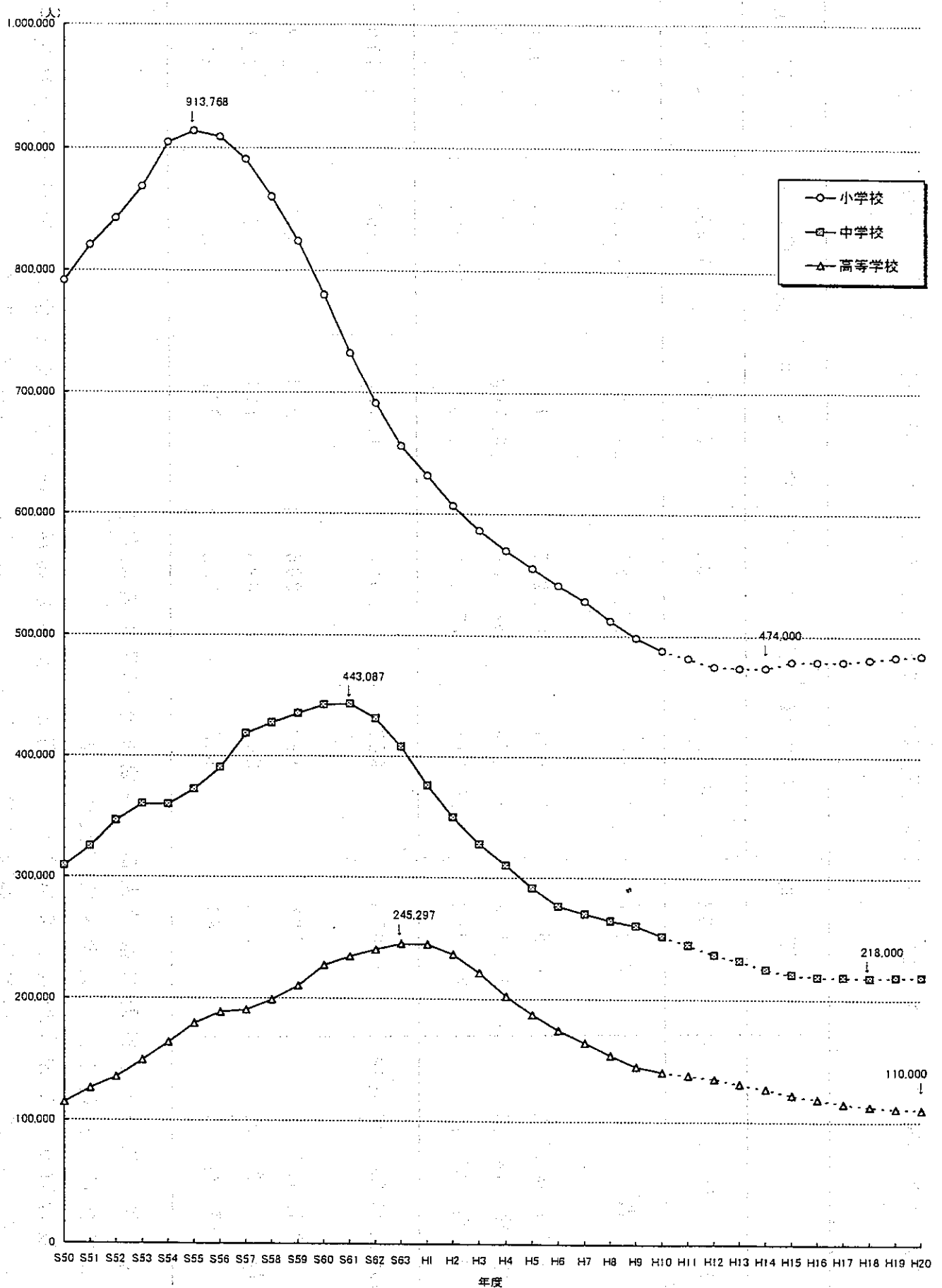


* 対象：公立小・中・高等学校の教諭

年齢別人員表 (警察部門)



公立学校の児童・生徒数の推移



※S50～H10は学校基本統計の数値、H11以降は府教育委員会において推計した数値。
 ※グラフ中の数値は、S50～H20の校種毎の最大時及び最低時の人数。
 最大時 小学校：S55 中学校：S61 高等学校：S63
 最低時 小学校：H14 中学校：H18 高等学校：H20
 ※小・中学校は、公立小・中学校の全児童・生徒数、高等学校は府立の全日制の生徒数。

主要府県における職員数の状況（平成10年度）

	大阪府	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
人口（千人）	8,802	8,325	6,932	2,631	5,433	4,970
職員数	94,911人	80,466	75,163	31,407	68,780	58,171
一般行政部門	16,524	16,021	14,287	5,738	14,931	11,024
教育部門	57,144	49,234	48,260	18,798	41,928	36,646
警察部門	21,243	15,211	12,616	6,871	11,921	10,501
人口10万人当たり職員数	1,078	967	1,084	1,194	1,266	1,170
一般行政部門	188	192	206	218	275	222
教育部門	649	591	696	714	772	737
警察部門	241	183	182	261	219	211

（注）人口は、総務庁統計局の推計人口（平成9年10月1日現在）。

職員数は、条例定数（大学・短期大学を除く）。

一般行政部門：知事部局、公営企業等、行政委員会事務局（教育委員会を含む）及び議会事務局。
 教育部門：小・中学校、高等学校、養護教育諸学校及び工業高等学校。

主要府県における平均年齢、給料月額状況（平成9年度）

	大阪府	全国	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	福岡県
平均年齢	42.4歳	40.7歳	41.8歳	41.4歳	40.9歳	40.9歳	40.7歳
一般職員	40.4	40.4	41.6	41.2	39.3	39.6	39.8
小・中教員	43.7	40.3	42.5	41.2	41.5	41.1	39.5
高校教員	43.5	41.5	41.7	41.8	41.4	42.1	41.3
警察官	41.1	41.0	40.6	42.0	40.9	41.2	43.1
一人当たり平均給料月額	378千円	363千円	385千円	384千円	364千円	375千円	364千円
一般職員	348	341	364	351	329	337	337
小・中教員	392	371	401	397	382	394	362
高校教員	397	384	403	405	385	405	386
警察官	369	367	372	381	366	368	378

（注）平均年齢、平均給料月額は、平成9年地方公務員給与実態調査（自治省）による。

都道府県ラスパイルス指数（平成9年度）

都道府県	9年順位	9ラス指数	対前年比	8年順位	8ラス指数	7年順位	7ラス指数
東京都	1	105.2	-0.2	1	105.4	1	105.8
神奈川県	2	104.9	0	3	104.9	1	105.8
大阪府	2	104.9	-0.2	2	105.1	3	105.3
静岡県	4	104.8	-0.1	3	104.9	4	105.1
埼玉県	5	104.5	0.2	7	104.3	6	104.5
愛知県	6	104.4	-0.2	5	104.6	5	105.0
広島県	7	104.2	-0.2	6	104.4	8	104.4
香川県	7	104.2	0.5	11	103.7	17	103.4
兵庫県	9	103.9	0.6	20	103.3	6	104.5
徳島県	9	103.9	-0.2	8	104.1	11	103.9
長崎県	9	103.9	-0.1	9	104.0	9	104.0
福岡県	12	103.8	0.3	15	103.5	9	104.0
群馬県	13	103.7	-0.1	10	103.8	12	103.7
山形県	14	103.6	0.2	17	103.4	20	103.3
茨城県	14	103.6	-0.1	11	103.7	12	103.7
栃木県	14	103.6	0	13	103.6	12	103.7
岡山県	17	103.3	-0.3	13	103.6	20	103.3
千葉県	18	103.2	-0.2	17	103.4	17	103.4
岐阜県	18	103.2	0	21	103.2	25	103.1
宮城県	20	103.0	-0.2	31	102.8	31	102.7
秋田県	20	103.0	0.5	38	102.5	41	102.3
新潟県	20	103.0	-0.1	24	103.1	17	103.4
和歌山県	20	103.0	0.2	31	102.8	30	102.8
鳥取県	20	103.0	0	26	103.0	25	103.1
福島県	25	102.9	-0.5	17	103.4	22	103.2
高知県	25	102.9	-0.3	21	103.2	12	103.7
富山県	27	102.8	-0.7	15	103.5	16	103.6
石川県	27	102.8	0.1	34	102.7	37	102.4
福井県	27	102.8	-0.3	24	103.1	31	102.7
三重県	27	102.8	-0.1	28	102.9	22	103.2
熊本県	27	102.8	-0.2	26	103.0	31	102.7
鹿児島県	27	102.8	0.4	41	102.4	31	102.7
山梨県	33	102.7	-0.2	28	102.9	22	103.2
滋賀県	33	102.7	-0.2	28	102.9	25	103.1
大分県	33	102.7	0.1	37	102.6	37	102.4
青森県	36	102.6	0.3	42	102.3	43	102.1
岩手県	36	102.6	-0.2	31	102.8	31	102.7
長野県	36	102.6	-0.6	21	103.2	25	103.1
山口県	36	102.6	0.1	38	102.5	37	102.4
北海道	40	102.4	-0.3	34	102.7	36	102.5
京都府	40	102.4	-0.3	34	102.7	29	103.0
奈良県	40	102.4	-0.1	38	102.5	37	102.4
愛媛県	43	102.2	-0.1	42	102.3	41	102.3
沖縄県	44	101.7	0.3	46	101.4	47	100.8
佐賀県	45	101.5	-0.1	44	101.6	45	101.5
島根県	46	101.2	0.3	47	100.9	46	101.2
宮崎県	47	101.0	-0.5	45	101.5	44	101.9

個別見直し項目の概要（一般施策経費）

項目名	市町村振興補助金（公立病院設置市町村助成金）						
<p>【具体的な見直しの内容】</p> <p>○ 現行制度を見直し、市町立病院の自主的な経営改善の取組を促進させる制度として15年度まで存続したのち、廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで病院を設置する市町の一般会計負担の軽減を主な目的に補助してきたが、市町村の自律性を重視したものへ転換するという観点から、財政力を勘案しつつ、市町立病院の自主的な経営改善の取組を支援する制度へ改め、平成15年度まで継続する。 <p>【見直しの考え方の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院が経営の健全化に取り組むことにより赤字額を縮減し、単年度における収支が均衡できるような経営基盤を確立することを目的とする。 また、病院の経営健全化を促進することにより、一般会計の負担軽減にも寄与する。 市町村の財政力を考慮し、財政力指数の高い団体は支援の対象としない。 <p>【削減見込額算定の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成10年度当初予算額</td> <td style="text-align: right;">21.8 億円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度削減見込額</td> <td style="text-align: right;">12.8 億円</td> </tr> <tr> <td>平成12～20年度削減見込額</td> <td style="text-align: right;">14.6～21.8 億円</td> </tr> </table>		平成10年度当初予算額	21.8 億円	平成11年度削減見込額	12.8 億円	平成12～20年度削減見込額	14.6～21.8 億円
平成10年度当初予算額	21.8 億円						
平成11年度削減見込額	12.8 億円						
平成12～20年度削減見込額	14.6～21.8 億円						

項目名	広報広聴費
-----	-------

【具体的な見直しの内容】

○ 広報広聴活動全体について、休廃止を含め見直しを行うことにより経費を圧縮する。

・広報関係

テレビ番組 5種類/年 → 2種類/年

ラジオ番組 4種類/年 → 2種類/年

府政だより 12回/年 → 6回/年

・その他

可能な限り事業を維持しつつ、経費の削減を図る。

【見直しの考え方の詳細】

緊急時の対応などに必要な、テレビやラジオをはじめとした最小限の広報媒体の確保を図りつつ、全体事業費の8割を占める広報事業を中心に、本数・回数を減らす方向で可能な限りの見直しを行い、現行予算の47%を削減する。

【削減見込額算定の内訳】

・広報関係

電波、印刷媒体の本数、回数削減等

平成10年度当初予算比 55% (380,000千円) 削減

・その他

経費執行の一層の効率化

平成10年度当初予算比 25% (50,000千円) 削減

項目名	府国際交流財団運営費補助金
<p>【具体的な見直しの内容】</p> <p>○ 財団事業の見直し等により支出の削減を図るとともに、運営費については必要最小限の基本財産の取崩しにより対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団に対する運営費補助金については、平成11年度から廃止する。 <p>【見直しの考え方の詳細】</p> <p>事業費・事務費の見直しによる支出の削減及び収入の確保に努める。</p> <p>【削減見込額算定の内訳】</p> <p>運営補助金の廃止により、9,900万円（平成10年度当初予算）が削減される。</p>	

項目名 私学助成費（府単独分）〔高校〕

【具体的な見直しの内容】

- 〔高校〕授業料軽減助成について、低所得者層への助成は維持しつつ、平均所得を超える層及び他府県進学者への助成を学年進行方式で見直す。
 - ・私立高等学校等授業料軽減助成の見直し
 - －所得層 750万円～1,100万円（標準4人世帯の場合）に対する助成の廃止（単価44,000円）。
 - －他府県校進学者への助成の廃止。
 - －ともに学年進行により実施（新1年生から）。

【見直しの考え方の詳細】

- ・本府の私立高校授業料軽減助成は、生徒1人当たり単価が約7.5万円と全国的にみて高水準である。
- ・全国で所得に応じて段階的に実施している府県の中で、平均所得を上回る層に助成しているのは3府県のみである。
- ・見直しに当たっては、経済的理由により高校進学に支障をきたすことのないよう、低所得者に対する助成は維持する。
- ・生徒急増期において、府民の高校進学を保障する観点から他府県への進学者にも助成してきたが、現状においては、府内の公私立高校において、その受入体制は整っており、目的は達成されたものとする。

【削減見込額算定の内訳】

平成11年度	666（百万円）
平成12年度	1,288
平成13年度	1,876

私立高等学校授業料軽減事業実施状況（主要都府県）

都府県名	事業概要		対象率	生徒 1人あたり 単 価
	単 価	対象要件（金額は4人世帯概算）		
大阪府	【現行】			
	344,000 151,000 96,000 44,000	生活保護の世帯 450万円以下 （課税総所得金額 98万円以下） 750万円以下 （課税総所得金額 330万円以下） 1100万円以下 （課税総所得金額 630万円以下）	⑩ 85.7%	⑩ 74,816円
	【プログラム（案）における見直し内容】 ・所得層 750万円超1100万円以下に対する助成の廃止 （新1年生より学年進行方式で実施）		⑬ 50.0%	⑬ 60,536円
東京都	164,000 123,000 83,000	生活保護の世帯 住民税非課税・均等割 760万円以下	⑩ 18.7%	⑩ 17,170円
神奈川県	153,000 60,000 30,000	生活保護・交通遺児の世帯 890万円以下 990万円以下	⑩ 33.9%	⑩ 25,784円
愛知県	232,800 180,000 128,400	市民税所得割非課税 585万円以下 946万円以下	⑩ 74.7%	⑩ 118,211円
京都府	44,000	所得制限なし（一律補助）	⑩ 100.0%	⑩ 44,000円
兵庫県	158,000 118,000 91,000 50,000 29,000	生活保護の世帯 課税総所得金額 非課税・0円 375万円以下 529万円以下 739万円以下	⑩ 30.0%	⑩ 20,542円
福岡県	授業料の 1/2 104,400	交通遺児（限度 147,000円） 生活保護の世帯・住民税非課税の世帯 所得税非課税の世帯	⑩ 7.2%	⑩ 7,537円

※ 生徒 1人あたり単価については、補助総額÷生徒数により積算

私立高等学校経常費助成単価一覧 (H10)

[生徒1人あたり]

(単位:円)

	都道府県	単価
1	東京都	366,064
2	福井県	353,068
3	愛知県	339,800
4	兵庫県	310,875
5	新潟県	308,604
6	青森県	303,631
7	北海道	303,342
8	群馬県	302,160
9	山口県	302,000
10	三重県	297,920
11	鳥取県	297,788
12	岐阜県	295,000
13	福島県	294,120
14	静岡県	293,150
15	大阪府	291,900
16	富山県	288,979
17	広島県	288,190
18	和歌山県	287,216
19	岩手県	287,142
20	秋田県	287,140
21	山形県	284,703
22	岡山県	283,600
23	滋賀県	283,000
24	千葉県	282,440
25	山梨県	281,700
26	島根県	280,754
27	宮城県	280,700
28	茨城県	280,090
29	埼玉県	279,700
30	石川県	279,620
31	奈良県	275,000
32	香川県	272,700
33	高知県	269,568
34	愛媛県	267,040
35	徳島県	266,634
36	福岡県	259,860
37	大分県	259,102
38	佐賀県	258,482
39	神奈川県	256,500
40	栃木県	254,200
41	宮崎県	253,937
42	熊本県	253,595
43	京都府	253,304
44	長崎県	252,723
45	鹿児島県	251,446
46	沖縄県	236,690
47	長野県	232,147

※ 単価については、補助総額÷生徒数により積算

項目名	私学助成費（府単独分）（幼稚園）
-----	------------------

【具体的な見直しの内容】

- 〔幼稚園〕 保育料軽減助成について、3歳児就園への社会的要請に対応するため3歳児助成は継続するが、市町村との役割分担の観点から4・5歳児への助成は段階的に廃止する。
 - ・ 私立幼稚園保育料軽減助成の見直し
 - － 4・5歳児に対する助成の段階的廃止（単価16,000円）。

【見直しの考え方の詳細】

- ・ 府は経常費助成、市町村は保護者負担の軽減という、市町村との役割分担の観点から、4・5歳児に対する助成については、段階的（3カ年）に廃止する。
- ・ ただし、3歳児に対する助成については、
 - ① 3歳児就園という保護者の早期教育ニーズへの対応
 - ② 市町村が行う3歳児に対する助成が未整備であること
 - ③ 保育料が4・5歳児に比べて相対的に高額であること
 などの理由から継続して行う。

【削減見込額算定の内訳】

平成11年度	406（百万円）
平成12年度	795
平成13年度	1,268

・ 助成単価の推移

	3歳児	4・5歳児
平成11年度	23,000（円）	11,000（円）
平成12年度	23,000	6,000
平成13年度	23,000	0

私立幼稚園保護者負担軽減事業実施状況

府 県 名	事 業 概 要																								
大 阪 府	<p>■保育料軽減補助</p> <p>【現 行】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">園児 1 人</td> <td style="width: 20%;">3 歳児</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">23,000 円</td> </tr> <tr> <td>(府民)</td> <td>4,5 歳児</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16,000 円</td> </tr> </table> <p>【プログラム (案) における見直し内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">園児 1 人</td> <td style="width: 20%;">3 歳児</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">23,000 円 (継続)</td> </tr> <tr> <td>(府民)</td> <td>4,5 歳児</td> <td>①</td> <td style="text-align: right;">11,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②</td> <td style="text-align: right;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	園児 1 人	3 歳児		23,000 円	(府民)	4,5 歳児		16,000 円	園児 1 人	3 歳児		23,000 円 (継続)	(府民)	4,5 歳児	①	11,000 円			②	6,000 円			③	0 円
園児 1 人	3 歳児		23,000 円																						
(府民)	4,5 歳児		16,000 円																						
園児 1 人	3 歳児		23,000 円 (継続)																						
(府民)	4,5 歳児	①	11,000 円																						
		②	6,000 円																						
		③	0 円																						
青 森 県	<p>■ぐくぐ子育て支援費補助 (私幼に在籍する第3子以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、同所得割非課税、同所得割課税額99,500円以下 ⇒免除した保育料の額から就園奨励費の最高限度額を除いた額 ・上記以外 ⇒ 減免した保育料の額 <p>※以上を対象経費とし、1/2 以内の額</p> <p>【市町村補助事業】</p>																								
埼 玉 県	<p>■保育料軽減事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">園児 1 人 (3～5 歳児)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">6,000 円 (県内在住)</td> </tr> </table>	園児 1 人 (3～5 歳児)	6,000 円 (県内在住)																						
園児 1 人 (3～5 歳児)	6,000 円 (県内在住)																								
東 京 都	<p>■園児保護者負担軽減事業費 (3～5 歳児)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">生活保護世帯・非課税等世帯</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">74,400 円</td> </tr> <tr> <td>住民税が一定基準以下の世帯</td> <td style="text-align: right;">54,000 円</td> </tr> </table> <p>【区市町村補助事業 (上乘せ有)】</p>	生活保護世帯・非課税等世帯	74,400 円	住民税が一定基準以下の世帯	54,000 円																				
生活保護世帯・非課税等世帯	74,400 円																								
住民税が一定基準以下の世帯	54,000 円																								
愛 知 県	<p>■授業料等軽減補助 (新入園児のみ)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">就園奨励費対象者 1 人</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">7,500 円</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">～ 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>就園奨励費対象外 1 人</td> <td style="text-align: right;">3,200 円</td> <td></td> </tr> </table>	就園奨励費対象者 1 人	7,500 円	～ 15,000 円	就園奨励費対象外 1 人	3,200 円																			
就園奨励費対象者 1 人	7,500 円	～ 15,000 円																							
就園奨励費対象外 1 人	3,200 円																								
京 都 府	<p>■保育料軽減補助 (近隣府県を含む)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">園児 1 人 (3～5 歳児)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">16,000 円</td> </tr> </table> <p>■同時在園保育料減免事業費</p> <p>減免した保育料 (就奨費も算入の上) の1/2</p>	園児 1 人 (3～5 歳児)	16,000 円																						
園児 1 人 (3～5 歳児)	16,000 円																								
和 歌 山 県	<p>■保育料軽減補助</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">園児 1 人 (3～5 歳児)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">6,000 円</td> </tr> </table>	園児 1 人 (3～5 歳児)	6,000 円																						
園児 1 人 (3～5 歳児)	6,000 円																								
宮 崎 県	<p>■保育料等軽減補助 (102条園を対象)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">園児 1 人 (3～5 歳児)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table>	園児 1 人 (3～5 歳児)	10,000 円																						
園児 1 人 (3～5 歳児)	10,000 円																								

※ 全国の都道府県中、8 都府県で軽減事業を実施

私立幼稚園経常費助成単価一覧（H10）

[園児1人あたり]

(単位：円)

	都道府県	単価
1	群馬	163,850
2	東京	162,810
3	島根	155,455
4	山口	151,000
5	岐阜	149,000
6	青森	147,009
7	石川	146,000
8	三重	145,470
9	埼玉	144,950
10	愛知	143,400
11	茨城	143,248
12	福島	141,980
13	千葉	141,730
14	広島	141,070
15	静岡	140,270
16	奈良	139,500
17	和歌山	139,069
18	新潟	136,790
19	北海道	136,576
20	山梨	135,400
21	秋田	134,980
22	岩手	134,380
23	富山	133,970
24	福井	133,532
25	山形	133,460
26	兵庫	133,330
27	京都	132,921
28	岡山	132,000
29	大阪	131,900
29	栃木	131,900
31	香川	131,200
32	滋賀	131,000
33	鳥取	129,694
34	大分	129,610
35	鹿児島	129,082
36	佐賀	129,009
37	福岡	127,530
38	宮城	126,480
39	高知	125,843
40	熊本	123,788
41	長崎	122,996
42	徳島	122,437
43	宮崎	121,880
44	愛媛	121,490
45	神奈川	118,500
46	沖縄	117,030
47	長野	89,558

※ 単価については、補助総額÷園児数により積算

項目名

府育英会助成費

【具体的な見直しの内容】

○ 平成11年度新規貸付分から、銀行借入による利子補給制度に事業実施手法を見直す。

【見直しの考え方の詳細】

府からの新規貸付については廃止し、銀行からの借入により奨学金の新規事業費を確保する。

これまでの府貸付金については、育英会の償還金収入の中から順次府に償還する。

【削減見込額算定の内訳】

平成11年度 1, 754百万円

平成12～20年度 1, 356～4, 286百万円

※削減見込額は、平成10年度貸付金+府への償還金-利子補給相当額

項目名	文化振興費
-----	-------

【具体的な見直しの内容】

- 文化情報センター、現代美術センターの府有施設への移転、トリエンナーレの縮小、美術作品収集の休止など、施策の重点化と一定の役割を果たした事業の見直しを行う。
 - ・ 明日の大阪の活力を生み出すためにも、また府民の豊かな生活の創造や自己実現を図るうえでも、文化の振興や生涯学習の推進はますます重要となっている。
 - ・ 平成10年3月に、既存の文化ストックの活用や民間、市町村との連携、役割分担などを基本的視点に取り入れた新しい文化行政の羅針盤となる「大阪府文化振興指針」を策定した。
 - ・ 同指針に基づき、事業の重点化と一定の役割を果たした事業の見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、施策の再構築を図る。

【見直しの考え方の詳細】及び【削減見込額算定の内訳】

- ◇ 文化情報センター、現代美術センターの新別館への移転（削減効果額 2.1億円）
 - 新別館に、文化情報センター、現代美術センターを移転することにより、府民の文化・学習サービスの拠点とする。
 - ◇ 美術事業（削減効果額 1.6億円）
 - 現代芸術文化センター事業が凍結されている中、既存ストックの有効活用などのソフト事業の展開により、新しい文化創造を図る。
 - 大阪トリエンナーレ … 毎年、絵画、版画、彫刻と各部門ごとに実施しているものを、3年に一度まとめて開催する。
 - 美術作品の収集 … 財政再建期間中は休止する。
 - ◇ 大阪センチュリー交響楽団（削減効果額 0.2億円）
 - より一層府民に身近な楽団となるよう、演奏回数が増に努めるとともに、幅広い演奏活動を行う。
 - 楽団員の給与負担について、事業収入対応部分を増加させ、府補助金の軽減を図る。
 - ◇ 文化団体等への補助金（削減効果額 0.4億円）
 - 定例的、固定的なものから、今後、例えば新しい芸術を創造するものに対して補助するなど、新しい視点からの補助への転換を検討する。
 - ◇ その他事業の見直し（削減効果額 0.7億円）
- 合 計（削減効果額 5.0億円）

項目名	大学運営費（教育研究費）
-----	--------------

【具体的な見直しの内容】及び【見直しの考え方の詳細】

- 教官研究費、教官研究旅費の見直しを行う。
 - ・ 教育研究費については、今後とも産学連携を推進していく中で、外部資金の導入を促進しながら、教育研究水準を維持・向上することとし、府立大学、大阪女子大学、府立看護大学、同医療技術短期大学部の教育研究費の総額2億3千万円の1割を削減する。
 - ・ 削減対象は、教育研究費のうち、教官研究費と教官研究旅費とし、学生経費については、国立大学に準拠した授業料負担を求めていることから削減の対象外とする。

【削減見込額算定の内訳】

- ◇ 府立大学と大阪女子大学（生活文化部所管）
教官研究費・教官研究旅費の合計15億3,800万円のうち、 2億円
- ◇ 府立看護大学、同医療技術短期大学部（保健衛生部所管）
教官研究費・教官研究旅費の合計1億5,200万円のうち、 2千万円

項目名 医療費助成事業

【具体的な見直しの内容】 【見直しの考え方の詳細】

○ 21世紀の少子高齢社会における総合的な福祉施策体系の確立をめざすとともに、医療費助成制度の発足時からの社会経済情勢の変化や介護保険制度の導入等を踏まえ、対象者の範囲、府と市町村の適切な役割分担、受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。

なお、老人医療費助成事業の一部負担金及び一部負担金相当額助成事業については、衛生対策審議会答申（平成9年8月28日）において、医療保険制度の抜本改革や介護保険制度の導入等の動向を踏まえて検討することとされており、平成12年度以降の取扱いを決定する。

- ・ 高齢者、障害者、母子家庭及び乳幼児に対する医療費助成事業については、受益者負担のあり方、高率補助の見直し等の検討を行うため、早急に審議会に諮問し、見直しの方向性を見出す。

【削減見込額算定の内訳】

- ・ 削減効果額については、具体的な制度改正は審議会の検討が必要なことから現時点では確定的な数値は示せないが、考えられる額として、仮に老人医療費助成事業の一部負担金助成を廃止すれば、平成12年度以降、103～185億円の削減となる。
- ・ また、「その他既存施策全般の見直しによるもの-100億/年」は、仮に受益者負担のあり方、高率補助を見直した場合や、給与改善費補助金等その他の施策を含めた場合に想定される推計値であり、今後、審議会での検討を踏まえ、具体的な方策を見出していく。

医療費助成の全国比較

1 老人医療費公費負担事業

《医療費本体助成》

	現行制度（主な状況）	財政再建プログラム（案）
大阪府	<p>○対象：65歳～69歳 （被用者保険本人で附加給付を受ける者を除く。）</p> <p>○所得制限： ・本人収入(2人世帯) 380万円 ・被用者保険本人は、老齢福祉年金の所得制限を準用</p> <p>※平成10年11月1日以降65歳に達する者から市町村民税非課税世帯に属する者を助成対象とする。</p> <p>○補助率：4/5（大阪市3/5）</p>	<p>◇対象者の範囲・府と市町村の適切な役割分担・受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。</p>
全国	<p>○23都道府県で制度化</p> <p>○補助率：1/2超 ⇒ 11都道府県</p> <p>○一部負担金徴収 ⇒ 21都道府県</p>	

《一部負担金及び一部負担金相当額助成》

	現行制度（主な状況）	財政再建プログラム（案）
大阪府	<p>○対象： ・65歳以上の市町村民税非課税世帯の高齢者 ・障害者、母子家庭医療の対象者 ・特定患者、 ・結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用を受けている者</p> <p>○補助率：4/5（大阪市3/5）</p>	<p>◇平成9年8月28日付け衛生対策審議会答申において、医療保険制度の抜本改革や介護保険制度の導入等の動向を踏まえて検討することとされており、平成12年度以降の取扱いを決定する。</p>
全国	<p>○45都道府県で制度化</p> <p>○対象：高齢障害者等に限定 ⇒43都道府県 （高齢障害者の他68歳以上の一人暮らし等の低所得老人に限定⇒愛知県）</p> <p>○補助率：1/2超 ⇒8都道府県</p>	

2 重度障害者（児）医療費公費負担事業

	現行制度（主な状況）	財政再建プログラム（案）
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：身体障害者手帳1～2級所持者 重度の知的障害者（児） 中度の知的障害者（児）で身体障害者手帳所持者 ○所得制限：本人所得 1千万円以下 ○補助率：4/5（大阪市3/5） 	<p>◇対象者の範囲・府と市町村の適切な役割分担・受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。</p>
全国	<ul style="list-style-type: none"> ○全都道府県で制度化 ○身体障害者2級まで対象 ⇒ 34府県 ○ " 3級まで対象 ⇒ 13県 ○所得制限なし ⇒ 16道県 ○補助率：1/2超 ⇒ 9都道府県 ○一部負担金徴収 ⇒ 9道県 	

3 母子家庭医療費公費負担事業

	現行制度（主な状況）	財政再建プログラム（案）
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：15歳までの児童と母の入通院及び18歳までの子の入院 ○所得制限：児童扶養手当の一部支給の所得制限額を準用 ○補助率：4/5 	<p>◇対象者の範囲・府と市町村の適切な役割分担・受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。</p>
全国	<ul style="list-style-type: none"> ○46都道府県で制度化 ○対象：18歳までの入通院が大部分 ○父子家庭対象 ⇒ 23都県 ○所得制限：児童扶養手当 ⇒ 29都道府県 ○補助率：1/2超 ⇒ 7都道府県 ○一部負担金徴収 ⇒ 13道県 	

4 乳幼児入院医療費助成事業

	現行制度（主な状況）	財政再建プログラム（案）
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：小学校入学前児童の入院のみ（通院を対象としないのは大阪府のみ） ○所得制限：児童手当（特例給付）の所得制限額を準用 ○補助率：1/2 	<p>◇対象者の範囲・府と市町村の適切な役割分担・受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。</p>
全国	<ul style="list-style-type: none"> ○全都道府県で制度化 ○対象年齢：2歳までの入通院を対象としている府県が大部分 ○所得制限なし ⇒ 29道府県 ○補助率：1/2超 ⇒ 4道県 ○一部負担金徴収 ⇒ 19道府県 	

○各都道府県における医療費助成制度実施状況

(平成10年4月現在)

都道府県名	老人医療助成				老人保健一部負担金等助成		
	対象	所得制限	補助率	一部負担	実施制度	対象	補助率
北海道	65歳以上の単身、老人夫婦、老人児童世帯の老人	老齢福祉年金	6/10, 2/3	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	6/10, 2/3
青森県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
岩手県	65歳以上のひとり暮らし	老齢福祉年金	1/2	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
宮城県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
秋田県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	6/10, 2/3
山形県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
福島県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
茨城県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
栃木県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
群馬県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
埼玉県	68歳・69歳	市町村民税課税標準額206万	2/3	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
千葉県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
東京都	65歳以上(社保本人除く)	本人単身254.8万	10/10都実施	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	10/10都実施
神奈川県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2~80/100
新潟県	65歳以上のひとり暮らし、寝たきり	なし	1/2	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
富山県	65歳以上(身障、療育手帳、3月以上寝たきり)	なし	1/2	老健同額	福祉給付金制度	老人・母子	1/2
石川県	69歳	老齢福祉年金	1/2	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
福井県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
山梨県	68歳・69歳と65歳以上のひとり暮らし	老齢福祉年金	1/2	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
長野県	68歳・69歳と65歳以上のひとり暮らし	市町村民非課税・所得税非課税	1/2	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
岐阜県	69歳と66~68歳の職役者の妻	老齢福祉年金	2/3・1/3	定率1割	障害老人医療制度	高齢障害者	2/3
静岡県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
愛知県	68歳・69歳	老齢福祉年金	1/2	老健同額	福祉給付金制度	高齢障害者・独居等	1/2
三重県	68歳・69歳	老齢福祉年金	3/5	定額控除後定率	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
滋賀県	65歳以上と65歳以上の寝たきり、ひとり暮らし等	市民非課税・老福年金	1/2	老健同額	福祉給付金制度	高齢障害者・母子	1/2
京都府	65歳以上と65歳以上の寝たきり、ひとり暮らし等	所得非課税・老福年金	3/5, 2/3	老健同額	福祉給付金制度	高齢障害者	1/2
大阪府	65歳以上(社保本人附加給付を受ける者除く)※	収380万・老福年金	4/5, 3/5	老健同額	老人医療一部負担金等助成制度	民税非課税世帯等	4/5, 3/5
兵庫県	65歳以上	老齢福祉年金	1/2, 2/3	老健同額	高齢障害者医療制度	高齢障害者	1/2
奈良県	65歳以上	市町村民税非課税	1/2	老健同額	障害老人医療制度	高齢障害者・母子	1/2
和歌山県	67歳以上	老齢福祉年金	1/2	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
鳥取県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
島根県	65歳以上(3か月以上ねたきり、身体障害等)	本人所得275万等	1/2	なし	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
岡山県	68・69歳と65歳以上のひとり暮らし・寝たきり	市民非課税・老福年金	1/6~5/6	老健同額	障害者医療制度	高齢障害者	1/6~5/6
広島県	68歳・69歳と65~67歳のひとり暮らし	老福年金・特別見直し	3/4, 1/2	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
山口県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
徳島県	[65歳以上寝たきり老人]	[老齢福祉年金]	[1/2]	[なし]	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
香川県	68歳・69歳	老齢福祉年金	4/5	老健同額	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
愛媛県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
高知県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
福岡県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	2/3
佐賀県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
長崎県	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
大分県	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
鹿児島県	—	—	—	—	障害者・母子医療制度	高齢障害者・母子	1/2
沖縄県	—	—	—	—	障害者医療制度	高齢障害者	1/2
計	23都道府県				45都道府県		

※大阪府(11月1日以降65歳到達者から市町村民税非課税世帯)

(平成10年4月現在)

都道府県名	障害者医療助成				母子(父子)家庭医療助成			
	対象	所得制限	補助率	一部負担	対象	所得制限	補助率	一部負担
北海道	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下等	なし	6/10、2/3	初診時定額	母は入院のみ、児童は入通院20歳	18~20歳所得非課税	6/10、2/3	初診時定額
青森県	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下等	老齢年金	1/2	一部対象に老健	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	母父定額
岩手県	1~2級等	障害児福祉手当+35万	1/2	なし	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
宮城県	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下等	特児、特別障害手当	1/2	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	定額負担
秋田県	1~3級(障害老人は6級まで)、IQ35以下	老齢福祉年金	1/2	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
山形県	1~2級、IQ35以下等	なし	1/2	所得課税者老健	母、児童19歳	所得税非課税	1/2	なし
福島県	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下等	老齢福祉年金	1/2	なし	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	定額負担
茨城県	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下等	前年度所得1千万	1/2	なし	母、母にかわる者、児童18歳等	遺族基礎年金	1/2	なし
栃木県	1~2級、IQ35・3~4級かつIQ50以下	なし	1/2	なし	母、父、18歳	児童扶養手当	1/2	なし
群馬県	1~2級、IQ35以下等	なし	1/2	なし	母、父、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
埼玉県	1~3級と老人のみ4級一部、IQ50以下	なし	1/2	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳等	児童扶養手当	1/2	老健同額
千葉県	1~2級、IQ35以下、IQ50以下で重複	なし	1/2	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳等	児童扶養手当	1/2	定額負担
東京都	1~2級、3級内部障害者、IQ35以下	本人所得567.6万	10/10	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳等	児童扶養手当	2/3	なし
神奈川県	1~2級、IQ35以下、身障3級でIQ50以下	なし	7.75~8/10	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
新潟県	1~3級、IQ35以下等	なし	1/2	老健同額	母、父、母にかわる者、児童18歳等	児童扶養手当	1/2	老健同額
富山県	1~2級、IQ35以下等	60歳以下は世帯所得1千万	1/2	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
石川県	1~2級、IQ35以下、IQ~50入院のみ	老齢福祉年金	1/2	なし	【別途見舞金支給制度】	—	—	—
福井県	1~3級、IQ50以下	特別障害者手当	1/2	なし	母、父、児童20歳	児童扶養手当	1/2	なし
山梨県	1~3級、IQ35以下、精神手帳1~2級等	特児、障害児福祉	1/2	なし	母、父、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
長野県	1~3級、IQ35以下(要介護)等	3級のみ所得税非課税	1/2	なし	母、父、母にかわる者、児童18歳等	所得税非課税	1/2	なし
岐阜県	1~3級、IQ50以下等	特別児童扶養手当	2/3	なし	母、母にかわる者、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
静岡県	1~2級、IQ35以下等	障害者福祉手当	1/2	なし	母、父、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
愛知県	1~3級、IQ50以下、筋ジス、自閉症等	なし	1/2	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
三重県	1~2級、IQ35以下、3~4級でIQ50以下	なし	1/2	なし	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
滋賀県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下等	老齢福祉年金	2/3	なし	母、父、寡婦、児童18歳	遺族年金・老齢年金	1/2~2/3	なし
京都府	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	特児、障害児福祉	4.5~5/10	なし	母、児童18歳	児童扶養手当	45~50/100	なし
大阪府	1~2級、IQ35以下、3~6級でIQ50以下	本人所得1千万	4/5、3/5	なし	母、母にかわる者(女子)、児童18歳※	児童扶養手当	4/5	なし
兵庫県	1~2級、IQ35以下	特別児童扶養手当	1/2	なし	母、父、児童18歳等	児童扶養手当	1/2	なし
奈良県	1~2級、IQ35以下	老齢福祉年金	1/2	なし	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
和歌山県	1~3級(3級入院のみ)、IQ35以下等	特児扶養手当等	1/2	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
鳥取県	1~2級、IQ35以下、3~4級でIQ50以下	なし	1/2	なし	母、児童18歳	所得税非課税	1/2	老健同額
島根県	1~2級、IQ35以下、3~4級でIQ50以下	なし	1/2	なし	母、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
岡山県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	社保本人のみ老健等	1/6~5/6	なし	母(65歳以上祖父)、児童18歳等	所得税非課税	1/6~5/6	老健同額
広島県	1~3級、IQ50以下	老齢福祉年金等	1/2	なし	母、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
山口県	1~3級、IQ35以下等	老齢福祉年金	1/2	なし	母、児童18歳等	市町村民税非課税	1/2	なし
徳島県	1~2級、IQ35以下、3~4級でIQ50以下等	老齢福祉年金	1/2	なし	母、児童18歳(入院のみ)	所得税非課税	1/2	なし
香川県	1~3級、IQ50以下等	特別児童扶養手当	1/2	なし	母、父、母にかわる者、児童20歳	障害児福祉手当	4/5	なし
愛媛県	1~2級、IQ35以下、3~6級でIQ50以下	なし	1/2	なし	母、児童20歳等	所得税非課税	1/2	なし
高知県	1~2級、IQ35以下、3~4級でIQ50以下	なし	1/2	なし	母、児童18歳	所得税非課税	1/2	なし
福岡県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	なし	2/3	定額負担	母(独居寡婦)、児童18歳	児童扶養手当	2/3	定額負担
佐賀県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	特別障害者福祉手当	1/2	なし	母、父、寡婦、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
長崎県	1~3級、IQ50以下	特別障害者手当	1/2	老健同額	母(60~69歳寡婦)、児童18歳等	児童扶養手当	1/2	老健同額
熊本県	1~2級、IQ35以下、精神手帳1級等	障害児福祉手当	1/2	一部対象一定割合	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	一定割合
大分県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	老齢福祉年金	1/2	定額負担	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
宮崎県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	老齢福祉年金	1/2	定額負担	母、児童18歳	児童扶養手当	1/2	定額負担
鹿児島県	1~2級、IQ35以下、3級でIQ50以下	なし	5~6/10	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
沖縄県	1~2級、IQ35以下	障害児福祉手当	1/2	なし	母、父、児童18歳	児童扶養手当	1/2	なし
計	47都道府県				46都道府県			

※大阪府 15歳までの児童と母の入院及び18歳までの子の入院

(平成10年4月現在)

都道府県名	乳幼児医療助成			
	対象	所得制限	補助率	一部負担
北海道	0~1歳(入院・通院) 2~5歳(入院)	なし	6/10, 2/3	初診時定額
青森県	0~3歳(入院・通院)	児童扶養手当	1/2	なし
岩手県	0~1歳(入院・通院)	児童扶養手当	1/2	なし
宮城県	0~2歳(入院・通院) 3歳(入院)	老齢福祉年金	1/2	なし
秋田県	0~3歳(入院・通院)	児童扶養手当	1/2	なし
山形県	0~1歳(入院・通院)	所得 330万円	1/2	所得税課税者老健
福島県	0歳(入院・通院) 1~2歳(入院)	児童手当特例給付	1/2	なし
茨城県	0~2歳(入院・通院)	旧児童手当特例給付	1/2	なし
栃木県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	定額負担
群馬県	0~2歳(入院・通院) 3歳(入院)	なし	1/2	なし
埼玉県	0歳(入院・通院) 1~2歳(入院)	なし	2/3	なし
千葉県	0~2歳(入院・通院) 小学入学前(入院7日以上)	所得税150万円	1/2	所得に応じた負担
東京都	0~2歳(入院・通院)	児童手当	1/2	なし
神奈川県	0歳(入院・通院) 中学卒業まで(入院)	児童手当一般・特例併用	1/2	なし
新潟県	0歳(入院・通院) 1~2歳(入院)	児童手当特例給付	1/2	老健同額
富山県	0歳(入院・通院) 1~6歳(入院)	なし	3/8~1/2	1~6歳老健同額
石川県	0歳(入院・通院) 1~3歳(入院)	なし	1/2	定額負担
福井県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
山梨県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
長野県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
岐阜県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
静岡県	0歳(入院・通院) 小学入学前(入院8日以上等)	なし	1/2	定額負担
愛知県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
三重県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	定額負担
滋賀県	0~1歳(入院・通院)、小学入学前(第3子以降入院)	なし	1/2	なし
京都府	0~1歳(入院・通院) 2歳(入院)	なし	45~50/100	定額負担
大阪府	小学入学前(入院)	児童手当特例給付	1/2	なし
兵庫県	0~2歳(入院・通院)	児童手当特例給付、0歳なし	1/2	なし
奈良県	0~2歳(入院・通院)	0歳老健年金、1~2歳児手	1/2	1~6歳老健同額
和歌山県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
鳥取県	0~1歳(入院・通院) 2~3歳(入院)	なし	1/2	老健同額
島根県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	定額負担
岡山県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/6~5/6	定率2割
広島県	0歳(入院・通院) 1歳(入院)	児童手当(一般・特例)	1/2	なし
山口県	0~2歳(入院・通院) 小学入学前(産科のみ)	民税所得割82,300円以下世帯	1/2	なし
徳島県	0~2歳(入院・通院)	老齢福祉年金	1/2	なし
香川県	0~2歳(入院・通院)	児童手当特例給付	1/2	なし
愛媛県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
高知県	0歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
福岡県	0~2歳(入院・通院)	なし	2/3	定額負担
佐賀県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	定額負担
長崎県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	老健同額
熊本県	0歳(入院・通院) 1~2歳(通院)	なし	1/2	なし
大分県	0~2歳(入院・通院) 小学入学前(入院のみ)	なし	1/2	なし
宮崎県	0~2歳(入院・通院)	なし	1/2	定額負担
鹿児島県	0~3歳(入院・通院) 4~5歳(医科のみ)	なし	1/2	民税非課税以外定額負担
沖縄県	0歳(入院・通院)	なし	1/2	なし
計	47都道府県			

項目名	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金
<p>【具体的な見直しの内容】</p> <p>○ 介護保険の導入等、社会福祉施設のあり方が議論されており時代に対応した補助制度とするため検討を深め、見直しの方向性を見出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度改正に向け、平成10年中に府社会福祉審議会へ制度のあり方について諮問を行う。 ・ 社会福祉施設を取り巻く環境が変化しつつある中、発足以来四半世紀を過ぎた現行制度を、新たな時代に対応しうる制度に見直す。 <p>【見直しの考え方の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設サービスの水準を維持・確保し、併せて時代の変化に対応した施設経営の活性化に資するような制度となるよう検討を行う。 <p>【削減見込額算定の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 削減効果額については、具体的な制度改正は審議会の検討が必要なことなどから現時点では確定的な数値は示せない。 ・ また、「その他既存施策全般の見直しによるもの-100億/年」は、仮に受益者負担のあり方、高率補助を見直した場合や、給与改善費補助金等その他の施策を含めた場合に想定される推計値であり、今後、審議会での検討を踏まえ、具体的な方策を見出していく。 	

項目名 国民健康保険高額医療費共同事業補助金

【具体的な見直しの内容】

- 国民健康保険団体連合会が実施している高額医療費共同事業補助金の交付率を引き下げる。
 - ・ 高額な医療給付の発生による市町村の国民健康保険財政の不安定を解消するために、国民健康保険団体連合会が実施している高額医療費共同事業に対して助成を実施。

【見直しの考え方の詳細】

- 現行の補助金交付内容
 - ・ 交付基準額 80万円を超え100万円まで
 - ・ 交付率 80%
 となっているが、厚生省の定める当該事業実施要綱上、交付率は70%以上90%以下と規定されていることから、現行の交付率を70%に引き下げる。

【削減見込額算定の内訳】

(単位：百万円)

⑩当初	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300

【算定方法】

- 平成10年度当初予算額 24億3千万円
 - ・ 100万円超 (補助対象 200,000円) … ※ 19,960 件
 - ・ 80～100万円 (補助対象※87,207円) … ※ 14,052 件
$$[(200,000円 \times 19,960件) + (87,207円 \times 14,052件)] \times 60\% \times 80\% \times (100 - 3.12)\%$$

(※過剰調整率)

※：各数値は過去3年間の平均数値

- 上記算式を府交付率70%で算定 ⇒ 3億円の削減

項目名	社会福祉施設機能強化推進費
-----	---------------

【具体的な見直しの内容】

- 措置施設を対象とする本制度の趣旨に鑑み、介護保険制度の導入により契約へと移行する施設種別を対象から除外する。
 - ・ 社会福祉施設機能強化推進事業の対象から、特別養護老人ホームを除外する。
 - ・ 社会福祉施設機能強化推進事業は、民間の社会福祉施設を対象に社会福祉施設の持つ専門的な機能の地域への開放、施設入所者の自立支援及び処遇向上を図ることを目的として実施（施設機能地域開放事業、入所者処遇向上加算事業）。

【見直しの考え方の詳細】

- 介護保険の導入により、特別養護老人ホームは措置施設から契約施設へと変わり老人保健施設や療養型病床群とともに、適正な競争により効率的な施設サービスを提供することになる。このため、特別養護老人ホームだけに特別の支援を行うことは適当でなく、他の介護保険施設との均衡を図る上で、介護保険が導入される平成12年度から当該事業を対象外とする。

【削減見込額算定の内訳】

平成12年度削減見込額	1億3千万円
	(平成10年度当初予算額をベースとした見込額)
	施設機能地域開放事業 7千万円
	痴呆性老人加算事業 6千万円

項目名 放課後児童健全育成事業費

【具体的な見直しの内容】

○ 補助要件を拡充するとともに、補助基準額を国基準どおりとする。また、国制度の補助要件に合致するすべての放課後児童クラブについて、すべて国庫採択されるよう強く国に働きかける。

【見直し考え方の詳細】

放課後児童健全育成事業は、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童等の健全育成を図るため、市町村が設置する放課後児童クラブに対し助成を行うものである。

この事業は、昭和47年度に府単独事業として創設したものであるが、平成3年度に国庫補助制度が創設されたことに伴い、平成4年度から順次、国庫補助制度への適用拡大を図ってきた。

- ・平成4年度 補助カ所数 476クラブ（うち国庫補助適用カ所 11）
- ・平成9年度 補助カ所数 486クラブ（うち国庫補助適用カ所 289）

一方、国においては、緊急保育対策等5か年事業に基づき、毎年計画的に放課後児童クラブの補助件数の拡大が図られているが、府が補助を行っている放課後児童クラブの9割以上は、国制度の補助要件に合致する20人以上のクラブであり、これらについて全て国庫補助採択されるよう、国に対し積極的に働きかける。

また、府単独事業については、事業の普及促進を図るため、補助要件（15人以上）を10人以上に拡充するとともに、現行の補助基準額（1,889千円）を国制度の補助基準額（開設日数 281日以上 1,507千円、280日以下 1,161千円）どおりとする。

【削減見込額算定の内訳】

削減効果額 9,200万円

①国庫採択の増加等による府義務負担増加額	9,600万円
②国庫採択の増加による府単独事業削減額	1億7,900万円
③補助基準額の変更に伴う府単独事業削減額	1,500万円
④補助要件拡充に伴う府単独事業増加額	600万円

項目名	病院事業会計繰出金
-----	-----------

【具体的な見直しの内容】

- 「病院経営改善10カ年計画」に加え、さらなる経営改善努力を行うことにより繰出金の削減を実施する。
 - ・ 一般会計から病院事業会計に対する各年度の繰出金を、40億円削減する。

【見直しの考え方の詳細】

- ・ 平成8年度に策定した「経営改善10カ年計画」を基礎としつつ、更なる経営改善方策（人件費の抑制、投資的経費の抑制、事務事業の改善）を実施するとともに資産の売却についても検討することによって、将来にわたり繰出金の削減を吸収できる健全な経営体質の構築を図る。
- ・ あわせて、公民の役割分担等を踏まえた府立の病院のあり方を検討するとともに、自律的な組織運営体制の整備をすすめる。

【削減見込額算定の内訳】

- 新たな経営改善方策の実施による収支改善効果は、繰出金削減額を目途に、年々引き上げていくよう努力するとともに、併せて、資産の売却についても検討する。

○ 新たな経営改善方策の内訳	単年度効果額（H14年度）
① 人件費の抑制	
・ 全庁的取組（昇給延伸、特勤手当見直し）	15億円
・ 病院独自の取組 （看護における臨時職員の導入、外部委託の計画的推進等）	6億円
② 投資的経費の抑制（企業債償還利息の減）	2億円
③ 事務事業の改善（医薬分業の推進、診療報酬事務の改善等）	7億円
④ 資産の売却	—

項目名	ごみ焼却場公害防止装置運営等助成費
-----	-------------------

【具体的な見直しの内容】

- 府が先導的な役割を義務づけていた旧公害防止条例が平成6年度に廃止されるなど、情勢が変化していることや、他府県の状況を踏まえ廃止する。
 - ・ ごみ焼却場公害防止装置運営等助成事業費については、平成11年度から廃止する。

【見直しの考え方の詳細】

大阪府公害防止条例（旧条例）では、昭和46年に塩化水素対策として独自に廃棄物焼却炉について洗浄集じん装置の設置を義務づけたが、その後、市町村からの要望もあり、その運営費及び排出塩の処理費について、本補助制度を創設したものである。

平成6年、大阪府公害防止条例を全面改正した大阪府生活環境の保全等に関する条例の制定の際、大気汚染防止法との規制の重複を避け、同法の規制に一元化することとし、府公害防止条例による洗浄集じん装置の設置義務は廃止した。

この設置義務の廃止から5年が経過しようとしており、また、他府県の状況をも勘案して、今回、ごみ処理に係る府と市町村の役割分担の明確化を図る観点から、本補助制度を廃止する。

【削減見込額算定の内訳】

2. 89 億円 （平成10年度当初予算額）

項目名	就業あっ旋費
-----	--------

【具体的な見直しの内容】

- 個々の事業について、必要性や費用対効果等の観点から事業効果を検証しつつ、他の施策経費も含めたシーリング対応等により経費の削減を行う。
 - ・ 中高年齢者対策については、事業内容を工夫するなどして、府民サービスの視点から事業の効率性も踏まえ、高齢者職業相談室（併設するミニパートバンクを含む）の再編を行うなど、一定の見直しを行い、事業費の削減を行う。
 - ・ 障害者対策については、障害者の自立支援の観点から事業を実施しており、現行行政水準を維持する。
 - ・ 他の事業については、事業内容を工夫するなどして、シーリング対応等により事業費の削減を行う。

【見直しの考え方の詳細】

景気低迷が長引くなか、完全失業率が高水準で推移し、有効求人倍率も低下するなど、府民を取りまく雇用失業情勢は極めて厳しい状況にあり、本府としては、本年6月に雇用対策を取りまとめ、経済団体への採用枠の拡大要請、求人情報フェアの開催や府政だよりでの広報等、厳しい雇用環境打開に向けた取組を行っている。

今後とも、厳しい雇用環境にある中高年齢者、障害者等に対する雇用対策については重点的に取り組むとともに、既存予算を有効に活用しつつ事業内容を工夫するなどして、他の施策経費も含めてシーリング対応等による経費の削減を行うものである。

【削減見込額算定の内訳】

他の施策経費も含めたシーリング対応等による削減 1. 8億円

項目名 水道事業会計繰出金

【具体的な見直しの内容】

- 一層の経営努力により、府単独繰出分（36億円）を縮減する。

【見直しの考え方の詳細】

- 平成11年度

水道事業の経営状況は、ここ数年単年度黒字を計上しており、累積黒字も平成9年度末決算で約40億円と、安定的に推移している。

これらのことから、平成11年度府単独繰出分の36億円の削減については、累積黒字の活用をはじめ、経営の一層の効率化を図るなどの経営努力により対応する。

- 平成12年度以降

平成11年度からは、高度浄水施設の全面稼働などに伴う経営状況の大幅な悪化が見込まれている。

このため、知事の諮問機関である大阪府水道事業懇話会が、『高度浄水施設稼働後の経営のあり方』について審議（平成10年11月頃）することになっており、併せて財政再建プログラム（案）に係る府単独繰出基準分の見直し対象の補助金、出資金についても、これまでどおり税金で負担すべきか、あるいは受益者負担として料金で負担すべきか、といった『公費負担のあり方』についても、同懇話会で審議することとしている。

平成12年度以降の府単独繰出基準分の削減については、引き続き一層の経営努力を行うとともに、同懇話会の審議結果などを踏まえて対応する。

【削減見込額算定の内訳】

平成10年度当初予算における繰出額	127億円
うち国基準による繰出額	91億円
<hr/>	
差 引（府単独繰出額）	36億円

項目名 指定文化財等保存事業費（国指定）

【具体的な見直しの内容】

- 市町村との役割分担を見直す中で、制度を再構築する。
 - ・ 市町村に対する建設事業に係る府単独補助が基本的に廃止されることに伴い、当該事業の市町村補助を廃止。
 - ・ 国指定の有形・無形文化財や史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財につき、市町村や所有者が実施する保存修理、公有化、発掘調査等に対する府補助を段階的に廃止。

【見直しの考え方の詳細】

- ・ 史跡買上げ先行取得償還金等補助金は、事業終了（平成20年度）まで府補助を継続。
- ・ 個人又は法人所有の国指定文化財で、年次計画により継続中の保存修理等については、当該事業が終了するまで府補助を継続。

【削減見込額算定の内訳】

〔単位：百万円〕

⑩当初	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
271	70	104	116	140	157	174	194	212	230	249

項目名 府職員互助会等補助金

【具体的な見直しの内容】

- 一般補助金について、計画期間中の措置として一部を見直す。
 - ・ 大阪府職員互助会、大阪府教職員互助組合及び大阪府警察職員互助会の一般補助金の一部を見直す。

【見直しの考え方の詳細】

一般補助金については、「大阪府職員の共済制度に関する条例」等により、毎年度予算の範囲内で組合員の掛金総額の3倍以内を補助すると規定している。

過去において、府の財政事情によりその倍率を下げている経緯もあり、今回、計画期間中の措置として、補助率を引き下げるものとする。

【削減見込額算定の内訳】

(単位：百万円)

項目	職員互助会	教職員互助組合	警察互助会	計
10年度当初予算額	961	2,966	1,052	4,979
削減見込額	△ 39	△ 129	△ 44	△ 212

項目名	警察活動費
<p>【具体的な見直しの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察活動に直接関わる経費を除き、一部を見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官の被服貸与期間の見直し ・ 消耗品・印刷費、備品購入費等の見直し ・ 広報費の見直し <p>【見直しの考え方の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察活動費は、警察活動の基盤及び治安情勢の動向に直接影響を及ぼす犯罪捜査に必要な経費などがあり、これらの経費については見直しの対象から除外し、管理的経費について緊急性、必要性を検討して見直しを実施。 <p>【削減見込額算定の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官の被服貸与期間の見直し <ul style="list-style-type: none"> ⑩当初予算 1,324,618千円 削減効果額 18,701千円 ・ 消耗品・印刷費、備品購入費等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ⑩当初予算 944,000千円 削減効果額 94,400千円 ・ 広報費の見直し <ul style="list-style-type: none"> ⑩当初予算 36,753千円 削減効果額 1,098千円 	

個別見直し項目の概要（建設単独事業）

項目名	土木市町村補助金
-----	----------

【具体的な見直しの内容】 【見直しの考え方の詳細】

- 市街地整備補助金（団体施行）
市町村を通じた民間（組合等の団体）に対する間接補助であり、50%シーリングとする。なお、制度上継続的な補助を前提に採択しており、継続に係る年限まで予算措置する。
- 土地区画整理事業等
市町村との役割分担の明確化の観点から全廃するが、制度上継続的な補助を前提にしており、継続に係る年限まで予算措置する。
- その他土木市町村補助金
市町村との役割分担の明確化等の観点から、全廃する。

【削減見込額算定の内訳】

（単位：百万円、一般財源ベース）

事業名	⑩当初	削減効果額	
		⑪	⑫～⑳
① 市街地整備補助金（団体施行）	131	0	▲203～66
② 土地区画整理事業等	92	▲21	▲79～92
③ その他土木市町村補助金	1,454	1,454	1,454
計	1,677	1,433	1,172～1,612

項目名 農林市町村補助金（土地改良事業外7事業）

【具体的な見直しの内容】

- 市町村との役割分担の明確化等の観点から、制度として廃止する。
 ただし、すでに着手している事業で完了まで補助を継続する必要のあるものについては、予算措置する。
 また、民間へ補助している事業（市町村を経由のものを含む）については、シーリング対応により削減する。
 - ・ 市町村に対する補助金は基本的に廃止する。ただし、継続補助を前提として採択した事業については、平成15年度まで暫定的に予算措置を行う。
 - ・ 平成11年度以降の新たな事業については、事業主体を農業団体（土地改良区、農協等）等の民間に限定するとともに、民間の補助事業（市町村を経由しているものを含む）については、50%シーリング対応により削減する。

【見直しの考え方の詳細】

(1) 継続的採択分

- オアシス構想推進事業費
 - ・平成10年度における採択地区のみ継続補助。平成12年度をもって廃止。
- 林道開設改良事業費
 - ・平成10年度における採択地区のみ継続補助。平成15年度をもって廃止。
- 土地改良事業費、土地改良調整事業費、ため池防災事業費、湛水防除事業費、水質保全対策事業費に係る市町村補助分
 - ・平成10年度における採択地区のみ継続補助。平成15年度をもって廃止。

(2) 50%シーリング対応分

- 土地改良事業費、土地改良調整事業費、ため池防災事業費、湛水防除事業費、水質保全対策事業費、間伐促進強化対策事業費に係る民間補助分

【削減見込額算定の内訳】

(単位：百万円、一般財源ベース)

	⑩当初予算額	⑪削減見込額	⑫～⑳削減見込額
オアシス構想推進事業費	78	43	46～78
林道開設改良事業費	22	11	11～22
その他6事業	138	69	69

項目名 農林市町村補助金（廃棄物処理対策整備推進事業費）

【具体的な見直しの内容】

- ・ ばいじん集じん器灰無害化処理施設整備費補助金等については、平成10年度をもって廃止する。
- ・ ペットボトル減容圧縮器購入費補助金については、平成11年度をもって廃止する。

【見直しの考え方の詳細】

- ・ ばいじん集じん器灰無害化処理施設整備費補助金等については、施設の経過年数等により国庫補助の対象とならない施設整備や機器の設置に要する費用を補助するため創設された補助制度であるが、施設や機器の整備は相当進んできているとともに、一部未整備の施設・機器の設置については、排ガス高度処理施設の一環として総合的に整備することにより、国庫補助対象となるため、府単独の補助制度は廃止する。
- ・ ペットボトル減容圧縮器購入費補助金については、平成8年度から平成11年度までのサンセット事業として制度を創設しており、当初から市町村に対して周知を図り、期限内の計画的な整備を指導してきたところであり、当初方針どおり、平成11年度をもって廃止する。

【削減見込額算定の内訳】

○平成10年度当初予算額	30	百万円
○平成11年度削減見込額	15	百万円
○平成12年～20年度削減見込額	30	百万円

項目名 市町村振興補助金（通常分）

【具体的な見直しの内容】

- 現行制度を見直し、地方分権や行財政改革、広域行政の取組の推進などに着目して、市町村の自律的な行財政運営を支援する制度として再編した上で、一定期間補助制度を存続させる。

（参考）現行制度

「府域の均衡ある発展」を図る観点から、市町村が実施する公共施設の整備に対して補助してきたものであるが、単に施設整備の促進を図るというだけでなく、市町村に対する総合的な財政支援機能をも果たしている。

【見直しの考え方の詳細】

- ・ 本格的な地方分権時代を迎え、住民に身近な基礎的な自治体である市町村の役割はますます重要になっており、今後、市町村が「地域のことは自らが責任をもって決定していく」という自己決定、自己責任の原則をさらに徹底した自律的な行財政運営体制を構築していくことが強く求められている。
- ・ こうした中、本府としては、地域の住民サービスの総合体である市町村行政を補完する立場から、従来の「府域の均衡ある発展」を重視した財政支援制度から市町村が自律性を高めるための取組に対する支援を中核に据えた制度に市町村振興補助金（通常分）を再編し、分権型社会に対応した市町村づくりを支援する。

【削減見込額算定の内訳】

- 平成10年度当初予算額 26.4 億円
- 平成11年度削減見込額 11.9 億円
- 平成12～20年度削減見込額 12.8～15.3 億円

項目名	市町村振興補助金（まちづくり分）
-----	------------------

【具体的な見直しの内容】

○ 制度発足当初の方針どおり、新規採択は10年度で終了し、継続分については12年度まで措置する。

（参考）

- ・ 市町村の単独事業の支援制度として、平成元年度に創設したものである。

期	名 称	採 択 期 間	支 援 期 間
1期	アイデアまちづくり支援事業	H元～H4	採択後3か年
2期	魅力あるまちづくり支援事業	H5～H7	”
3期	”	H8～H10	”

【見直しの考え方の詳細】

市町村振興補助金（まちづくり分）は、サンセット事業として平成10年度の新規採択事業が完了する平成12年度をもって廃止を予定していたところであり、当初方針に基づき、平成12年度をもって廃止するものである。

【削減見込額算定の内訳】

- 平成10年度当初予算額 19.7 億円
- 平成11年度削減見込額 9.0 億円
- 平成12～20年度削減見込額 15.3～19.7 億円

項目名 民間社会福祉施設整備促進費

【具体的な見直しの内容】

- 施設整備の進捗状況、建設単価の下落を踏まえ、現在の建設単価の上乗せ補助は廃止する。ただし、障害者施設については、整備状況に鑑み、施設機能・入所者処遇の向上を図るための面積加算を対象とした制度として存続する。また、老朽化による建て替えを対象とした貸付金制度を新たに創設する。なお、整備中の施設については経過措置を設ける。

【見直しの考え方の詳細】

この制度は、平成3年度に実態に比して低い国庫補助基準額との乖離を縮小するため、整備に要する実勢単価を府独自に設定、法人の負担を軽減し、社会福祉施設整備の促進を図ることを目的として創設したものである。

バブル崩壊後の景気低迷により建設実勢単価が下落し、横ばい傾向にある今日、国庫補助単価上乗せ方式による施設整備補助制度は一定の役割を終えたものと考え。したがって、国庫補助単価に上乗せしてきた現行の施設整備補助を、原則廃止する。

障害者（児）施設については、整備が立ち遅れており、今後も施設整備を促進していく必要があり、また、入所者処遇の向上を図るため、府が認める国庫基準を超える面積を対象に整備計画終了年次（平成14年度）まで、補助（従来の単価上積み補助→面積横出し補助）を継続する。

老朽施設については、今後、府域の既存施設の老朽化に伴い、建て替え需要が増大することに鑑み、入所者の居住性・安全性の維持向上をめざした施策誘導を図るため国庫基準面積以上の施設を改築する場合に、府が認める面積を対象に貸付制度を創設する。

現行の主な施設の国・府補助単価（鉄筋）

主な施設の種類	国基準単価 円/㎡	府独自基準単価 円/㎡	差額（補助額）
特別養護老人ホーム	288,509円	318,800円	30,291円
身体障害者療護施設	292,171円	318,800円	26,629円
知的障害者更生施設	279,901円	307,500円	27,599円
保育所	279,824円	307,500円	27,676円

【削減見込額算定の内訳】

平成10年度当初予算額 16 億円

平成11年度削減見込額 0.3 億円

（現行制度で補助対象となった施設の継続事業があるため、削減効果額が小さい）

平成12年度以降の削減見込額 13 億円

（新制度への移行により、特別養護老人ホーム等大規模施設整備に係る補助金が削減される）

項目名 老人保健施設整備事業費

【具体的な見直しの内容】

○ 施設整備の進捗状況等を踏まえ、助成制度を廃止する。なお、整備中の施設については経過措置を設ける。

- ・ 老人保健施設の整備促進を目的に、国庫補助対象となった老人保健施設の整備に対し、府単独の補助を行っているが、老人保健施設の整備がおおむね川崎県に進んでいる状況等を踏まえ、この制度を廃止する。なお、整備中の施設については経過措置を設ける。

〔府単独助成：新築施設の場合〕

①基本額	25,000千円	} の和×調整率(79%)
②療養床加算(50～150床)	200千円/床	
③デイケア加算	12,000千円	
④痴呆性加算	25,000千円	

【見直しの考え方の詳細】

府・市町村老人保健福祉計画の目標達成に向け、老人保健施設の整備については、平成3年度より府単独の補助制度を創設するとともに、平成7年度には痴呆性高齢者対策やデイケアを促進するための加算制度を設け、その整備促進を図ってきた。

老人保健施設の整備は(痴呆性高齢者やデイケア対応も含め)おおむね川崎県にすすんでおり、本制度創設に係る所定の目的を達成したと判断できることから、見直しを行うものである。

【削減見込額算定の内訳】

現在継続中の整備事業(H10～11)については、事業者の資金計画への影響等を考慮し、現行制度を継続するものとするため、府単独の補助制度については、平成11年度の新規事業分より見直すこととする。

これによる削減見込額は、平成10年度当初予算(14億円)に比して、平成11年度では、10年度からの継続分が存続するため11.2億円となり、平成12年度以降については制度全廃のため14億円となる。

個別見直し項目の概要（その他）

項目名	市町村施設整備資金貸付金償還金（市町村施設整備資金特別会計繰入金）						
<p>【具体的な見直しの内容】</p> <p>○ 過去の貸付金の償還金と新規貸付金との差額を特別会計から一般会計に繰り入れているが、平成11年度以降、新規貸付金を抑制することにより、繰入金を増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規貸付金の抑制による、特別会計からの繰入金の増額を図るものである。 ・ まちづくり分に係る貸付金については、サンセット事業としてスタートした当初方針に基づき、平成10年度新規採択する事業が完了する平成12年度をもって廃止する。 ・ 通常分についても、3割程度の新規貸付額の縮減を行う。 <p>【見直しの考え方の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本貸付制度は、市町村の公共施設整備が円滑に推進されるよう、本府独自の資金の貸付けを行うものであり、政府資金に準じた通常分と、市町村の単独事業の支援制度としてのまちづくり分の貸付けを行っている。 ・ また、過去の貸付金の償還額と新規貸付金との差額については、一般会計が市町村施設特別会計から繰り入れている。 ・ 今回の見直しにおいては、平成11年度以降の新規貸し付け額を抑制することにより、一般会計繰入金の増額を図るものである。 <p>【削減見込額算定の内訳】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">○ 平成10年度当初予算額 （一般会計繰入金）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">32.1 億円</td> </tr> <tr> <td>○ 平成11年度繰入金増加見込額</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">35.4 億円</td> </tr> <tr> <td>○ 平成12～20年度繰入金増加見込額 （最大 平成14年度、最小 平成20年度）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">53.0～75.7 億円</td> </tr> </table>		○ 平成10年度当初予算額 （一般会計繰入金）	32.1 億円	○ 平成11年度繰入金増加見込額	35.4 億円	○ 平成12～20年度繰入金増加見込額 （最大 平成14年度、最小 平成20年度）	53.0～75.7 億円
○ 平成10年度当初予算額 （一般会計繰入金）	32.1 億円						
○ 平成11年度繰入金増加見込額	35.4 億円						
○ 平成12～20年度繰入金増加見込額 （最大 平成14年度、最小 平成20年度）	53.0～75.7 億円						

公の施設の管理運営に係る予算・人員の概要

(単位: 千円)

施設名	委託先		9年度最終予算
府立現代美術センター	(財)大阪府文化振興財団	予算額	45,351
		特定財源	7,688
		一般財源	37,663
		(賃借料)	92,011
		人員(人数)	4
府立文化情報センター	(財)大阪府文化振興財団	予算額	125,970
		特定財源	4,806
		一般財源	121,164
		(賃借料)	92,415
		人員(人数)	12
府立上方演芸資料館	(財)大阪府文化振興財団	予算額	285,454
		特定財源	114,828
		一般財源	170,626
		(賃借料)	339,457
		人員(人数)	16
府立女性総合センター	(財)大阪府男女協働社会づくり財団	予算額	472,797
		特定財源	185,135
		一般財源	287,662
		人員(人数)	24
府立羽衣青少年センター	(財)大阪府青少年活動財団	予算額	134,613
		特定財源	22,764
		一般財源	111,849
		人員(人数)	9
府立能勢の郷野外活動センター	(財)大阪府青少年活動財団	予算額	95,801
		特定財源	28,946
		一般財源	66,855
		人員(人数)	5
府立総合青少年野外活動センター	(財)大阪府青少年活動財団	予算額	410,622
		特定財源	40,632
		一般財源	369,990
		人員(人数)	32
府立青少年海洋センター	(財)大阪府青少年活動財団	予算額	565,990
		特定財源	147,808
		一般財源	418,182
		人員(人数)	31
府立青少年会館	(財)大阪府青少年活動財団	予算額	427,653
		特定財源	119,693
		一般財源	307,960
		人員(人数)	21
府立老人福祉センター (延寿荘・楽寿荘)	(財)大阪府地域福祉推進財団	予算額	151,970
		特定財源	7,746
		一般財源	144,224
		人員(人数)	19

府立老人総合センター	(財)大阪府地域福祉推進財団	予算額	64,548
		特定財源	1,254
		一般財源	63,294
		(賃借料)	3,608
		人員(人数)	2
府立花の文化園	(財)大阪府農とみどり環境の整備公社	予算額	381,784
		特定財源	66,192
		一般財源	315,592
		人員(人数)	20
府立労働センター	(財)大阪労働協会	予算額	358,111
		特定財源	235,714
		一般財源	122,397
		人員(人数)	15
府立勤労青少年会館 (法人事務局運営費を含む)	(財)青少年の町	予算額	241,153
		特定財源	392
		一般財源	240,761
		人員(人数)	19
府立泉佐野勤労青少年研修センター	(財)青少年の町	予算額	191,339
		特定財源	51,134
		一般財源	140,205
		(賃借料)	7,000
		人員(人数)	11
府立久美浜臨海学校	直営	予算額	14,532
		特定財源	2,367
		一般財源	12,165
		人員(人数)	2(1)
府立臨海スポーツセンター	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	予算額	221,743
		特定財源	92,688
		一般財源	129,055
		人員(人数)	10
府立漕艇センター	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	予算額	33,363
		特定財源	7,167
		一般財源	26,196
		人員(人数)	3
府立体育会館	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	予算額	386,759
		特定財源	323,529
		一般財源	63,230
		人員(人数)	13
府立門真スポーツセンター	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	予算額	801,018
		特定財源	250,314
		一般財源	550,704
		人員(人数)	19
府立千早山の家	直営	予算額	12,210
		特定財源	841
		一般財源	11,369
		人員(人数)	3(0)

府立青年の家	直営	予算額	37,998
		特定財源	15,722
		一般財源	22,276
		人員(人数)	12(11)
府立中央図書館	直営	予算額	793,400
		特定財源	41,429
		一般財源	751,971
		人員(人数)	99(95)
府立中之島図書館	直営	予算額	128,089
		特定財源	4,252
		一般財源	123,837
		人員(人数)	54(49)
府立泉北考古資料館	直営	予算額	18,358
		特定財源	0
		一般財源	18,358
		人員(人数)	6(3)
府立少年自然の家	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	予算額	192,577
		特定財源	48,434
		一般財源	144,143
		人員(人数)	12
府立国際児童文学館	(財)大阪国際児童文学館	予算額	238,408
		特定財源	433
		一般財源	237,975
		(賃借料)	40,105
人員(人数)	16		
府立弥生文化博物館	(財)大阪府博物館協会	予算額	265,812
		特定財源	7,375
		一般財源	258,437
		人員(人数)	13
府立近つ飛鳥博物館	(財)大阪府博物館協会	予算額	272,619
		特定財源	14,792
		一般財源	257,827
		人員(人数)	13
近つ飛鳥風土記の丘	(財)大阪府博物館協会	予算額	15,411
		特定財源	753
		一般財源	14,658
		人員(人数)	2
合 計 30 施設		予算額	7,385,453
		特定財源	1,844,828
		一般財源	5,540,625
		(賃借料)	574,596
		人員(人数)	517(159)

(注)

- ・ 9 年度最終予算の額は、委託料、当該施設に係る人件費補助金及び事務費。
(賃借料)とは不動産の賃借料。
- ・ 「人員」欄の人数は、委託料、補助金等当該施設に係る人件費を府費で措置している人数。
(非常勤を含む。)
- ・ 「人員」欄の()の人数は、直営施設の常勤職員数で内数。予算上は、職員費等で措置されており、9 年度最終予算の額には含まず。

指 定 出 資 法 人 の 概 要

(平成10年7月1日現在)

所管 部局名	法 人 名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額	府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)						府の財政支出 (千円) [平成9年度決算]		
					役員	府 派 遣		常勤 職員	府 派 遣		補助金	委託料	その他
						府 OB	府 派遣		府 OB	府 派遣			
企 画 調 整 部	(財)大阪府 国際交流財団	H元 1.25	4,862,416	99.9	常1	常0	常1	10	0	6	213,278	51,500	26,426
			5,032,000		非15	非0							
	(財)大阪国際平和 センター	H元 7.25	200,000	50.0	常0	常0	常0	9	0	4	126,652	0	0
			100,000		非17	非0							
	(株)千里ライフサイエ ンスセンター	S63. 3. 1	602,000	20.8	常3	常0	常0	10	0	0	0	0	0
			125,000		非11	非0							
	(財)記の川水源地域 対策基金	S63.11.21	1,002	33.3	常0	常0	常0	1	1	0	0	0	114,000
334			非7		非0								
(財)千里ライフ サイエンス振興財団	H2. 7.31	3,040,500	32.9	常0	常0	常0	6	0	1	63,000	0	0	
		1,000,000		非53	非1								
(財)琵琶湖・淀川 水質保全機構	H5. 9.28	3,000,000	20.3	常0	常0	常0	16	1	1	0	2,500	11,767	
		609,400		非14	非0								
(財)アジア・太平洋 人権情報センター	H6. 7.22	852,906	29.3	常0	常0	常0	9	0	1	58,840	4,800	0	
		250,000		非26	非1								
生 活 文 化 部	(財)大阪府 大学学術振興基金	S62. 1.21	274,000	73.0	常0	常0	常0	0	0	0	0	0	0
			200,000		非11	非2							
	(財)大阪府 文化振興財団	H元 5.25	2,000,000	100.	常1	常0	常1	98	1	40	1,053,689	343,530	0
			2,000,000		非23	非0							
	(財)大阪府男女協働 社会づくり財団	H6. 4. 1	100,000	100.	常1	常0	常1	21	0	17	211,510	321,377	0
			100,000		非16	非0							
	(財)大阪府 青少年活動財団	S41. 2.28	101,000	98.5	常4	常1	常1	129	0	8	549,687	1,600,232	1,545
99,500			非20		非4								
(財)大阪府私学振興会	S41. 5.23	1,000	100.	常1	常1	常0	5	0	2	0	0	5,041,435	
		1,000		非11	非1								
(財)大阪21世紀協会	S57. 4. 8	500,000	33.3	常4	常1	常1	58	0	13	0	0	501,486	
		166,660		非45	非0								
(財)大阪府子ども会 育成連合会	S46. 4. 1	1,300	38.5	常1	常1	常0	2	0	0	1,665	0	750	
		500		非16	非1								

(平成10年7月1日現在)

所管部局名	法人名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額 府出資額 (千円)	府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)						府の財政支出 (千円) [平成9年度決算]		
					役員		常勤 職員	府 OB 派遣		府 OB 派遣	補助金	委託料	その他
					府 OB	府 派遣		府 OB	府 派遣				
生活文化部	(財)大阪府 マリナー協会	S57. 11. 9	10,500	47.7	常0	常0	常0	7	0	1	0	0	0
			5,000		非19	非0							
	(財)大阪府育英会	S27. 4. 1	492,168	12.3	常1	常1	常0	13	0	0	325,739	0	1,080,000
			60,500		非17	非1							
福祉部	(財)大阪府 地域福祉推進財団	H元 12. 26	422,000	59.2	常3	常0	常3	65	1	27	301,746	616,662	0
			250,000		非21	非2							
	(福)大阪府 社会福祉事業団	S46. 3. 25	10,000	100.	常3	常2	常1	457	3	11	37,962	4,888,831	0
			10,000		非10	非1							
	(福)大阪府 総合福祉協会	S61. 4. 8	10,000	100.	常2	常0	常1	18	0	5	89,300	110,153	0
			10,000		非15	非1							
	(福)大阪府 障害者福祉事業団	S44. 4. 1	10,000	100.	常1	常1	常0	462	1	51	70,627	5,848,131	0
			10,000		非14	非2							
	(財)大阪府 国民年金福祉協会	S63. 11. 22	16,000	31.3	常0	常0	常0	11	6	0	0	0	0
			5,000		非11	非2							
保健衛生部	(財)阪南医療 解放センター	S47. 6. 3	1,333,341	50.0	常0	常0	常0	388	0	0	654,102	0	444,000
			666,670		非18	非0							
	(財)大阪がん予防 検診センター	S61. 10. 1	22,000	45.5	常1	常1	常0	71	0	11	503,500	1,324	0
			10,000		非17	非1							
(財)大阪府環境衛生 営業指導センター	S57. 3. 31	20,450	39.1	常2	常1	常1	2	0	0	141,375	0	0	
		8,000		非19	非0								
商工部	(財)大阪中小企業 情報センター	S54. 11. 27	131,680	30.3	常1	常1	常0	11	0	11	305,931	7,921	0
			40,000		非27	非3							
	(財)大阪府研究開発型 企業振興財団	H 2. 8. 30	1,947,500	87.3	常1	常0	常1	15	0	8	110,343	2,979	1,942,500
			1,700,000		非12	非0							
	(株)大阪国際会議場 (旧株)大阪国際貿易 センター-10.9.1名称変更)	S33. 8. 9	600,000	50.0	常1	常0	常1	20	0	2	0	0	204,000
300,000			非15		非1								
(財)大阪府 産業基盤整備協会	S37. 2. 21	30,000	100.	常2	常1	常1	28	0	13	0	1,704	0	
		30,000		非11	非1								

(平成10年7月1日現在)

所管部局名	法人名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額 府出資額 (千円)	府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)						府の財政支出 (千円) 〔平成9年度決算〕		
					役員	府		常勤 職員	府		補助金	委託料	その他
						OB	府 派遣		OB	府 派遣			
商	(財)大阪府 中小企業振興協会	H 1. 4. 1	201,300	99.4	常 2	常 1	常 1	23	0	0	259,059	1,143	1,125,000
			200,000		非21	非 0							
	(財)大阪府 同和金融公社	S44. 10. 31	30,000	66.7	常 1	常 1	常 0	19	0	0	0	0	0
			20,000		非20	非 0							
	(財)大阪中央地場産業 振興センター	S59. 7. 10	46,500	32.2	常 3	常 2	常 0	7	1	2	20,200	0	43,805
			15,000		非39	非 0							
	(財)国際見本市協会	S24. 12. 23	322,441	26.4	常 1	常 0	常 1	208	0	3	66,254	306,658	873,818
			85,000		非24	非 1							
	(株)いずみコスモポリ ス	S62. 12. 14	1,000,000	12.0	常 1	常 0	常 0	8	0	0	0	0	0
			120,000		非20	非 1							
	(株)泉佐野コスモポリ ス	S62. 12. 16	1,000,000	16.0	常 2	常 0	常 0	3	0	0	0	0	0
			160,000		非 5	非 1							
(株)岸和田コスモポリ ス	S63. 7. 7	1,000,000	13.5	常 1	常 0	常 0	5	0	0	0	0	0	
		135,000		非27	非 1								
(社)大阪国際ビジネス 振興協会	H 2. 4. 1	44,200	29.4	常 1	常 0	常 1	9	0	7	71,381	20,766	176,994	
		13,000		非29	非 0								
(財)大阪コンベンショ ン・ビューロー	H 8. 12. 25	235,000	21.3	常 3	常 0	常 1	10	0	1	0	0	44,503	
		50,000		非27	非 0								
(株)大阪繊維リソース センター	H 2. 4. 18	2,758,400	21.0	常 2	常 0	常 0	15	0	1	31,000	3,391	29,359	
		580,000		非11	非 1								
大阪府中小企業 信用保証協会	S23. 10. 26	87,154,646	7.0	常 6	常 3	常 0	430	0	0	0	0	48,185, 152	
		6,058,726		非19	非 0								
環境農 林水産 部	(財)大阪府農林会館	S35. 4. 1	2,000	50.0	常 0	常 0	常 0	9	0	1	0	0	65,290
			1,000		非10	非 1							
	(財)大阪府農とみどり 環境の整備公社	S61. 2. 28	10,000	100.	常 2	常 2	常 0	58	10	34	252,186	1,270,356	600
			10,000		非12	非 1							
岸和田港木材倉庫(株)	S41. 11. 19	30,000	60.0	常 1	常 0	常 0	5	0	0	0	0	0	
		18,000		非13	非 1								

(平成10年7月1日現在)

所管 部局名	法人名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額	府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)						府の財政支出 (千円) 〔平成9年度決算〕			
					府 出資 額 (千円)	役員	府 OB	府 派遣	常勤 職員	府 OB	府 派遣	補助金	委託料	その他
環 境 農 林 水 産 部	(株)大阪府食品流通センター	S49. 6. 11	300,000		常4	常4	常0	14	2	1	0	397,088	0	
			153,000	51.0	非12	非0								
	(株)松原食肉市場公社	S61. 12. 11	100,000		常1	常0	常1	7	0	2	746,099	0	250,100	
			45,000	45.0	非10	非0								
	(財)大阪府 漁業振興基金	S62. 3. 13	5,000,000		常0	常0	常0	10	0	6	0	0	0	
			2,500,000	50.0	非15	非0								
	(財)大阪産業廃棄物 処理公社	S46. 2. 19	10,000		常2	常1	常0	68	4	24	0	22,880	0	
			5,000	50.0	非13	非1								
	大阪府 農業信用基金協会	S37. 3. 8	2,867,460		常1	常0	常1	13	0	0	46	0	160	
			400,020	13.9	非18	非0								
	(財)大阪みどりの トラスト協会	H元 11. 1	207,918		常1	常1	常0	4	0	4	113,423	7,970	0	
			100,000	48.1	非26	非3								
	(株)大阪泉大津フラワ ーセンター	H 2. 11. 1	1,200,000		常1	常1	常0	3	0	2	0	0	0	
			408,000	34.0	非10	非0								
(株)大阪鶴見フラワ ーセンター	H 2. 11. 1	1,800,000		常2	常1	常0	9	0	2	0	0	0		
		459,000	25.5	非10	非0									
大阪府 漁業信用基金協会	S53. 3. 8	62,200		常0	常0	常0	0	0	0	0	0	0		
		20,700	33.3	非7	非0									
(財)地球環境センター	H 4. 1. 28	1,658,310		常2	常0	常1	24	0	2	39,108	0	0		
		650,000	39.2	非13	非0									
労 働 部	(財)青少年の町	S46. 10. 18	1,000		常1	常1	常0	29	1	7	30,339	430,962	0	
			1,000	100.	非12	非0								
	(財)大阪勤労者 職業福祉センター	S62. 11. 18	670,000		常2	常1	常0	113	0	7	0	0	0	
			670,000	100.	非17	非1								
	(財)大阪府 勤労者福祉協会	S33. 5. 1	100,000		常1	常1	常0	57	2	3	480,241	0	0	
			100,000	100.	非28	非1								
	(財)西成労働福祉セン ター	S37. 9. 21	1,000		常1	常1	常0	38	0	2	647,962	0	0	
			500	50.0	非14	非3								

(平成10年7月1日現在)

所管 部局名	法人名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額		役職員数(人)						府の財政支出(千円) (平成9年度決算)		
			府 出資額 (千円)	府 出資 比率 (%)	役員	府		常勤 職員	府		補助金	委託料	その他
						OB	派遣		OB	派遣			
労働部	(財)大阪生涯職業 教育振興協会	H 3. 1. 1	104,600	57.4	常1	常0	常1	10	0	3	81,112	1,900	0
			60,000		非17	非1							
	(財)大阪労働協会	S21. 5. 25	1,500	0.0	常1	常1	常0	13	1	3	0	363,810	0
			0		非11	非1							
	(財)大阪勤労者 信用基金協会	S46. 10. 28	1,378,100	11.6	常1	常0	常0	6	0	0	0	0	73,632
160,000			非15		非0								
大阪府 職業能力開発協会	S45. 4. 1	0	—	常1	常1	常0	10	0	1	129,137	1,742	0	
		0		非53	非0								
土木部	(財)阪神高速道路協会	S40. 4. 1	110,000	4.5	常5	常1	常0	35	3	0	0	0	0
			5,000		非4	非0							
	大阪高速鉄道㈱	S55. 12. 15	10,573,000	52.0	常4	常2	常2	179	0	16	0	342,104	5,367,820
			5,498,000		非13	非0							
	大阪府道路公社	S58. 4. 1	52,020,000	100.	常4	常2	常2	41	0	39	0	320,142	1,050,000
			52,020,000		非4	非0							
	(財)大阪府公園協会	S33. 3. 26	500	100.	常2	常2	常0	33	1	9	0	807,124	0
			500		非9	非0							
	大阪府土地開発公社	S49. 5. 1	30,000	100.	常3	常1	常2	171	1	107	0	0	0
			30,000		非7	非1							
(財)大阪府 ポートサービス公社	S47. 3. 28	20,000	100.	常1	常1	常0	11	1	3	4,320	2,495	0	
		20,000		非15	非0								
堺泉北埠頭㈱	S48. 5. 8	100,000	50.9	常1	常1	常0	13	0	4	0	70,385	0	
		50,900		非14	非0								
大阪府都市開発㈱	S40. 12. 24	4,000,000	49.0	常7	常3	常2	401	0	12	527,029	0	0	
		1,960,000		非9	非0								
関西高速鉄道㈱	S63. 5. 25	75,280,200	23.9	常3	常1	常0	12	0	3	961,610	0	0	
		18,000,000		非8	非0								
大阪外環状鉄道㈱	H 8. 11. 21	523,900	28.6	常5	常1	常1	19	0	6	51,000	0	322,000	
		150,000		非6	非0								

(平成10年7月1日現在)

所管部局名	法人名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額		府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)					府の財政支出 (千円) [平成9年度決算]			
			府 出 資 額 (千円)	役員		府 OB	府 派遣	常勤 職員	府 OB	府 派遣	補 助 金	委 託 料	そ の 他	
														府 OB
土 木 部	(財)大阪府下水道 技術センター	H 3. 3. 28	100,020		常 1	常 0	常 1	32	0	17	0	58,057	0	
			39,000	39.0	非11	非 0								
	泉大津港湾都市(株)	S62. 11. 30	200,000		常 3	常 1	常 0	12	1	1	0	0	0	
			48,000	24.0	非10	非 0								
	岸和田港湾都市(株)	S62. 11. 30	200,000		常 2	常 0	常 1	10	0	1	0	0	0	
			48,000	24.0	非11	非 0								
建 築 都 市 部	大阪府住宅供給公社	S40. 11. 1	31,000		常 5	常 5	常 0	184	1	19	4,770	16,225	1,788,286	
			31,000	100.	非 5	非 0								
	(財)大阪府まちづくり 推進機構	H 2. 9. 1	1,612,000		常 1	常 0	常 1	16	0	7	74,267	0	0	
			1,000,000	62.0	非21	非 3								
	(財)大阪府 住宅管理センター	S42. 6. 1	20,000		常 3	常 2	常 1	165	1	83	17,624	20,545,	0	
			10,000	50.0	非 6	非 1					064			
	(財)大阪府 建設監理協会	S39. 6. 10	1,000		常 3	常 3	常 0	74	1	22	0	5,119,431	0	
			1,000	100.	非10	非 0								
	国際文化公園都市(株)	S63. 12. 9	3,000,000		常 3	常 1	常 0	10	0	1	0	0	0	
			667,000	22.2	非10	非 0								
	(財)大阪府 都市整備センター	S40. 4. 12	30,000		常 2	常 0	常 2	37	2	7	0	229,638	0	
			10,000	33.3	非 9	非 0								
企 業 局	(財)千里保健医療 センター	S 40. 7. 26	2,039,178		常 6	常 1	常 3	467	0	16	7,372	2,659,945	0	
			2,032,178	99.6	非13	非 2								
	(財)大阪府 千里センター	S 37. 11. 1	5,003,952		常 4	常 3	常 1	48	1	20	0	15,731	0	
			5,003,952	100.	非 9	非 0								
	(財)大阪府 泉北センター	S 41. 4. 1	2,740,915		常 3	常 3	常 0	43	2	11	0	83,781	0	
			1,978,648	72.2	非 9	非 0								
	(財)大阪府臨海 ・りんくうセンター	H 3. 7. 1	5,105,935		常 2	常 1	常 1	23	0	14	りんくうセンター	0	807,882	13,490
			5,000,000	97.9	非13	非 2					臨海センター	0	97,583	0

(平成10年7月1日現在)

所管 部局 名	法 人 名	設立年月日	基本財産・ 資本金総額 府出資額 (千円)	府 出資 比率 (%)	役 職 員 数 (人)						府の財政支出 (千円) 〔平成9年度決算〕		
					役員	府		常勤 職員	府		補助金	委託料	その他
						OB	派遣		OB	派遣			
企 業 局	(株)テレコムりんくう	H 2. 1. 23	1,319,050	49.3	常1	常0	常1	6	0	3	0	0	699,600
			650,000		非12	非2							
	りんくうゲートタ ワービル(株)	H 2. 5. 8	15,000,000	34.0	常5	常2	常1	21	0	9	0	0	489
			5,100,000		非10	非0							
	りんくう国際物流(株)	H 5. 2. 24	5,088,000	22.1	常4	常1	常1	9	0	1	0	0	0
			1,125,000		非13	非1							
水 道 部	(財)大阪府 水道サービス公社	H 2. 3. 29	100,000	100.	常1	常1	常0	12	0	12	0	118,938	0
			100,000		非7	非0							
教 育 委 員 会	(財)大阪国際 児童文学館	S 55. 7. 1	10,000	100.	常1	常0	常1	13	0	3	33,521	204,235	0
			10,000		非15	非1							
	(財)大阪府スポーツ ・教育振興財団	S 32. 8. 23	12,000	75.0	常4	常3	常1	61	1	35	41,615	1,610,163	200,000
			9,000		非14	非2							
	(財)大阪府文化財 調査研究センター	S 47. 11. 27	16,200	61.7	常1	常1	常0	83	1	13	0	2,900,652	0
			10,000		非11	非0							
(財)大阪府博物館協会	H 2. 9. 1	100,500	99.5	常3	常2	常1	23	1	20	27,047	553,138	0	
		100,000		非18	非1								
(財)大阪体育協会	S 45. 3. 24	50,000	5.0	常1	常1	常0	6	1	4	284,905	0	9,574	
		2,500		非34	非1								
合 計 (92法人)					常 177 非 1,449	常 81 非 61	常 48	5, 449	54	869	9,821, 573	53,193, 023	69,687, 581

面的開発プロジェクトと鉄軌道整備の概要

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費(府支出額)	H10事業費(府支出額)																								
南大阪湾岸整備事業 (りんくうタウン) 《事業主体》 企業局	<ul style="list-style-type: none"> 位置：泉佐野市、田尻町 泉南市各地先 面積：約320ha 土地利用： 商業・業務 30ha 流通・製造・加工 25ha 住宅関連 10ha 空港関連産業 15ha 工場団地 70ha 公園・緑地 65ha 埠頭用地等 30ha 下水処理施設 15ha 交通施設等 60ha 事業期間 (埋立) 昭和61年度～平成7年度 (開発) 平成2年度～平成24年度 	<ul style="list-style-type: none"> S60.6 南大阪湾岸整備事業計画策定 S62.1 公有水面埋立免許取得 S62.3 工事着手 H6.9 暫定施設「りんくうパラ」オープン H7.2 収支計画見直し、事業化促進方策公表 H8 秋 まちびらき <p>《分譲状況》 (H10.7 末)</p> <table border="1" data-bbox="823 936 1240 1328"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>分譲予定面積 ha</th> <th>契約率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業</td> <td>25.0</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>流通</td> <td>15.4</td> <td>91.6</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>7.7</td> <td>57.1</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>12.7</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>工場</td> <td>58.2</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>公共</td> <td>33.0</td> <td>98.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>152.0</td> <td>53.6</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	分譲予定面積 ha	契約率	商業	25.0	19.2	流通	15.4	91.6	住宅	7.7	57.1	空港	12.7	34.6	工場	58.2	36.4	公共	33.0	98.5	計	152.0	53.6	7,403 億円 (一般会計負担0) ※ 現在、精査中 ----- S61 年度からH9年度までの事業費は 4,369 億円	149 億円 (一般会計負担0)
ゾーン	分譲予定面積 ha	契約率																										
商業	25.0	19.2																										
流通	15.4	91.6																										
住宅	7.7	57.1																										
空港	12.7	34.6																										
工場	58.2	36.4																										
公共	33.0	98.5																										
計	152.0	53.6																										

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費（府支出額）	H10事業費（府支出額）
国際文化公園都市 《事業主体》 ・一次造成 住宅・都市整備公団（全体743ha） ・二次造成 各開発主体（公団、民間、国際文化公園都市（株）、一般地権者）	・計画地域：茨木市北部～箕面市東部の丘陵（全域市街化区域） ・計画面積：743ha 用途 住宅地 240ha 施設用地 260ha 公共施設用地 243ha ※会社保有地 84ha （中部用地62ha、西部用地等 22ha） ・計画人口：居住 5万人 施設 2.4万人 ・事業期間（区画整理事業）：H6年度～24年度（予定）	・H6.9 住都公団による特定土地区画整理事業認可 ・H8.6 土地区画整理審議会発足 ・事業実施状況 ①埋蔵文化財調査中 ②西部地区⇒ 整地、調整池工事中 ③中部地区⇒ 仮設進入路工事完了 ・15年度目途にまちびらき	○住宅・都市整備公団事業（土地区画整理事業費） 4,188 億円 （ 0 ） ○国際文化公園都市（株）事業 約1,000 億円（※1） （6.67億円）（※2） ※1 用地費、2 次造成費、公租公課等の計。現在事業を見直し中 ※2 出資金 国際文化公園都市（株） 資本金 30億円	○住宅・都市整備公団事業（土地区画整理事業費） 約70億円 （ 0 ） ○国際文化公園都市（株）事業 未 定 （ 0 ）
和泉コスモポリス 《事業主体》 ・（株）いずみコスポリス ・（財）大阪府産業基盤整備協会 ・土地区画整理組合	・計画面積：約103.5ha ・土地利用： 産業用地 59.9ha 公園緑地 26.9ha 道路他 16.7ha ・事業手法：土地区画整理事業	・7年度 造成工事着工 ・10年7月 分譲開始 12月 造成工事竣工（予定） ・11年5月 使用収益開始（予定） ※建設可能時期 ・12年1月 換地処分（予定）	約638 億円 （1.2 億円） （出資金） ※ （株）いずみコスポリス 資本金 10 億円	101 億円 （ 0 ）

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費（府支出額）	H10事業費（府支出額）
岸和田コスモポリス 《事業主体等》 ・（株）岸和田コスモポリス ・岸和田コスモポリス 収共同企業体（JV）	・計画面積：約153ha ・土地利用： 産業用地 19.6ha 住宅用地 53.6ha 研究学園用地 6.6ha センター用地 4.0ha 公共用地 69.0ha ・事業手法：土地区画整理事業を想定	・用地所有状況 [所有者別内訳] 市有地 約11.6ha 住友都市開発 JV所有地 約14.3ha 地権者所有地 約49.7ha 里道・水路 約73.8ha その他公共用地 約 8.3ha	約486 億円 (1.35億円) (出資金) ※・区画整理の事業費 (平成5年時点での 想定事業費) ・現在、事業計画を 見直し中	1 億円 (0)
水と緑の健康都市 《事業主体》 企業局	・場所：箕面市市々呂美地区 ・土地利用：約313.7ha { 公共施設用地 119.0ha 公益的施設用地 17.7ha 住宅用地 118.6ha 誘致施設用地 58.4ha ・計画人口 約16,500人 ・計画戸数：約5,000戸 ・事業期間：平成8～20年度 ・事業手法：特定土地区画整理事業	・H8.2 都市計画決定 ・H9.3 建設大臣の認可を経て事業計画決定 ・H9.8 「土地区画整理審議会」発足（地権者、学際等） ・H9.9 工事用進入路築造工事等に着手 ・H10 年度（予定） 仮換地指定 造成工事着手 ・15年度目途にまちびらき	2,011 億円 (一般会計負担0) ※H3年度～9年度 164 億円	72 億円 (一般会計負担0)

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費(府支出額)	H10 事業費(府支出額)
津田サイエンス 《事業主体》 事業推進に当たっては関係者間で役割分担をしている ・大阪府：総合調整 ・大阪府住宅供給公社：基盤整備 ・大阪府産業基盤整備協会：企業誘致 ・枚方市：地元調整	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用 基盤的研究施設用地 3.7ha(伊工学センター、自由電子レーザ)民間研究施設等用地 11.4ha(17区画) 共同利用施設用地 0.8ha(サイエンスJ) 公共施設用地 10.5ha(道路、公園等) 合計 26.4ha ・造成工事 一部を除き、ほぼ完了	<ul style="list-style-type: none"> S63.3 学研都市(大阪府域)の建設に関する計画の大臣承認 造成工事着手 S63.11 伊工学センター開所 H2.7 津田サイエンスJ推進協議会設立 H2.9 自由電子レーザ研究所開所 H6.5 津田サイエンスJ 営業開始 H7.10 教育施設等への立地対象施設の範囲拡大 H10.2 分譲公募開始(3区画) 	約340億円(※1) (21.6億円)(※2) ※1 造成完了までの想定事業費 ※2 府支出額は津田サイエンスJの建築費等	5億円 (0)
南河内・健康ふれあいの郷 《事業主体》 事業推進に当たっては関係者間で役割分担をしている ・大阪府：総合調整及びスポーツ施設整備 ・大阪府住宅供給公社：基盤整備及び住宅供給	<ul style="list-style-type: none"> 計画面積 約32ha 土地利用 スポーツ施設ゾーン 14ha 住宅ゾーン 12ha みどり活用ゾーン 6ha 計 32ha	<ul style="list-style-type: none"> H4.10 基本構想発表 H9～ 開発整備条件について調整中 	約300億円 (未定) ※・造成完了までの想定事業費 ・現在、事業計画を検討中	0 (0)

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費(府支出額)	H10 事業費(府支出額)
コクサイホテル地区整備 《事業主体》 民間事業者で調整中	<ul style="list-style-type: none"> コクサイホテル、大高、マイドームが三位一体となってコンベンションゾーンを形成し「内本町地域」の活性化をめざす このうち、現在進めている第一期事業としては、老朽化しているコクサイホテルを新しい産業支援ホテルに建て替え併せて経営の民営化移行をすすめる なお、第二期事業として位置づけられている新たな産業支援施設については、今後の経済環境等の動向を踏まえ対応する 	<ul style="list-style-type: none"> H9年度 国際見本市会館(府有施設部分)の撤去 H9.2月 関係者間で基本協定締結 その後、出資法人を取り巻く環境の変化により、同協定でのスキームを変更すべく調整を開始 現在、民間主導の経営主体によるホテル建設・運営という枠組みで調整中 	約 240億円 (約60億円) ※新ホテル建設費にかかる事業費 うち約180億円は民間負担を予定	0 (0)
大阪モノレール (門真以南) 《事業主体》 未定	<ul style="list-style-type: none"> 多核環状型の都市構造の形成に資する大阪モノレールを門真以南へ延伸する ※門真～荒本・堺方面(運輸政策審議会答申第10号では、「今後路線整備については検討すべき方向」と位置づけ) 	<ul style="list-style-type: none"> H6・7年度 「都市モノレール等調査」を実施 H8・9年度 大阪外環状線鉄道との役割分担や建設コストを軽減する方策を検討 H10年度 モノレール開業による中心市街地の活性化方策検討 	未定 (未定)	0 (0)

事業名	現時点での計画概要	進捗状況	総事業費(府支出額)	H10 事業費(府支出額)
国際文化公園都市 モノレール (阪大病院以北) 《事業主体》 大阪高速鉄道(株) 大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・区間 阪大病院前～東センター (国際文化公園都市) ・延長 6.5 km ・開業目標 まちびらき後、概ね3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年9月 特許取得 ・平成7年11月 都市計画決定 ・平成9年1月 軌道法に基づく工事施行認可 ・平成9年2月 都市計画法に基づく事業認可 	約650億円 (未定) ※・うちインフラ部 約300億円 ・現在、精査中	3.8億円 (1.9億円)
大阪外環状線鉄道 《事業主体》 大阪外環状鉄道 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・区間 新大阪～久宝寺 ・延長 20.3 km ・主体 JR西日本 (運営) 大阪外環状鉄道 (建設) (株) ・構造 複線、電化 	<ul style="list-style-type: none"> ・H8年度政府予算で補助事業採択 (幹線鉄道等活性化事業費補助) ・H8.11 大阪外環状鉄道(株)設立 ・H8.12 外環状(株)及びJR西日本が 鉄道事業免許取得 ・H10.3 環境影響評価準備書提出 (都島～久宝寺) ※新大阪～都島間はH11年度での手続きをめぐす ・H10年度工事着手、H17年度完成を予定	1,197億円 (321億円) ※ 内訳 (出資金 69 補助金 57 貸付金 195	11億円 (3億円)

市町村補助金の平成11年度削減見込額一覧

(単位：百万円、一般財源ベース)

内 訳	①削減見込額
個別見直し項目①	5,426
市町村振興補助金(公立病院設置市町村助成金)	1,283
放課後児童健全育成事業費	92
ごみ焼却場公害防止装置運営助成費	289
指定文化財等保存事業費	55
土木市町村補助金	1,433
交通安全施設等整備補助金	
市町村道路補助金	
準用河川等改修費補助金	
都市計画街路事業補助金	
浸水対策事業補助金	
公共下水道事業補助金	
公園事業補助金	
自動車駐車場整備事業費補助金	
土地区画整理補助金(公共団体施行)	
市街地整備補助金(市施行分)	
農林市町村補助金	138
オアシス構想推進事業費補助金	
土地改良事業費補助金	
土地改良調整事業費補助金	
ため池防災事業費補助金	
たん水防除事業費補助金	
水質保全対策事業費補助金	
間伐促進強化対策事業費補助金	
林道開設改良事業費補助金	
廃棄物処理対策整備推進事業費補助金	
市町村振興補助金(通常分)	1,196
市町村振興補助金(まちづくり分)	900
老人保健施設整備事業費	39
その他②	14
シーリングにより削減するもの③	495
10%シーリング	65
30%シーリング	262
50%シーリング	168
合 計(①+②+③)	5,935

※なお、府歳出ベースの平成11年度削減見込額は、6,253百万円である。

市町村振興補助金の他府県実施状況（平成10年度）

都府県名	振興補助金（通常分・まちづくり分）の同種の助成制度		市町村立病院事業への助成制度	
	有無	制度名	⑩予算額（億円）	有無
愛知県	○	地方振興事業補助金	1.5	×
		魅力ある愛知づくり事業	9.4	
京都府	○	市町村自治振興補助金	15.0	×
兵庫県	○	自治振興助成事業	87.0	×
奈良県	○	地域活性化事業総合補助金	4.5	×
和歌山県	○	解けわかやま・21世紀ふるさとづくり事業	8.2	×
福岡県	○	個性ある地域づくり推進事業	1.1	×
東京都	○	市町村振興交付金	110.0	○
大阪府	○	市町村振興補助金	46.1	○
				25.2
				21.8

農林市町村補助金の他府県実施状況（平成10年度）

補助金名	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	福岡県	東京都
オアシス構想推進事業費	○	○	○	×	○	○	○	×
土地改良事業費	○	○	○	○	○	○	○	○
土地改良調整事業費	○	○	○	×	○	○	○	○
ため池防災事業費	○	○	○	×	○	○	○	×
湛水防除事業費	○	○	○	×	○	×	○	×
水質保全対策事業費	○	○	○	×	○	×	○	×
間伐促進強化対策事業費	○	○	○	○	×	○	×	○
林道開設改良事業費	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物処理対策整備推進事業費	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	○	○	×	×	×	×	○

○・・・補助制度あり ×・・・補助制度なし

上木市町村補助金の他府県実施状況（平成10年度）

補助金名	神奈川県	愛知県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	福岡県	東京都
市町村道路補助金	×	○	×	×	○	○	×	○
交通安全施設等整備補助金	×	○	×	×	×	×	×	○
準用河川等改修費補助金	○	○	○	×	×	○	×	○
自動車駐車場整備補助金	×	○	×	×	×	×	△融資	×
街路補助金	×	○	×	×	×	×	×	○
公共下水道補助金	○	○	○	○	○	○	○	○
浸水対策補助金	×	○	×	×	×	×	○	○
公園緑地整備補助金	○	○	×	×	×	×	×	○
土地区画整理事業（公共団体）	○	×	○	○	×	×	○	○
市街地整備補助金	×	×	×	×	×	×	×	○
市街地開発区域緑道整備補助金	×	×	×	×	×	×	×	×

○・・・補助制度あり ×・・・補助制度なし

学校種毎の入学料（金）・授業料（納付金）の状況

[平成10年度]

学 校 種	入学料(金)・ 授業料の別	金 額 (単 位 : 円)		備 考
		公 立	私 立	
幼稚園	入学料(金)	2,600	55,900	・私学の数値は府内平均値(9年度) ・公立の数値は府下各市町村平均値 (10年度)
	授業料年額	81,700	230,500	
小学校	入 学 金	————	201,300	・私学の数値は府内平均値
	授業料年額	————	398,600	
中学校	入 学 金	————	207,400	・私学の数値は府内平均値
	授業料年額	————	495,600	
高 校	入学料(金)	5,500 (55,000)	204,200	・私学の数値は府内平均値 ・()内は国立高校の入学料
	授業料年額	108,000	474,700	
高 専	入 学 料	72,300 (82,500)	———— ————	・()内は国立高専の入学料 ・国立高専の授業料は、府立高専と同額
	授業料年額	205,800	————	
大 学	入学料(金)	225,000 府内 325,000 府外 (275,000)	288,500	・公立は府立大学の数値を使用 府内⇒府内生の入学料 府外⇒府外生の入学料 ・()内は国立大学の入学料 ・私学の数値は全国平均値(9年度)
	授業料年額	469,200	757,200	

授 業 料 ・ 入 学 金 の 公 立 高 校 比 較

(単位: 円)

	公立高校		私立高校 (平均値)		比較	
	授業料 (A)	入学金 (B)	初年度納付金 (C=A+B)	授業料 (D)	入学金 (E)	初年度納付金 (F=D+E)
	(A)	(B)	(C=A+B)	(D)	(E)	(F=D+E)
昭和25年度	3,000	0	3,000	6,200	3,200	9,400
30	3,600	0	3,600	11,200	7,500	18,700
35	6,000	0	6,000	16,800	14,400	31,200
40	6,000	0	6,000	50,900	45,900	96,800
45	7,200	0	7,200	70,300	56,100	126,400
46	7,200	0	7,200	82,400	60,100	142,500
47	7,200	0	7,200	88,100	70,500	158,600
48	7,200	0	7,200	104,400	76,100	180,500
49	7,200	0	7,200	126,100	98,800	224,900
50	7,200	0	7,200	181,300	132,500	313,800
51	14,400	0	14,400	215,000	154,000	369,000
52	24,000	0	24,000	215,000	154,000	369,000
53	38,400	2,000	40,400	240,000	171,300	411,300
54	57,600	2,000	59,600	241,500	168,800	410,300
55	57,600	2,000	59,600	249,500	171,600	421,100
60	74,400	2,500	76,900	300,300	183,400	483,700
平成元年度	88,800	3,600	92,400	348,000	190,500	538,500
5	98,400	4,600	103,000	412,800	196,800	609,600
6	98,400	5,200	103,600	429,400	199,100	628,500
7	98,400	5,200	103,600	441,100	200,900	642,000
8	104,400	5,400	109,800	453,400	201,200	654,600
9	104,400	5,500	109,900	468,300	202,400	670,700
10	108,000	5,500	113,500	474,700	204,200	678,900

「今後の高校教育における公私にわたる受益と負担のあり方検討会」
報告（平成10年7月24日） 抜粋＜同報告11～12P＞

- 公私間で保護者負担に一定の差があることは、いたしかたない面もあるとの意見がある。しかし、高校進学希望者のうち、私立専願者の割合を超える生徒が、私立へ進学している現状及び、公私ともに多様な教育を提供して欲しい、という府民のニーズを考慮すれば、公私間の保護者負担格差は、可能な限り縮小されることが望ましいといえる。
- 現在、公立と私立の間には授業料で4.40倍（授業料軽減助成後3.70倍）、入学金を含めた初年度納付金では、5.98倍（同5.32倍）の保護者負担格差がある。この格差をどのように評価するかについて、現状の格差は、財政難の現状では是正の必要性はない、という意見はあるものの、やはり、何らかの是正が図られるべきとするのが、委員間のほぼ共通した認識であると言える。
- 保護者負担格差の是正手法として望ましいのは、府民負担の低減を図る観点からは私学助成の充実による授業料等の負担軽減ではあるが、現下の財政状況では、現状維持さえ困難な状況にあり、他の手法によって、公私間の保護者負担格差是正を図らざるを得ない。
- 負担格差是正の目安については、概ね2～3倍が妥当とする意見が多かったが、受益者負担という観点からは、国の基準を超えて、府が独自で負担している部分に着目し、この部分については、より程度の高い受益を受けていると考え、これを、行政、保護者、府民の三者で、負担を分かち合うべきとの意見があった。この意見は、公私にわたって府民負担を求める際の基準を考える、一つの手掛かりになるものであろう。
- また、高校教育における特色づくり等で、標準以上の経費を必要とする部分に着目し、これについて負担を求めてもよいのではないかと、との意見は、ほぼ全委員に共通するものであった。
- こうした考え方を参考に、公立高校において、保護者負担の大部分を占める授業料の改定を検討すべきと考える。ただし、この問題を論じる際には、あわせて、生徒減少期における、今後の公私間の生徒受入れの体制のあり方を検討する必要があるとの意見があった。本検討会では、現在の制度の撤廃をも視野に入れた、公私の自由競争の下での、適正な保護者負担格差のあり方までは、議論を尽くせていないところであり、今後、幅広い観点から検討すべきものであると考える。
- なお、大阪府学校教育審議会答申にも述べられているように、今日の様々な教育課題を解決するため、公立高校においては、特色づくり等、教育諸条件の維持・向上を図っていく必要があるが、厳しい財政状況の中で、学校運営に要する基本的経費を削減している現状では、これらに要する経費について、公立高校において、一定の保護者負担増を求めざるを得ない状況にある。
- その際、公立高校の入学金は、「入学に要する事務手数料」として、全国の公立高校において、5,500円と低廉に設定されているが、本来、入学金は、「入学に要する事務手数料であるとともに、学校の提供する諸種の便益を受ける生徒等としての地位を取得するために、一括して支払われる金銭としての性格をも併せ持つもの」という考え方もあり、厳しい財政状況の下で、現行の公立高校の教育諸条件の維持・向上を図っていくために、当面の対応として、入学金の改定は検討されるべきであると考えられる。
- また、制度の見直し等にともない、保護者負担が増加するような場合には、家庭の所得によって、進学の手がかりが奪われることのないよう、奨学金制度や授業料減免制度等の充実が不可欠であると考えられる。

〇 国と地方の税収及び歳出の割合 (平成8年度決算額 全国ベース)

(単位: 億円)

租 税 総 額		903,198
国	税	地 方 税
税 額	552,261	税 額 350,937
(総額に対する割合)	61.1%	(総額に対する割合) 38.9%

国と地方の歳出合計 (純計)		1,514,052
国 の 歳 出	地 方 の 歳 出	
歳出額 536,485	歳 出 額	977,567
(合計に対する割合) 35.4%	(合計に対する割合)	64.6%

(平成10年4月「政府税制調査会」資料)

○ 地方税源の充実強化及び安定的な地方税源の確保（法人事業税に係る外形標準課税の導入）に関する国等の動きや位置づけ

「衆議院地方行政・警察委員会附帯決議（平成10年3月20日）」抜粋

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体の財政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

- 一 地方分権推進委員会の勧告を尊重し、地方税の充実確保を図るため、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方を検討すること。また、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討すること。
- 二 地方税については、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立ち、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図ること。法定外普通税の許可制度の廃止や法定外目的税の創設等について、国と地方の関係についての一般的なルールが制定され次第、速やかにその実現に努めること。
- 三 地方の法人課税については、税収の安定性、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、事業税の外形標準課税の問題を中心に総合的な検討を進めること。

「参議院地方行政・警察委員会附帯決議（平成10年3月31日）」抜粋

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体の財政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、住民の受益と負担の関係の明確化、国と地方の役割分担、及び中長期的な国と地方の税源配分の在り方を検討し、地方税の充実確保を図ること。この場合、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討すること。
- 二 法定外普通税の許可制度の廃止や法定外目的税の創設等については、国と地方の関

係について地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、速やかにその実現に努めること。

- 三 地方の法人課税については、税収の安定性、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、事業税の外形標準課税の問題を中心に総合的な検討を進めること。

「地方分権推進計画（平成10年5月）」抜粋

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純増に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (1) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確にするという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について、総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

全国知事会「平成11年度国の施策並びに予算に関する要望 （平成10年7月16日）」抜粋

2 地方財政対策に関する要望

・・・（中略）・・・

特に、地方税については、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を極力縮小する方向で国から地方への税源移譲を行うなど、地方分権の推進に即した地方税制を確立するとともに、税収の安定的確保等の観点から法人事業税への外形標準課税の導入

を図ることが必要である。

また、地方交付税については、率の変更等を定めた地方交付税法の規定に該当する極めて厳しい状況が続いており、交付税特別会計の借入金残高は膨大な額となっている。このため、交付税率の引上げ等により、交付税総額を安定的に確保することが必要である。

さらに、地方分権への取組みや財政再建の実施に当たって、国の財政上の都合から、単なる地方への負担転嫁を行うなど、国と地方の財政秩序を乱すことのないよう留意しなければならない。

○ 減収補てん債、退職手当債及び財政健全化債の制度概要

項 目	概 要
減収補てん債	<p>「地方税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために、発行が許可される特例地方債である。」</p> <p>なお、「当該地方債の元利償還金の、都道府県にあっては80%、・・・が普通交付税で措置される。」</p> <p>(注) 標準税収入額：地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額</p> <p>(「改訂地方財政小辞典」ぎょうせい(抜粋))</p>
退職手当債	<p>「地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合(市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基づいて退職させる場合)においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てるため、地方財政法第5条第1項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。」</p> <p>(地方財政再建促進特別措置法第24条第1項)</p>
財政健全化債	<p>「行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定・公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等により、財政健全化債を許可」</p> <p>(平成10年1月 全国財政課長・地方課長合同会議配布資料)</p>

